

農 村 計 画

研 究 部 会 報

創 刊 号



1972.5 No. 1

農業土木学会農村計画研究部会

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

目 次

はじめに

巻 頭 言

農村計画研究会報の創刊に当って 出口勝美 4

農村計画研究会に望む 小林国司 5

論 説

過疎地域の農村計画について 山崎不二夫 7

第1回農村計画研究集会における報告と討論

(テーマ・Ⅰ) 農村計画の手法・手順について 9

○ 報告 農村計画の概念・定義と手法・手順 中川昭一郎

笹野伸治

○ 参考資料 吉田元三郎

○ 討 論

(テーマ・Ⅱ) 農村計画における意向調査・施設調査について 55

○ 報告 1. 農村計画に必要な調査と意向調査 青木志郎

2. 農村計画における施設調査 藤本信義

○ 参考資料

○ 討 論

(テーマ・Ⅲ)	地価問題と土地政策について	87
○ 報告	地価と土地政策	新沢嘉芽統	
		華山 謙	
○ 討論			
(テーマ・Ⅳ)	農村計画のケース・スタディについて	100
○ 報告	農村計画のケース・スタディ	北村貞太郎	
		笹野 伸治	
○ 討論			
研究部会規約		111
役員名簿		112
46年度活動経過		113
部会員名簿		114
加入及び会費について		117

はじめに

近年の農業・農村をめぐる諸情勢の急激な変化は、農村の再開発、すなわち農業総合基盤整備を中心とする農村計画、農村整備の必要性をますます強め、農業土木学会員の中でも、この農村計画に関連した研究への関心が急速に高まってまいりました。

このような時に当り、従来比較的立遅れていたこの分野の研究を急速に発展させるためには、関心ある研究者、技術者が、それぞれの研究成果を交流し、また相互に啓発し合う場を恒常的に持つことが不可欠と考えられます。

本農村計画研究部会は、このような背景のもとに昨年5月28日に農業土木学会の一研究部会として設立されたものであり、現在学会内外の約200名にのぼる方々の参加を得て、この1年間、幹事会を中心に研究集会を開催するなど具体的な活動を開始して参りました。

この研究部会報(創刊号)は、第1回研究集会(昭和46年11月25~26日、於東京・農業土木会館)において報告・討論された内容を中心に、部会創立第1年度の成果をとりまとめたものであります。事務局の不馴れもあって、いまだ十分満足すべきものとはなりませんでしたが、今後この部会報が、部会員諸氏のご協力により号を重ねるに従ってますますその内容を充実し、日本における農村計画研究の有力なよりどころとなることを願っております。

昭和47年5月

農業土木学会

農村計画研究部会常任幹事会

巻頭言

研究部会報の創刊に当って

出口勝美（部会長・農業土木試験場長）

この農村計画部会が、農業土木学会の一研究部会として昨年5月に発足してからはや一年、ここに部会誌才1号が生れる。創刊ともなれば、部会設立の精神をうたいあげて、活動意欲の昂揚を図ったり、PRを試みたりするのが常であるが、この場合は当らないようである。

農村計画が、農村の発展や農業の振興のために前提的に必要であり、また一国社会の開発計画の重要な部分を占めることは、明らかに常識的である。にもかかわらず、農村計画がないままに、農地開発や土地改良の大事業が活発に進められてきた歴史は、計画に弱いといわれるわれわれの素質、あるいは計画がとかく地につきにくい日本の風土を物語るものであろうか。とにかくいまごろ、ことさらに気負ったことあげがしにくいという実感がある。

それにしても、ようやく出発した農村計画研究の部会活動に200人近いメンバーが参加したことは、この問題に対する研究者、技術者の強い関心の現われであり、生産プラス生活という、より人間味のある仕事への意欲の高まりをみせているとってよかろう。そして目下の農村問題はその早急な解決を迫られており、そのために部会の知識の集積は広範に短期に達成されるべきことを要求されているようである。

さて、ここで気になることのひとつに、農村計画というタームが今後とも通用するかどうかがある。いま、全国農家に占める専業農家の比率は15%を割り、それが5~6%にすぎない県もあることから、果して農村といえるものが全国にどれくらいあるのか、したがって農村計画を適用できるエリアがどれだけあるのかを考えざるをえないし、それでも純農村が国内に稀れにしか実存しないかもしれないという疑念を懐きながら、農村計画を論ずることになったら、どうであろうか。まぼろしの農村計画が現れて、いつかは消えるということがないように、農村計画のアイデアとテクニックをいかに設定するかを策するのが、この部会の当面の作業ではあるまいか。

計画は作成されたときにはもう現実の計画ではない、といわれる。作成の瞬間にもう計画変更を必要とし、それを繰り返して、事業の終了を待ってはじめて完成した計画となる。それが計画の本質であるといわざるをえないが、激しく変動する農村を対象とする農村計画が真に計画として出生し、生命を全うするために、果してどのような思考や手法があるのか。これからの活発なスタディに期待し、それには百家争鳴もあって然るべきものと思う。

農村計画研究部会に望む

小林国司（参議院議員）

このたび農業土木学会に農村計画研究部会が創立され部会誌創刊の運びに至ったことは、本来実践的総合科学である農業土木が単に時代の要請に応えその使命を果そうとするだけでなく、従来やゝもすれば点と線と云うような個別的な研究になりがらであった傾向から脱皮して、農村地域を生産の場生活の場として立体的、組織的に再編成すると云う総合研究の場を得たと云うことであり、誠に慶ばしく、本部会発足に尽力された方々に対し心から敬意を表するものであります。

そもそも農村計画は国土計画の中の地域開発計画として位置づけられるものであり、戦前の地域開発計画は明治に遡る北海道・東北の開発政策と戦時における国土計画構想とに代表される殖産と国防を特徴とするものであり、戦後は「国土総合開発法」を頂点とする諸立法に基づき、特定地域開発を中心として 戦災復興、食糧確保を特徴とする復興回復期の開発政策、拠点開発を中心として工業の地方分散を特徴とする高度成長期の開発政策を経て「新全国総合開発計画」に基づき過密過疎、公害問題に対処すると共に地域特性を生かした国土の再編成を目指す開発政策へと進み「過疎対策法」「新都市計画法」「農振法」「農村地域工業導入法」等の諸法令の制定とも相俟って具体化が進んでおります。

農政面においては、地主的土地所有から自作農的土地所有へと土地所有形態の変化を経乍ら、米の自給を目指した昭和35年頃までは一貫して食糧政策が中心であり、以後構造政策を中心とする基本法農政に移行し、更に米の生産過剰を契機に総合農政へと進み、才2次農業構造改善事業・米の生産調整の発足、「農業生産の地域指標」の発表とも相俟って農業の装置化・システム化が推進されております。

土地改良の面では、基本法農政に至るまでは一貫して耕地の拡張と水利の改良が重点であったが、以後は労働生産性の向上、農業の装置化・システム化達成のための前提的手段として、或は又農村空間の総合的再開発の為の事業へと重点が移り、昭和47年度から新たに「農村基盤総合整備パイロット事業」が発足し、本来の実践的総合科学としての農業土木の体系確立が緊急の課題となって浮び上って来たのであります。

このような行政の流れの中で、農業土木学会においては、昭和44年の農業土木ハンドブック改訂に当り先駆的に農村計画をとりあげると共に今回の部会発足をみたものであり、西ドイツで昭和35年頃から、アメリカでは昭和40年頃から本格的な農村再開発に取り組んで来ていることは御承知の通りであり、国内でも日本建築学会が、農村計画委員会を発足させているのに比べれば些か立遅れの感が無いでもないが、誠に時宜を得たものであり、期待する処誠に大なるものがあります。

農業土木学会は、科学者と技術者により構成されており、両者の密接な共同を基礎にして他部門の科学者・技術者と共に相携えて、この世紀の課題とも云うべき農村計画に取り組んでいたべく事が現下激しく流動する農業問題解決への先達として齊しく期待される処であり、そして農村計画研究部会がその窓口としての任務を充分果されるものと深く確信するものであります。

過疎地域の農村計画について

山崎 不二夫 （農業土木学会長）

われわれが農村計画や地域計画について語る場合、過疎農山村を閉却することはできない。なぜならば、過疎化が猛烈な勢いで進み、過疎地域対策緊急措置法（昭和45年4月公布）で指定されている市町村は全国の約1/3に達し、面積では国土の4割をこえるに至っているからである。過疎地域をどのように振興発展させてゆくかは、日本の未来を規定する重要な意味をもっている。

過疎を生み出す基本的な条件は何か？ 農地改革によって固定化された自作農的土地所有・零細農耕の低い生産力と、独占資本・重化学工業の巨大な生産力との間の矛盾、すなわち農工間の生産力の著しい不均等発展によって、農業経営の悪化、兼業化、脱農がおこり、地域経済全体が縮少・解体し、むら社会が社会としての機能を失うに至ったのが過疎である。

したがって、過疎対策はそこに居住する人々が十分暮してゆけるだけの所得をえることができるような社会的生産力を、その地域に付与することが根本である。つまり、それは地域の再開発でなければならぬ。政府はこれについてどのように考え、どのように対応しようとしているだろうか？

新全国総合開発計画の、したがって国の、過疎問題に対する基本的な考え方は、「効率的な産業開発や観光開発を進めることが可能な地域は積極的に開発を進め、効率的な開発を進めることが困難な地域については、社会保障、集落の移転統合などを講ずる」というものである（経済企画庁編：新全国総合開発計画、P.10）。この方針によれば、大部分の過疎地域は産業開発からはみすてられ、単に安上り行政が行ないやすいように集落の移転統合などが、ナショナルミニマム充足の名の下に行なわれるに過ぎないことになる。

よく考えてみれば、政府がこのような方針をとることに不思議はない。なぜならば、もしすべての過疎地域に産業が振興し、都市なみの所得と生活が保証されれば、労働力の流出はとまってしまう、労力不足になやむ資本の要求にこたえられなくなるからである。だから過疎法の政策目標で、一応は産業の振興をうたってはいるものの、スクラップ化した過疎地域のうち、国土の効率的な工業再編成の目的にかなうところだけをビルトしようというのが、政府のねらいであろう。

昭和37年度の予算案をみると、上述の政府の姿勢がよく現われている。過疎法に基づく市町村および都道府県の過疎地域振興5ヶ年計画——国はこの計画に基づいて行なう事業の実施に関し、必要な資金の確保、その他の援助に努めなければならないことになっている（過疎法才12条）——の

総事業費は、市町村分が8,127億円（過疎法指定の1,049市町村のうち45年5月指定の767市町村分だけ）、道府県分が7,021億円である。この数字に対し、本年度の予算案では、自治省のわずか12.3億円の過疎地域対策予算要求のうち、大蔵省の査定で認められたのは集落整備補助事業費3億円（要求の半分）にすぎない。また、過疎および辺地対策事業債は、500億円の要求に対し370億円しか認められなかった。「11兆で世直し」といわれた巨大予算でも、過疎地域は見すてられているのである。

このような行き方に私は賛成できない。農林業が主体をなす過疎地域では、資本の効率主義の物差しでなく、国土の保全、資源の活用、住民の生活権の立場にたって、農林業を積極的に振興発展させるべきである。そしてその計画は、政府・府県のたてた上位計画に合わせた、上からの押しつけ振興計画ではなく、地域住民の知恵を引き出し、そのエネルギーを結集した下からの計画でなくてはならない。

従来、農業生産基盤のみを扱ってきたわれわれは、農村計画や地域計画にたずさわる場合、かえって生活環境整備にのみ気を奪われ、生活の前提になる生産・所得の問題をおろそかにしがちである。また、上位計画との斉合性に敏感で、それにとらわれがちなものも、公務員科学技術者の通弊といえよう。自戒しなければならぬと思う。

第 1 回 農 村 計 画 研 究 集 会 に お け る

報 告 と 討 論

(テーマ・Ⅰ) 農村計画の手法・手順について

(テーマ・Ⅱ) 農村計画における施設調査について

(テーマ・Ⅲ) 地価と土地政策について

(テーマ・Ⅳ) 農村計画のケーススタディについて

昭和46年11月25～26日

於 東京・農業土木会館

参加数 92名(内59名は部会員)

C

C

C

C

C

C

C

C

C

C

(テーマI) 農村計画の手法・手順について

[報告] 農村計画の概念・定義と手法・手順

中川昭一郎 (農業土木試験場)

笹野伸治 (")

吉田元三郎 (")

はじめに

農村計画の方法論については、本来、さまざまな考え方や流儀が存在しうるものであり、画一的な方法論を当研究部会の「統一見解」といった形でまとめることはむしろ避けるべきであろう。本研究部会としては、農村計画・整備に関するいろいろな考え方や資料を数多く集め、吟味し、必要最少限の交通整理を行ない、不足の個所についてはさらに提案を求めて、農村計画に際しての「多様な選択の需要に耐えうる大きな集積」を形成することをその目標とすべきだと考えられる。

本報告は、オ一回研究集會に当り、まず農村計画の手法・手順とその前提となる一般概念について、既往における具体的提案や研究成果を収集し、一応の整理を行って、討論の参考に供しようとしたものである。

1. 農村計画の概念・定義について

農村計画の概念や定義については、現在のところいまだ確定したものはないといえよう。これは農村計画が比較的新しい研究分野であると同時に、その複雑な性格・内容からくる当然の結果ともいえる。よって、農村計画の概念や定義については、あまり抽象的な論議をすることよりは、具体的ケーススタディを積重ねることによって、漸次その考え方や内容を密度の高いものにして行くことの方がより重要であろう。

しかし今後、農村計画についてのより具体的な研究や討論を深めるに当って、まず農村計画の概念や定義に関し、現在までに提案されている主要な考え方を、共通の基礎知識として理解しておくことは、十分意義のあることであろう。

以下、農村計画の概念や定義について、いろいろな立場からある程度まとまった見解を述べている参考資料 I を抜萃紹介するとともに、それぞれの共通点や相違点について概観してみよう。

1) 定義で規定している事項

いろいろな定義・概念規定がなされているが、その中で規定している事項としては次の7つ

がある。

- ①計画対象地域 ②計画目標 ③受益対象者 ④計画主体 ⑤計画内容 ⑥計画の位置づけ
⑦計画という言葉の定義

人によりこのうちの一部のみを規定している場合が多く、大半の人が共通して規定しているのは①、②、③、⑤である。

2) 計画対象地域

対象地域が農村であることは共通しているが、この場合の農村の概念としては「産業として農（林）業が主たる地域」を「土地利用として農（林）業的利用が主たる地域」の2つがある。

対象地域の範囲は、「行政単位としての市町村区域」を強く意識する場合と「行政単位にこだわらず経済・社会・自然的にまとまった一つの農村地域」を考える場合の2つがある。

大勢としては「①数市町村またがる農村地域、②単一市町村地域、③市町村の一部小地域（1～数集落）」の3つの場合がありうるとしている。この①、②の場合には「中心市街化区域を除く」と明示している人もいる。

3) 計画目標

農村地域における「生産と生活の安定向上」または「所得と生活の安定向上」を図るといふ表現が多い。

中には「文化的人間の営みの享受」、「農村社会の地文的構造の再編」、「生活基盤の水準向上」といった表現もあるが、いつでも経済的目標（生産・所得）と社会的目標（生活・文化）の両者またはその総合化されたものを計画目標と考えている点では共通している。

4) 受益対象者

大別して、対象地域に住む「農民」を中心に考える場合と非農家を含む「住民」という概念を強く出している場合の2つがある。

5) 計画主体

「農村当局」、「市町村当局」として自治体行政当局が計画主体であるとする考えと、「市町村および農協」とし農協の役割を強調する考えがある。

対象地の広がりによっては、土地改良事業の場合と同様に「国・県・市町村および団体」とする考えもある。

また、本質的には計画の主体は「農民・住民」であるべきだが、「その信託を受けた農村当局が実質的計画主体」になるとするものもある。

6) 計画内容

計画内容の区分の仕方によって表現はマチマチであるが、内容的には「経済計画と社会計画」または「経済計画・社会計画・物的計画」に区分しているものが多く、同時にそれらの「総合計画」の重要性を指摘している。

別な視点から「有形的計画・物的計画（フィジカル・プランニング）と無形的計画・人的計画（メタフィジカル・プランニング）」に区分しているものも多い。とくに農村計画を「空間計画（フィジカル・プランニング）」に限定している人もいる。

また、計画の具体的内容は「土地利用規制と建築規制」であるとの表現もある。

7) 計画の位置づけ

上位計画との関係、位置づけとしては、「国土計画の体系に属する地域計画の一つ」であるとの認識は共通しており、「都市計画に対置されるもの」と規定しているものが多い。

「地方都市圏計画の一部で、中心市街地の都市計画に対置されるもの」との表現もある。また農村計画を「農村地域計画の下位計画」と位置づけている場合もある。

8) 計画という言葉の定義

農村計画という場合の「計画」という言葉の内容は人によって違いがある。

計画とは「新しい行動を規制する働きをもった一連の総合的判断」であるとし、被計画者の計画的誘導を重視する考え方、あるいは「方策の構想とその実施規範の作成」であるとの考え方がある。

また、農村計画という場合に「農村整備事業までを含む」という「広義の計画」と一般用に用いている「狭義の計画」の2つがある。

(付 記) 農 村 計 画 関 連 用 語 の 整 理

農村計画に関連または類似の用語について、思いつくまゝに列記してみただけでも下記のようなものがあり、農村計画の研究を進めるに当り、これらの用語の整理検討が必要であろう。

- 農村整備（計画）
- 農村環境整備（計画）
- 農村総合整備（計画）
- 農業総合基盤整備（計画）
- 農業地域計画
- 農村地域計画
- 農村建設（計画）
- 新農村建設（計画）
- 農村開発（計画）
- 農村再開発（計画）
- 農村空間整備（計画）
- 農業構造改善（計画）
- 集落計画
- 集落整備（計画）
- 集落再編成（計画）
- 村落整備（計画）
- 村落更新
- 農業振興地域整備（計画）
- 農村建築（計画）
- 土地利用計画

2 農村計画の手法体系について

1) 農村計画の手法体系の備えるべき条件

「農村計画の手法体系」なるものが、総合的な手法体系として存在し得るのか、については疑問の余地がある。「手法は、全くケース・バイ・ケースにしか存在し得ない。一般的な方法手順などというものは存在するはずがない。存在したとしても、害あって利益のないものだ」という主張もあるかも知れない。

ここでは、「いくつかの手法体系の素材の中からそのケースに合ったものを選んで形成された、その地域のための手法体系が備えるべき条件」という意味での考察を試みる。

(1) 住民参加の計画形成が可能なこと。

前提として「多数の代替案の中から最も好ましい案（いわゆる最適解とは意味が違う）を選ぶ」ことが望ましいと考える。この多数の代替案を作る中で住民の意志やアイデアを吸い上げて活用するパイプを有するものであることが必要である。

(2) 代替案からの選択の主体は地域の指導者であること。

地域の指導者（地方自治体の責任者など）が自ら計画を立案する場合は別として、個人又はプロジェクトチームが計画を立案する場合、プロジェクトチーム等は経営コンサルタント、地域指導者は経営責任者に相当する。コンサルタントが経営責任者になっては困る。選択の主体とその運用の責任は地域の指導者にある。プロジェクトチームが一方的に自分の好みの案を押しつけるのは困る。好ましい選択が可能ないろんな案を提供して、地域の責任者が与えられた条件下で最良の意志決定をするのを助ける、ということが、プロジェクトチームの任務であろう。選択された最終案が、地域エゴイズムに立つのではなく、十分な公共性を有するべきことは勿論である。

(3) 情勢の変化に応じて、運用の責任者が柔軟な対処ができる余地を有すること。

計画の内容は、後述するように、「時間の断面Aから断面Bを見通して立案した計画」と、「その間の情勢の変化への対応策」を含むべきだと考える。「こういう事態にはこういう考え方で対処すべきだ。」という提案が必要である。その場合、計画の内容の中で、「大筋として変えない基幹的な部分」と「情勢によっては変えるべき、末梢的な部分」の区別がついていることが望ましい。

(4) 簡潔にして要点を捉えたものであること。

計画に使用するデータが全て有効に活用され、それが、与えられた条件（時間、人員、費用など）の範囲内で実行可能な作業内容であることが必要である。（勿論、若干のムダは不可避ではあるが・・・）そのためには、各種のデータの取得やその分析、構想立案のための作業のコストとその有効度についての判断の方法が確立されていることが要求される。また、無理な指数化や抽象化により社会現象の本質を把握し得ないようになった手法であっては困る。特に「数字の遊びに堕する」ことは警戒すべきである。

- (5) 価値判断の基準について、できるだけ明確な見解を有するものであること。かつそれが社会全般への説得力を有するものであること。

先述の「多数の代替案からの選択」が前提となる場合、その選択の際の目安となるものが必要である。農村計画の場合の「費用対効果」の考え方は、④ Cost-Benefit (同一の単位で比較し得るもの…… 便益、収益) や⑤ Cost-effectiveness (同一の単位で比較し得ないもの、例えば費用と到達時間など…… 効果) ではなく、⑥ Cost-Utility (④に加えて価値観の個人差が伴うもの…… 効用) の類のものになろう。従って従来の土地改良事業における如き、「投資効率を一つの数値で示す」方法は適用不可能な場合が大部分であろう。

また、選択した計画の内容について何らかの方法でその妥当性を社会に対して説得する必要がある。我田引水的な、社会の一部分のみに着目した価値観では、農村の総合整備は成立し得ないであろう。また、公共事業として事業を遂行する場合には、全国の各地区にわたってある程度共通した価値判断の基準が必要となるであろう。

- (6) 衆知を集める方法を有すること。

多くの分野にわたる総合計画を、各分野の専門家によるプロジェクトチームを編成して立案するというケースが多くなるであろう。その場合、各メンバーの意見やアイデアをうまく集約して、各人の能力を最大限に活用して行く方法が確立されている必要がある。この方法に関する訓練や約束ごとがしっかりと決められていないプロジェクトチームは能率良く動けないし、首尾一貫した構想をまとめることが困難である。また、作業に参加する各人が全体の構想の中の自分の役割りを十分に認識し、全員が作業結果に責任を負う体制であることが望ましい。

他にもいろいろな条件が考えられるが、基本的なものとして上記の6点をあげるにとどめる。

2) 手法体系を構成する要素

作業の順を追って列記してみる。

(1) 圏域を決める手法

調査の対象とする圏域をどう選ぶか、計画立案の対象とする圏域をどう選ぶか。についての意志決定が必要。そのためには、「どういうデータを取得し、どう分析し、どう判断するか」という一連の方法が必要である。

(2) 材料となるデータを選ぶ方法

計画の圏域、精度(基本構想か、基本計画かなど)、地域の性格(農村地帯か否か、水田地帯か畑地帯かなど)等が与件となると、「どういう項目が計画上有効度が高いか、またデータの形態はどういうものであれば良いか」についての判断が要求されて来る。これには、地域による差、流儀による差が存在し得る。

(3) 地域の診断の手法(含将来予測)

その地域に関する診断を行ない、改良すべき部分を指摘する必要がある。(2)で選んだデータの処理方法、結論に至る手順などが要求される。地域の差、流儀の差、個人の価値観の差、(方法は同じでも価値判断の基準は異なるかも知れぬ)等が存在し得る。

(4) 目標決定の手法

地域の整備目標は、ケースバイケースで決定されるべき性格のものである。これを決定するに当たっての方法論が必要となる。(3)と同様の差が存在し得る。

(5) 構想立案の手法

計画手法の中核をなす部分である。(2)で選んだ材料を用い、(3)の診断結果に立脚して、(4)の目標に到達すべきいくつかの代替案を用意する。各案について比較検討し、最も好ましいものを(地域住民の参画も得て)選ぶ。代替案の作成とその選択に当たっては、地域の差、流儀の差、(材料の処理法など)個人の価値観の差(計画立案者と地域住民の側の双方。例えば、ある人は専業農家中心主義をとるが、ある人はそうでもない。などの差がある。)等の差が、(1)~(5)まで累積されて来るので、得られる結果は千差万別になるであろう。

また、いくつかの首尾一貫した代替案の比較検討という方法以外に、例えば、A = 専業^①中心農業 or 兼業^②中心農業、B = 集居^①主義 or 散居^②主義、C = 職住^①分離 or 職住^②非分離、という選択において、A-①、B-②、C-②とか、A-①、B-①、C-①とかいう具合に、項目毎の比較検討で案を1つにしぼる方法も存在し得る。

また、一般に、この基本構想検討の段階は、資料Ⅱ-1に示すような形の思考順序を有するべきであろう。

(6) 基本計画の立案

(5)の成果に肉づけをして、基本計画にまとめる。この段階では、「多くの代替案の中からの選択」という作業はない。

(7) 実施計画の立案と運用、実施設計

(6)の内容を、具体的な各種の事業に分散し、情勢の変化に応じて適当に修正しながら実行して行く。また、工事上必要な設計もこの段階で行なわれる。

以上、(1)~(7)は作業の手順を追って列挙したもので、もっと別の分け方も勿論存在し得るであろう。

別の観点から、計画手法の構成要素をあげてみる。

(1) 手法手順

どういうデータをどう取得し、どう処理して計画を構成するか、という方程式

(2) 原単位

上記の方程式の中で用いるべき定数(たとえば、住民1人当りのゴミの発生量、農家1戸当りの望ましい宅地規模、等々)。診断用の原単位、構想立案用の原単位など、作業の段階別に必要になる。また、各種の作業の歩掛り、事業費歩掛り、も必要である。

(3) 地域モデル

農村地域とは、このような要素がこのように関係し合って構成されている、という認識を何らかの方法（たとえば図示とか、数学的モデルとか）で表現したものを。

3 農村計画の手法体系の事例

現時点で入手可能ないくつかの事例を、2-2) にあげた順序を追って列挙し、若干の検討を加えてみる。一般に、概論的な水準の発表、事例しか発表されていない傾向があり、この種のものを集めただけでは根本的な問題は解明し得ない。

今回のものをもう少し掘り下げた 具体的な手法手順が今後積極的に提案されることを願うものである。

1) 全体の構成について

資料Ⅱ-2～Ⅱ-6に、いくつかの提案を示す。一般に、「診断」と「計画」の2段階を、区分して考えるべきだ。という発想は共通しているように思う。

また、計画の内容について基本構想、基本計画、実施計画という3つの段階を提唱するもの、（自治省の広域市町村圏開発計画など）ものもある。

2) 圏域のとり方について

資料Ⅱ-7に、調査項目の提案を示す。また資料Ⅱ-12に、圏域の段階に関する提案を示す。

圏域の考え方は、日常生活を主体に考える場合、産業を主体に考える場合（農業の圏域構成と他産業の圏域構成では事情が違うが…）など、重点のおき方により異なって来るようである。資料Ⅱ-12の考え方は、例えば、用排水系統を主体にした圏域構成や、大きな工業団地を中心とした圏域構成とは必ずしも一致しない。また、市町村の行政区界と、いわゆる経済圏とは、必ずしも一致しない。計画対象圏域をどうとるかは、案外難しい問題である。

3) 材料となるデータを選ぶ方法

計画の対象圏域が決まり、計画の精度が決まり、地域の性格（水田地帯とか、酪農地帯とか）が決まったとして、「どういう項目を構成材料として選ぶか」が次の課題だが、これについては、有効な提案が少ない。資料Ⅱ-11の項目構成と、項目構成（表は省略）を参照されたい。これは、2-2) -(3) にのべた、地域モデルの認識の仕方に大いに関係がある。上に述べた3つの条件の内容如何により自由に選択できる形の提案が望ましい。その場合のデータの様式に関する提案は、今の所入手できていない。

4) 地域の診断の方法

事例（省略）を示すが、これは未完成のものである。この部分について、特に積極的な提案を期待するものである。また、材料となる項目の選び方→診断の内容→計画の内容は、首尾一貫したものであるべきことは勿論である。

5) 目標決定の手法

この部分については、特にあげるべき事例がない。経済目標をどの位にするか、地域施設

の整備目標をどの水準にするかは、ケースバイケースで判断すべきだが、①上位計画の数値をそのままとる。②住民の意向から積み上げる、などの方針により異なる結果を得る可能性はある。公共事業の対象となる場合には、何らかの統一方針が必要となる可能性もあるので、これは別途に（当研究部会とは別の場で）検討されるべきであろう。

6) 構想立案の手法、及び基本計画立案の手法

2-2) -(3)、(5)、(6)を一括して、計画の手法として扱う。資料Ⅱ-8、Ⅱ-9にその事例を示す。

資料Ⅱ-3等に見られる「構成パターンのケーススタディ」と呼ばれる部分は、基本構想の代替案をいくつか作成して吟味し、その中から一つを選ぶ作業を意味するものと思われる。（筆者の私見だが）その中で、資料Ⅱ-1に示すようなくり返しの思考の過程の対象となる要素は大別して3つあるように思われる。それは、①地域の適正な収容人口と地域社会構成をどう計画するか、②その人口の生活の糧をどう得させるか（産業構成と経済目標）③土地（水を含めて）をどう活用するか、という3つである。この3つがバランスする迄くり返して吟味して、1つの代替案ができると考えられる。地域施設の整備目標や、目標達成の年次などはこの1つの代替案につき更にいくつか提案されるべき性格のものであろうと考える。また、環境、景観等の保全や地方の行財政計画上の問題は、これらの案の一つ一つについての「点検」の形で検討されるべきかと考える。表（省略）及び資料Ⅱ-10参照）

7) 実施計画立案と運用の手法

これは、事業制度の内容と関係が深い。現時点で人手可能な材料がないので事例は省略する。

8) 原単位について

現時点ではまとまった材料がない。

9) 地域モデルについて

資料Ⅱ-11に提案事例をあげる。

10) 地域の指導者のための、計画運用方法

2-1) -(3)にのべた「情勢の変化に対応してとるべき運用上の方策」のことである。たとえば、U.S.AのPPBSの適用事例では、長期計画を定期的に点検し、一定の方法で修正し、次の年度の実施計画をたてるようにしている。この種の手法が、「農村計画の手法体系」の内容として検討されるべきかどうか、また、これについて一般論としての提案が可能かどうかについては異論があるうか。しかし、「アフターケアや取扱い方法に関する仕様書を持たないシステムは、欠かんシステムである」といった考え方もあるので、何らかの形でこの運用方法について検討しておく必要はありそうに思う。

11) その他

各論に相当するものとして、「メッシュ方式のデータを用いた一連の計画手法」「土地利用上の適性度や、環境の快適度などを、指数値を用いて表現する方法」等々の提案があるが

こゝでは、省略しておく。

4. 農村計画の手法体系に関する問題点

1) 農村計画における「賭け」の要素の扱い。

農村を一つの企業にたとえてみる。その企業が何をどの位生産すれば、どの位の利益があるかについて企業として方針決定をする必要がある。この方針決定は企業にとって最も重要なものの一つである。仮に農業を主産業とする地域があったとする。その地域が、何をどの位、どの程度の能率で生産すれば、どの位の収入を得られるかについての方針決定は、上記と同様の理由から非常に重要である。仮に目標年次頃には、このような農業をやっていたらこの位もうかり、その収入により地域の経済が支えられ、投資した資金の償還もできるはずだ という計画をたて、これに従って必要な農業基盤整備を行なったとする。そして現実の農業情勢が、その通りに動かなかったとする。その場合、いわゆる「農村計画」とは、企業としての農村の経営上の方針決定の失敗に責任を負い切れるものであろうか。また責任を負うべきであらうか。仮に国や県の担当者がこの計画の立案に参画したとして、国や県が、経営方針上の責任（価格が下落したときの補償など）を負えるだろうか。負うべきだろうか。

農村計画の内容には、この「企業としての方針決定」に相当する部分が入っているのである。農業のみならず、工業や観光業についても同様である。予定した工場は進出せず、予定した観光客は来ないかも知れない。「賭け」の要素が存在するのである。

仮に昭和60年を目標年次として、農業計画をたてたとする。全国の計画担当者のうち何人が、その年次に至る農業情勢の変化を正しく読めるだろうか。何をどの位作ればもうかるという予測がどこ迄的中するだろうか。この種の予測については、全国の市場の動向に関するほう大な情報収集と分析に加えて「商才」とでも呼ぶべき特殊な能力が必要である。正しい予測を立てるには、このようなほう大な情報を収集し、「商才にたけた人間」を計画立案作業の中にとり入れねばならない。しかし、日本の最高のデータ集積と最高の人材を集めたとしても、果して15年先のある地域の経済をめぐる条件が正確に読めるだろうか。恐らくは若干の修正が必要となるであろう。

現時点での、農村計画へのとりくみ姿勢の中で、この問題へのとりくみは充分だろうか。情報や人材や手法開発は充分だろうか。筆者は充分とは考えない。すると、15年先の見通しは、必ずしも信用しないで、「経営責任者の運用方針」を適切に決定しながら情勢変化に対処するより仕方がなくなる。

計画立案者の能力は、「どれだけ正確な予測の下に計画をたてたか」と「予想外の情勢変化への対処方法に関する助言がどれ程適切であったか」の2つの要素から評価されるべきであるということになりそうである。

自由経済のわが国においては「経済は私的で、事業は公共的」である。また、「経済情勢は流動的で、整備事業は一度着手すれば、かなり固定的」である。無責任な予測の下に樹て

られ、アフターケアのない農村計画は、その地域を破滅させるおそれがあることを忘れない。

2) 農村計画の手法体系は、どのような人々によって利用されるのか

2-1)に、プロジェクトチームによる計画樹立についてのべた。このようなチームは、どのような部門、どの程度の能力の人材により構成されるべきだろうか。そのような人材は現実に動員可能なのだろうか。プロジェクトチームを構成しない場合、単独担当者はどのような能力を必要とするのだろうか。農村計画の手法が、純粹の学問ではなく、実用を前提とする学であるとの認識に立つ限り、手法体系の提案者は手法を使用する人々の能力についてある程度の指定をすべきであろう。また、そのような人材が動員不可能であれば、それを養成することについて何らかの措置を誰かがやらねばならない。従来とは多少異なった能力を有する技術者が必要となることは予想しておいた方がよいであろう。

3) 土地取得に関連する問題

非常にすぐれた計画が土地取得上の困難のために挫折する事例が多い。また、権力による私権の侵害も望む所ではない。この解決は「住民の自主組織による土地運用上の意志決定という手段をうまく活用する」、「土地制度を変える」などの手段によるべきだろう。前者に頼る場合は、「住民を組織し、自分達の郷土の将来を自分達で考え、その決定を尊重するルールを確立させるための一連の方法論や訓練の存在」が必要である。これも、試行錯誤的に今後開発され、確立されて行くべき手法の一つかも知れない。

4) データの集積は充分か

わが国には、いろいろな手法を活用するに十分な地域データ、原単位データ、歩歪り単面データなどの集積があるのだろうか。ある手法の活用のためには、それに必要な形式と精度を有するデータが必要である。データを得るためのコストとそれを活用して得られる効果の関係は、手法の提案者が常に把握していなければならない。現時点での全国のデータ集積の状況の点検と、今後必要な整備の実行は、手法を提案する人々の共同の責務として何らかの形で進められる必要がある。

5) 「日本流」の技法についてどう考えるか

我々には、「美しい日本の農村」という価値ある遺産がある。これを継承する上で、「日本流の技法」なるものが特に必要であろうか。技法には関係なく、「方程式の中の定数のとり方」という運用レベルの問題として解決できるのだろうか。もし日本流の技法が必要なら誰かが埋もれた伝統をさぐり、吟味し、一つの流儀として確立しておいた方が良さそうである。

6) 人文社会学の人々からの提案への期待

たとえば、農村集落のコミュニティを分割したり統合したりすることの是非、住民の心理や行動の法則、景観上の問題等々、フィジカル部門の我々の苦手とする分野がある。その分野の人々からの「考古、考現の学ではなく、「こうすべきだ」「こうしては困る」という積極的な提案」を切に期待する。

7) Systems Analysis と E.D.P.S. の活用。

非常に多くの分野にわたる、非常に多くのデータを迅速に処理し、大局の視野を失わない判断を下すために、Systems Analysis の諸方法や E.D.P.S. の有効な活用を検討してみる必要がある。

8) 上位計画や他部門の計画との関係の調整方法に関する具体的提案

困難な問題だが、これも手法体系の一部として何らかの提案が必要であろう。

〔参考資料〕

I 農村計画の概念・定義に関する資料抜粋

I-1 小倉武一：新農村建設とは何か。（農業土木研究V01. 29, No.6, (1961.7)）

「村づくり」という言葉は昔から用いられているし、これと同じ意味の「新農村建設」という言葉は行政的にも公に用いられている。しかし、その意味内容は必ずしも明かでない。「新農村建設五ヶ年計画」が一巡して、さらに「新々農村建設」が真面目に問題になっているらしい。もし、これを農政の大きな柱として据えようとするならば、この辺で大いに字義そのものとその内容の意味について考え直す必要がある。単なる補助行政の部分的な総合化だけではそれほど大きな意味はない。これまでの「新農村建設」は看板に偽りありとまでいわずとも、少なくとも名前まけしているのではないか。

「新農村建設」とか「村づくり」といっても一般に通用する固定的な意味があるわけではないから、いかなる意味をもってこれを用いようとするか勝手かもしれない。役所は権力主体の片割れみたいなもので、言葉まで自分の都合のよい意味合いで勝手に用いることが往々あるので、農村建設だけ問題にするには当たらないかもしれない。しかし、ここではまさに農村建設という言葉で普通常識的に理解されるであろうようなことを主題としたいので、字義のせん索をするわけである。

農村建設とはつきのように理解したい。「経済的・社会的・自然的にまとまった一つの地域において、その地域の主として農業の生産と農民の生活を向上するため、生産の条件と生活の環境を整備改善する」のが農村建設でなくてはならない。これについては若干の注釈を必要としよう。

「経済的・社会的・自然的にまとまった一つの地域」というのは必ずしも自治体としての町村を意味しない。むしろ、農村建設は行政あるいは統治団体の仕事としておこなわれる部分が多いのであるから、これと無関係ではない。ただ地域は町村ないし町村の一部に限定されない。町村を越え数カ町村に及ばなくてはならぬ場合があるにちがいない。「地域」であるから、社会である必要はない。経済的・社会的・自然的にまとまりが強ければ一つの社会になるわけであるが、その地域が一つの社会を形成しているまでに、まとまりを必要とすることはないであろう。ただし、現在の行政組織からいえば、農村建設の主体は市町村、府県、国が原則であるから、そのいずれかが計画なり事業の主体たらずを得ない場合が多い。国や府県が主体である場合にも、農村建設のすべてをそれらの責任において直接に実施するわけにはいかない。たとえば八郎潟の干拓を基盤として農村を建設する場合の事業主体は国でもありうるし県でもありうるが、あるいは特別の事業主体でもありうるし、既存の団体の仕事の分野も存する。現在の行政組織で府県または市町村がその事業主体でありうる場合も多いであろうが、特別の事業主体が必要になることも多いにちがいない。「農村建設事業団」（仮称）といったものが必要かもしれない。それは地域ごとに必要のではなく、若干の地域について継続的に次ぎ次ぎと計画し建設する事業主体であって、建設が終わったところで、公的に管理する必要がある施設または事務は原則的に普通の行政組織体または農業団体に移管さるべきであろう。

農村建設の事業の規模は、あたかも土地改良に国営、県営、団体営の三つの区分があるように、

国家的な規模、地方的な規模のいずれも含まれる。農村建設だからといって町村の地域内の事業に局限されてはならない。国営級の土地改良事業と結びつき、県営級の土地改良事業と一体となって農村建設がおこなわれなくてはならない場合が多いにちがいない。

「農業の生産と農民の生活の向上」という農村建設の目的については多くを語る必要はないかもしれないが、二・三の注意を必要としよう。「農業の生産と農民の生活の向上」が農村建設の主たる目的である。むろん、林業がはいってよいし、農業とあるのを農林業としてもよい。地域によっては漁業を考えなくてはならない。これと同時に「農村建設」は一つの地域を範囲とするのであるから、農業または農民に限定することは必要でもないし、できもしない。主たる目的が農業または農民にあることが眼目である。これは農業の生産ばかりでなく農民の生活を目的とする場合に特に重要な点になる。

これまでの農業政策はむろん農業生産が主たる目的であり、対象であったのであり、それでよかったわけであるが、これからの農業政策は農民の生活をもその仕事の一半とせざるをえないであろう。何となれば農業基本法をまつまでもなく、生活水準の均衡的発展が農業政策の目的の一つになりつつあるからである。そしてそれは正しい方向であるからである。農民以外の他の勤労者の場合には、勤労の場と生活の場とは全く異っているが、農民の場合には勤労の場と生活の場は同一であるといつてよい。それは今後の長期的見通しにおいても変わらないであろう。そういう特質は、生産と生活とを一体として考える必要を意味している。非農業の場合には、たとえば産業政策と労働政策、労働政策と厚生政策が分離され、分離されるのが必然であるが、農業の場合にはこれは統合するべきであろう。その意味で農業政策の主体が労働政策と厚生政策を考えるべき責務をもっている。

農業生産の方向づけは、生産性の向上と選択的拡大であるべきであろう。選択的拡大を主産地形成というように具体化し、主産地形成を農村建設の主軸とするような考え方もあるようであるが、そしてこれを構造改善事業とする考え方もあるようであるが、それは言葉の乱用にすぎるのである。選択的拡大をもし地域に適用するならば、主産地形成という流行語よりも、農業生産の地域的専門化というべきであろう。たとえば、米作について主産地ということはあっても、主産地形成というのはいらないであろう。なお、これに関連して、今なお多角化とか多角経営ということがいわれるようだけれども、これは主産地形成とも地域的専門化ともなじまない。総じていえば、水稲単作地帯を除いて、多角化は恐慌対策であっても、成長経済における農業生産の経営指針としては適当でない。のみならず多角化は多角経営というように個別経営の問題であって、わが国農業生産の方向づけの言葉としては不適当でもある。また、個別経営としても、多角化の妥当するような経営層は比較的の小規模で、多角経営でなければ過剰就業状態を呈するようになるであろう。今日の労働力事情からも多角化は漸次衰退の傾向をとろう。

生産性の向上は、生産諸要素をもっとも合理的能率的に結合することによって達成されるが、その測定は労働単位によってなされるのが適当である。これまでのわが国農業としては生産諸要素のうち、もっとも制限的な要素は土地であったから、土地単位すなわち反当をもって生産性の向上が測られてきたが、今日まで、あるいは今日以降では長期的にみれば、土地もさることながら、労働力が大きな制限的要素になりつつある。土地のコストとともに労働力のコストが農業的な全産業を圧迫しそうである。それから一定面積からより多くの食糧をとる必要よりも、一定労働量からより多くの農産物をとるのが、農民生活の向上にも資するであろう。それ故、生産については労働の生産性の向上が意図されなくてはならない。労働の生産性の向上のためには機

械化が必要なことはいうまでもない。一連の機械化は農村建設の事業の一環であろう。むしろ、機械化のためには土地条件の整備が必要であるけれども、そのほかに栽培、品種についての工夫が必要になってこよう。その辺の研究も今後のことに属している。

「生産の条件と生活の環境を整備改善する」というのが、農村建設の事業の内容たるものである。

生産の条件のオ1は、土地条件の整備である。これは近年農業基盤の整備といわれていることと異なるものではない。しかし特に強調しなくてはならない諸点がある。

オ1に、農業基盤整備は文字どおり農業基盤整備でなくてはならない。新農村建設ではないけれども看板だけが立派では困るのである。いうまでもなく、その目的は上述の意味での生産性の向上と選択的拡大のための基盤整備である。

オ2に、農業基盤整備は大きな規模のカンガイ排水から経営の末端における耕地整備までバランスのとれた事業でなくてはならない。肥料の配給のように水を配給すればよいのではない。水の配分を通じ、そのための事業を通じて経営構造の改善がおこなわれなくてはならない。

オ3に、今後の事業としては水田の排水と畑地の改良にも重点がおかれなくてはならない。それは労働生産性をあげるためとくに重要であろう。

オ4に、農業基盤整備は生活環境の整備と結びつかなくてはならない。村落、住宅、道路、上下水道の事業と一体化されるのが望ましい。

オ5に、農業基盤の整備は基盤の拡大を含むことはいうまでもないが、選択的拡大に即応して特に草地造成が重大な意味をもつ。山林原野の所有構造の近代化と相まって、草地の造成改良が農業基盤のなかで大きなウエートをもつべきである。

生産の条件のオ2は、機械化である。能率的な機械の導入であり、機械化農法の確立である。

そのためには経営規模の拡大が必要である。経営規模拡大の一つの側面は上述の農業基盤ないし土地条件の整備という土木的部分であるが、他の一つの側面は、個別経営の単位の拡大、協業の促進という社会経済的部分である。したがって基盤整備は当然のことながら、機械化を前提とした考慮が必要となる。往時の耕地整理がたとえば馬耕を前提としたとすれば、今日の土地条件整備はトラクタを前提とすべきであろう。

もっとも、わが国では機械化の声は戦後のことであり、しかも政策としてはこれまで単なる掛声程度に終わっているので、機械化のための研究、行政いづれも未だ準備段階であり、これを急速に進めなくてはならない。

生活の環境整備は、いわばほとんどが未着手といってよい。生活改善普及事業は最終的に個別の農家生活が目標であり、環境整備にまで及ばないのは当然であるが、個別の農家生活も環境が整備改善されなくては、一段とこれを上昇させるわけにはいかない。農業政策が生産中心でありあるいは所得中心であって、生産なり所得が向上すれば、自ら生活水準は上昇し、生活は改善されるという迷信が一部の人々に存在しているが、そういうものではない。最近生活の改善は社会的な環境の改善が伴わなくては個々の家庭の努力だけでは不可能である。都市において生活環境は著しく改善されつつあり、都市と農村との生活環境の格差は拡大しつつあるものといわなくてはならないときにおいて特に重要である。それは農業基盤整備と一体化しておこなわれてしかるべきであろう。それでこそ農村建設である。

以上のような農村建設を地域ごとに総合的に計画し実施するのが構造改善事業にほかならない。

構造改善事業こそ真の「村づくり」である。

I - 2. 渡辺兵力：「新しい村の建設・I 農村計画の概要」、泰文館（1970.6）

1. 地域計画としての農村計画

このごろ「計画」¹⁾ということが盛んにいわれるようになった。農村計画もその一つである。そこで、諸々の計画論のなかで農村計画をどのように位置づけて理解するのがよいかという問題からはいってみよう。

(1)

「農村計画」という用語を字義通りに理解するならば、これはいわゆる国土計画の体系にはいる一種の地域計画であるということができよう。すなわち、農村地域についての計画である。

(2)

地域計画といっても、計画対象の分野すなわち“計画するもの”は広範にわたる。けれども今日のところ、最も普通に扱われる対象は種々の地域の経済事象であるといつてよい。そこで、農村地域の計画でもその経済（主として農林業生産経済ということになるが、必ずしも農林業に限定する必要はない）を対象とすると考えてよい。しかし、もし経済だけが対象であるならば敢えて農村計画と呼ぶ必要はなく、農業計画あるいは林業計画といった方がよさそうである。にもかかわらず、農村計画というからには、農林業（＝経済）以外の分野をも計画の対象にとり入れるという意図があるからだと考えられよう。それでは経済以外のもう一つの分野とは何か。それはおそらく社会の分野であろう。すなわち、農村地域の「経済と社会」とを計画の対象とする地域計画を「農村計画」と呼ぶのが妥当ではないかと考える。本書では以下この考え方によることにしたい。

(3)

農村地域の「経済と社会」あるいは農村地域居住者の「生産と生活」を計画が扱う対象分野であるとした場合にも、なかつぎのようなことが問題になろう。それは経済のどういう側面を扱うのか、という疑問である。経済とは「物の生産から消費までの秩序である」ともいわれるが、そこには生産活動の問題もあり、生産手段ないしは生産条件といった問題もある。このうちどれが農村計画の主たる対象になると理解すべきであろうか。この問題についての詳しい検討はあとに譲ることにしたい。ただ、経済にしても社会にしても、「目で見ることのできるもの」と「目で見ることのできないもの」とがある。前者は可視的な物的なものであり、具体的に例をあげるならば、いわゆる農業生産諸手段あるいは農業関係の諸施設といった類のものである。後者は不可視的な生産組織とか生産体制といったものを指している。そして、農村計画を経済と社会についての総合的な計画と理解するならば、物的、有形的側面も人的・無形の側面も、ともに計画が扱ってよい対象分野と考える方が妥当だといえよう。計画論の体系の中でいえば、物的計画はいわゆるフィジカル・プランであり、人的計画はメタフィジカル・プランと呼んでよい。今日の都市計画ではその主たる内容として都市地域社会のフィジカル・プランニングを主として扱っているようであるが、農村計画の場合はフィジカル・プランニングだけでは不十分であって、メタフィジカル・プランニングの問題も重視しなければならぬ。プランニングの順序としては後述するように、むしろメタフィジカル・プランニングが先行する必要があるように思える。

(4)

農村計画は地域計画の一種であると考えたが、具体的にどのような地域を対象とするものか、すなわち農村計画の計画地域を一般にどのように理解すればよいか。この問題は一概にいけない。ただ、次のような点を指摘しておく必要がある。

- (1) 都市と農村という通常用語で区別すれば、農村計画は農村地域を対象とした地域計画ということになる。
- (2) ところが、一口に農村地域といってもいろいろな形態、大きさ、性格の農村地域があってはつきりしない。この区別のオ1点は「計画主体は誰か」ということ、すなわち計画主体のいかんによって計画地域の枠や広さがちがうということである。地方自治体である町村当局が計画主体の場合には、何々村という行政区域が計画地域の枠ということになる。また国(政府)が計画主体であれば、1町村や県という枠にとらわれない計画地域の枠を設定することもできよう。さらに、町村の地域より狭い単協の関係地域とか個々の村落(集落・部落)を計画地域とすることもできよう。これまでの農村計画的な考え方では市町村という地方自治・行政単位地域を中心になる計画地域として、その外に遂か町村にまたがるより広い地域、すなわち「広域地域」と、さらにこの町村を構成するより狭い個々の村落、すなわち「狭域地域」との両方を農村計画の計画地域と考えたい。結局、農村計画が問題にできる対象地域は「広域」から「村落」におよぶ種々の「枠と広さ」とをもったいわゆる農村地域ということになる。

(5)

以上のように、地域計画としての農村計画を抽象的・一般的に規定するならば、「農村地域の経済と社会の有形的・無形的側面を同時に対象とした総合的な計画的判断の体系が農村計画である」ということになる。

〔注(1)〕 ここにいう「計画」という用語の意味は日常用語の計画という言葉の意味と多少ちがっている。ここでは、「計画とは、新しい行動を規制する働きをもった一連の総合的判断である」と理解する。この点の詳しい説明は拙書<農村の計画>(以下<計画>と略号する)P 1~8 参照。

2. 農村計画の意味

農村計画の明確な概念はまだ確立していないが、ここでは一応以下述べるような考え方と理解とで問題を検討していくことにする。

(1)

定義…農村計画をつぎのように定義しておく。市町村当局(=計画主体)が当該市町村行政区域(=計画地域)の住民(主として農林業従事者とその家族員)の所得と生活(=計画対象)の安定的な向上(=計画目標)を目指して、当該計画地域および関係地域の社会・経済条件(=計画変数)²⁾を整備・形成するための総合的判断のことを農村計画という。

以上のように、農村計画には、(1)計画主体、(2)計画地域、(3)計画対象、(4)計画目標、(5)計画変数といった要件が必要である。

(2)

構成…前述したように農村計画では経済と社会の2つの問題分野を扱う必要がある。いいかえると、主として住民所得を対象としてその所得形成諸要因の改善問題を扱う地域経済計画と、主として住民の社会生活の向上と社会関係の合理化を対象とした地域社会計画との二つの問題分野

で農村計画は構成されている。

(3)

内容…経済計画 (= 地域農・林業計画) の場合も社会計画 (= 地域村落構造計画 - 後述) の場合でも、前述したように有形的計画 (フィジカル・プランニング) と無形的計画 (メタフィジカル・プランニング) との両方を内容としたものである。前者は、農村地域の土地利用、各種施設の建設についての計画であって、後者は教育・組織・制度等に関する計画である。

(4)

要件…「個人の計画」の場合は計画主体と行動主体とが原則として合致しているが、「社会の計画」では計画主体と行動主体とが必ずしも合致しない。そこで、「将来行動についての判断」としての計画では、計画主体と被計画者とがあって、「計画が被計画者の行動を律する働きをもつこと」を計画の機能としている。もし、計画と被計画者の行動とが無関係であったならば、その計画はたんに「絵に書いた餅」にすぎないことになろう。したがって、計画主体はその「計画的判断の線に沿って被計画者の行動を誘導する」ということをやらねばならない。これを計画的誘導と呼んでおく。農村計画もたんに判断の提示にとどまっていた、計画的誘導を怠るならば、それは無意義なものに終わってしまう。その意味で、計画的誘導が「社会の計画」には絶対に必要な要件と考えたい。

以上が、農村計画のあらましである。しかし、これだけではまだはっきりしない点が多いと思われる。そこでつぎに、ややらがった側面から農村計画なるものを再検討してみよう。

3. 農村計画の目的

誰が、何のために農村計画という判断を行なうかということについて前項2-(1)で述べたが、「農村地域住民の所得と生活の向上のために」といういい方を別の表現でより一般化していうならば、農村計画は「農村地域社会の近代化」³⁾が促すために行なうものといえよう。都市計画の目的を近代的な都市社会を合理的に建設するためのものというならば、農村計画も同じように近代的農村の建設 (= 村づくり) のためにあるものといってよかろう。各種の農村計画に共通する一般的な目的をいわゆる「近代化」におくとしても、具体的にはどのようなカタチが近代的な農村かということになると、今日の段階の農村地域・社会を前提とした場合非常な難問である。残念ながら筆者にはこの問題について確信をもって語る資格がないように思える。

おそらく「望ましい農村」あるいは期待される日本の近代農村社会の形態はかなり多彩なものであろう。別のいい方をすると、これからの農村地域・社会はいろいろな面で大きく変化するであろうし、また農村に住む人も多様化して彼等の「心にある村」はけっして一様ではないと思われる。オ三者の立場から「望ましい村」を描くことはできるかも知れないが、実はこれはオ三者の云々すべきものではなくて、実際に「農村に住む人々」が目から考え、判断して描きだすべきものである。ただ、農村計画についての科学的ないし一般的な知識 (= 農村計画論、計画法) は多彩なイメージとしての「望ましい村」を描くための基本になるような考え方や方法、手順の参考になるためにあるものと考えたい。

I-3 森野一高：「農業構造改善コンサルタントハンドブック（農業施設編）・I 基本計画」
農業構造改善協会（1971）

農村計画の基本的在り方

農村計画については、従来、種々の定義づけがなされているが、ここでは、次のように定義する。

＜農村計画とは、農村地域の社会構造、経済構造ならびに物理的構造などについて、これらを有機的総合的に検討し、住民の所得・生活の安定向上を目指した農村構造の実現を図る方途である。＞

ここに、農村地域とは、まずオ一に農林業を主産業とする地域であることはいうまでもないがオ二にこれを都市計画法にいう市街化区域外に存在する地域に限定したい。オ三に、農村地域の規模なり境界なりについては、必ずしもこれを市町村行政地域に限定せず、一市町村内の一部の地域を対象とすることもあれば、複数市町村にまたがる広域を対象とすることもある。

計画主体は、これまた限定する必要はないが、一般的には、広い視野から全住民の所得と生活の安定向上を図るべき立場にある市町村行政機関となろう。なお、計画への住民の参加を図り、特に農業計画の立案を円滑ならしめるという観点からいえば、市町村行政機関のほか、農協等が計画主体に加わることも考えられる。

農村の社会構造や経済構造は、目に見えない、いわばメタフィジカルなものであるのに対して農地、宅地、道路網、農業施設、生活施設等によって構成されている農村空間は目に見えるフィジカルなものであるところから、一般にフィジカルセッチングとか、フィジカルレイアウトと呼ばれている。ここでは、これを物理的構造を考え、上述の農村計画の定義づけを行なったのである。

社会構造・経済構造を計画するのが、社会計画・経済計画であり、物理的構造の計画がフィジカルプランニングであって農業施設計画は、フィジカルプランニングの一部門である。

定義から明らかなように、農村計画にあっては、まず住民の所得の安定向上を図ることが肝要である。したがって、フィジカルプランニングは、メタフィジカル面からのアプローチになる地域農業計画を受けて立つようにしなければならない。このことは、生産面に限らず生活面についても同様であって、生活施設の計画は、生活構造を受けて立案させなければならない。

I-4 森野一高：「農村整備計画の一手法・オ1章総論」全国農業構造改善協会、(1968.3)

＜農村整備計画の定義＞ 農村地域の社会構造、経済構造、ならびに物理的構造などについて、これらを有機的総合的に検討し、住民の所得・生活の安定向上を目指した農村構造、物理的構造の有機的関連の上に成り立つ総合的構造の実現を図る方途を農村計画と解し、その物理的構造を扱うのが農村整備計画 Physical Planning であると解する。

＜農村整備計画の具備すべき条件＞ 上述の定義からして、農村整備計画が性格的に具備すべき要件、ないしは計画推進上の留意事項は、大要次のように考えられる。

① 農村整備計画は総合計画 Comprehensive Planning であり、社会計画・経済計画

と有機的関連を保持すべきことはいうまでもないが、更に、部門計画としての農地整備計画、生産・流通施設計画、集落計画についても、相互の有機的関連を考慮して総合的に検討されたものでなければならない。

- ② 農民の意識・生活様式の面や、農村の物理的構造面における都市化 Urbanization は、近年における顕著な現象であるが、農村整備計画はこれらの現実を踏まえ、都市化を善導する方向に進められるべきである。特に、物理的な Sprawl にのみ目を奪われることなく、農民の人間としての変化を考慮した計画でなければならない。
- ③ 農村整備計画は、天然資源の維持と、その開発活用を意図するものでありたい。天然資源の維持は、田園の特質の保持にもつながり、資源の開発活用は他産業との共存をも意味する。
- ④ 隣接市町村の都市計画・農村整備計画や、広域農業経済圏計画、都道府県開発計画、首都圏整備計画等々当該農村を取り巻く諸計画との調和の上に、農村整備計画は樹立される必要がある。また、隣接計画や上位計画が存在しない場合でも、将来を展望し、広域的に問題解決を図ることが望ましい。
- ⑤ 農村は絶えず流動しており、今日においては流動性には特に激しいものがある。農村整備計画は、この流動性に対処する連続的プロセス Continuous Process として、常に計画の修正を受け入れる用意を整えておかななければならない。そのためにも、段階計画として、実施計画の優先性を、予め慎重に検討しておくことが望ましい。
- ⑥ 農村整備計画、計画主体の財政能力に見合ったものでなければならない。更に台憲的合法的に実施し得るものである必要があり、したがって、法的措置や行政指導等によって、計画の実施を促進する態勢を整えておくことも忘れられないことである。
- ⑦ 農村整備計画の実施には、多額の社会資本と個人資本の投下を必要とし、農家私経済に対する直接的影響を伴うものである。それだけに、住民の理解と協力をなしには、自由主義社会においては、計画の実現は期し難い。したがって、教育プログラム等によって、住民の啓蒙に努めるとともに、何らかの形による住民の計画への参加を図らなければならない。

I-5. 浦 良一：「住宅問題講座・オ7巻住宅環境・オ8章農村計画」・有斐閣（1969）

農村計画の内容とプロセス

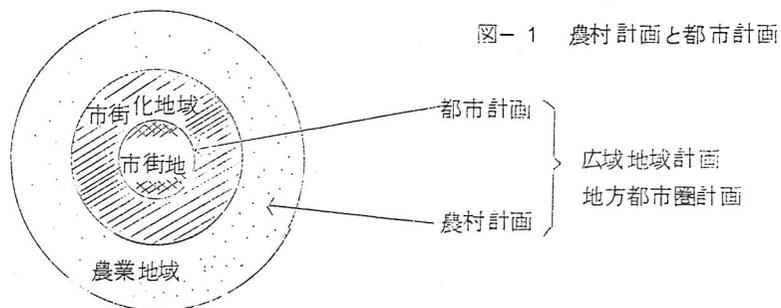
<農村計画> 前節で述べたように、農村をめぐる諸条件の変化は、農村地域を対象とした総合的な計画の必要性を一段とたかめている。

農業生産の近代化と合理化をめざした農業構造改善事業をはじめとする種々の計画・施策によって、農村の生産あるいは経済に関する側面の計画は現実に進みつつある。農村の社会あるいは生活に関する側面の計画は住宅改善指導によって行なわれてきたが、そのような個々の改善には限界があり、それ以外の生活環境整備の必要性がようやく認識されるようになったのが現状である。

一方、近年、都市の発展はいらじるしく、経済・人口・労働力・土地需要などの面で農村に重大な影響を及ぼし、かつ、発展した交通・道路・情報手段を通じて都市と農村とは密接な関係をもつにいたり、同時に意識の面でも大きな影響を与えていわゆる都市化現象をおこしている。

農村計画とは、このような都市と農村との関係を含めて、農村の生産・生活両面の変化に対応

した将来の発展のために、ある地域の生産・生活をめぐる諸条件を整理して現在の諸問題を明らかにし、解決への方策を具体的かつ総合的にしめし実現のためのプログラムを検討するという一連の空間計画（フィジカルプランニング）をいう。



このように、農村計画は農業地域における生産・生活の総合的な計画であるが、農業地域が都市と密接な関係をもつことから、地方都市圏計画の一部をなすものであって、圏域中心の市街地および市街化しつつある地域の計画である都市計画に対置されるものと考えられる。

<農村計画の内容> 農村計画は、対象とする農村地域の農業計画（所得目標、農家戸数、作物構成、生産規模、生産組織、流通機構などの計画）、生活目標（所得、家計、家族構成、生活様式、生活時間などの目標）、社会計画（人口、近隣・集落組織、各種クラブ、冠婚葬祭、教育医療など厚生福祉、レクリエーションなどの計画）など、基本的な前提条件を受けての物的計画であり、生活圏の構成計画、地域施設設置計画、集落計画、供給処理施設計画、土地利用計画、道路・交通計画、公園緑地計画、圃場整備計画、用排水路計画、生産流通施設計画などを具体的内容とする計画である。

このように、農村計画は、農業生産と生活環境が車の車輪のように足並みをそろえて発展していくことを目的とするものであり、生産・流通など経済面に関するいわゆる農業計画を前提とすることはもちろんであるが、現段階では農業地域における生活空間・生活環境の整備充実が大きな目標であって、生活環境の充実がとりもなおさず農業生産の発展の基盤であると考えられるところに大きな特徴がある。

I-6 佐々木嘉彦：「農村計画今日の問題と今後の方向・1農村計画の必要性」建築雑誌
昭和43年9月号（1968）

農村計画

最近、農村計画ということが急に問題とされるようになったけれども、その概念について一致した見解があるとはまだいえない。農村計画は農村地域についての計画であって、広義には農村地域の経済や社会を対象とする計画であるといつてよいだろう。しかし経済や社会の計画は、その地域の空間計画（フィジカルプラン）と結びついていなければ実効ある計画とはなり得ない。すなわち農村計画においては、農村地域の経済や社会の計画を総合的に対象化し、地域を人間と社会に調和する生活の場として組織だてるところの空間計画を欠くことはできない。このような

空間計画がわれわれの分野における農村計画である。地域計画にはさまざまなレベルの計画があるが、農村計画ではそのうち、大都市圏計画ないし地方都市圏計画で取扱う地域において、都市計画が取扱う地域と対置される地域—農業漁業を主要な産業とする地域を対象とする。したがって、広域農村計画（市町村計画など）、農村地区計画、集落計画など、計画のレベルによって、広域から、集落にいたるさまざまな枠と広さをもつことができる。次に、農村計画の性格を理解する上で、とくに注意すべき若干の点について述べておきたいと思う。

(1) 問題意識：農村計画においては、農業や農村の問題をどうとらえるか、すなわら問題意識のいかんによって、その課題がかなり異なるものとなる。またそれは、計画の姿勢・視角・内容・手法など限定する要因となる。したがって、農村計画においては農業・農村問題を正しくとらえる努力を惜しんではならない。

(2) 計画主体：農村計画の実践の担い手は地域住民である。したがって、その計画主体はいうまでもなく住民でなければならない。今日、市町村や国がさまざまな計画を行なっているが、それは住民の要求に基礎をおくという原則にたって組織的に代行しているにすぎない。最近住民参加の計画という主張があるのは、住民と計画代行者が背離しているからにほかならない。形式的な住民参加でなく、住民とりわけ若い世代の将来の生活を保証する計画として、彼等の主体性が十分に確保されるような組織と手法の検討が必要である。

(3) 上位計画との関連：計画対象地域と周辺地域とは常に相互影響が存在する。したがって、常に上位の広い地域の計画と結びついていなければならない。農村地域における低い人口密度に基く施設立地の広域性、都市農村地域相互における機能連担の広域性などに注目する必要がある。

(4) 農業計画との関連：経済計画や社会計画など他分野の計画との総合性は、農村計画でも重要であるが、農村計画における空間計画では農業計画との関連にとりわけ注意する必要がある。農業計画はかなり具体的に決定される必要があり、空間計画との関連もまた具体的にとらえられなければならない。

(5) 人口計画との関連：後に述べるように、今日の農村地域における人口減少は、社会生活の定着を困難にしつつあり、ある地域では過疎化—生活の解体が進行している。農村計画は人口定着を前提としなければならぬことに注目する必要がある。人口定着の課題は低密度社会における生活の創造である。

(6) 段階計画：農村計画でも将来のビジョンにもとずいて計画されるが、発展のプロセスに沿った計画が必要である。生活水準や生活様式を都市と同程度にまで高めるためには、農業の飛躍的発展が必要であり、その到達点における農村地域の空間構成は、その多くの側面で、発展の過程における必要と矛盾することが考えられる。これらの変化に対応するために、その計画は動的かつ開放的であればならないが、同時に、時間的な連続性をもった段階計画をもつ必要がある。

I-7. 北村貞太郎：「農業土木ハンドブック、オ1編10農村計画」農業土木学会（1969）

1. 農村の概念

1) 定義 わが国の農村計画は古代条理制で始まり、封建諸侯の自給自足対策、明治初頭の町村是の農村救済策、北海道の開拓地計画、昭和初期の農村経済更生計画など各時期ごとにいろいろ

ろの形態で知られている。従って、農村計画の定義・内容もきわめて種々雑多であるが、ここでいう農村計画は農村における物象（土地と施設の総称、土地は人為的創造物ではなく、人間の生活・生産基盤としての場と解し、施設は場の上に築造された人為的建物全般と考える。従って、ここでは施設には住居、学校、公園からホ場、森林などをすべてが含まれる）を、おもな計画対象とする農村の物象計画（Physical Planning）の範囲に限定し、農村計画の社会・産業的基礎については物象計画を樹立するのに必要最小限の範囲内でふれるにとどめる。農村計画の一般的定義としては一応次のように理解し、その技法の簡単な解明を試みる。農村計画とは農村住民（計画受益者）が農村（計画対象）で、最も文化的な人間の営み（人間の生活、生産、観光、保養、教育、公共活動などの行動の一般を指す）を享受するため（計画目的）、農村当局（計画主体）が（既存の）農村を合理的に（再）建設する方策（計画手段）を構想化し、その実施規範を作成することをいう。この定義の中で、人間の営みの改善が強調されているが、それは農村計画の本質的意義がより高度な生活・労働条件を農村に確立し、そこで生まれる強健な肉体と健全な精神を備える人間の形成を通して、最も高度な生産と未利用地資源の開発を期待していることをいうためである。

2.) 農村 ここでいう農村（概念的にとらえられたもので、歴史的、自然的基盤、社会、産業的基礎などの明確な分類基準に基づく

ものではない）は図I-7'の地域区分概念図に示した農村地域内の一地方自治体（市町村）を意味し、農村はそれ独自の社会、産業、物象を備えて人間を中心に成り立つ一つの総合的有機体である。物象の側面に限ってみるときは単なる集落集団ではなく、周辺農業用地を含む土地、ならびに施設の有機的総体と考える。

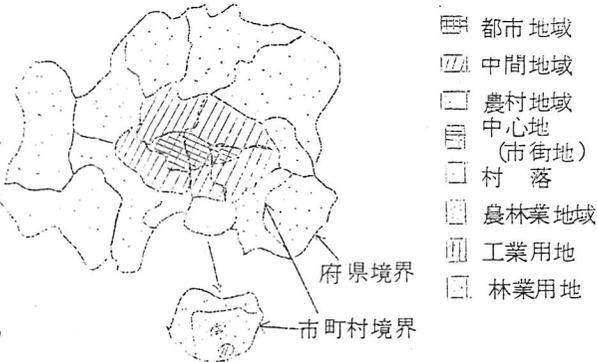


図 I-7' 地域区分概念図

3.) 計画の用語 ここで用いられる計画学的概念について記す。

a. 農村計画の位置づけ

わが国の計画体系上農村計画は図I-7に示すように農業地域計画の下位計画として位置づけられる。

b. 計画対象と計画部門

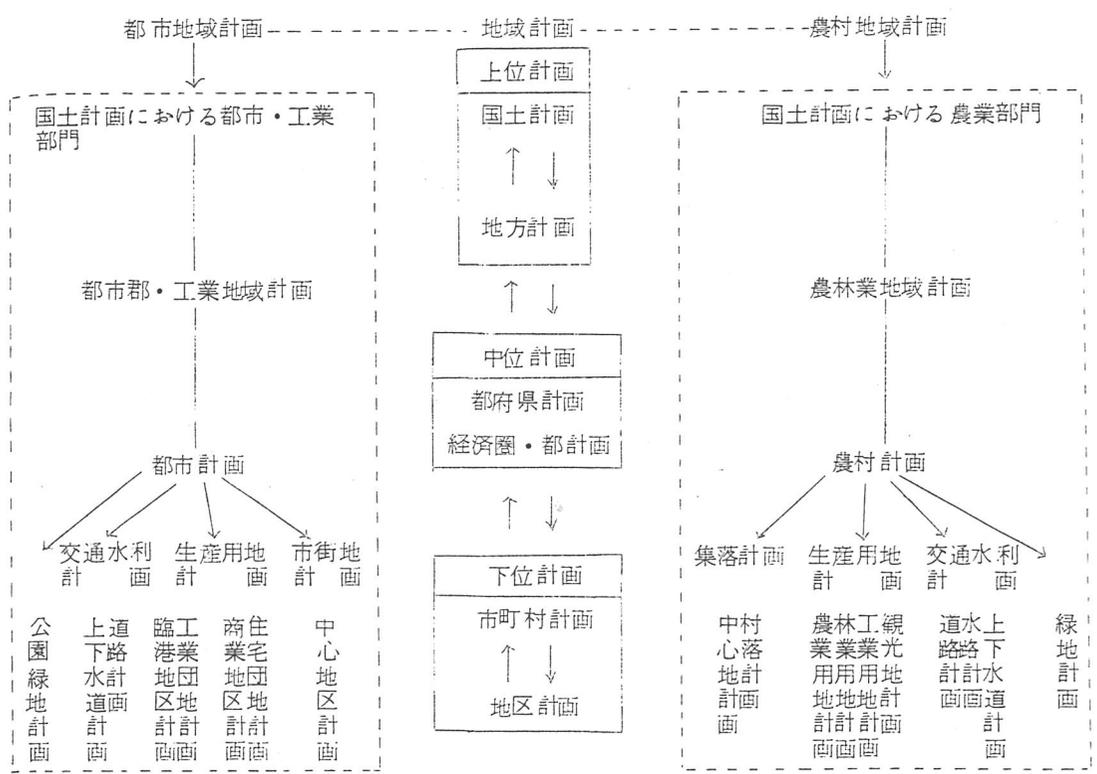
計画対象は表I-7に示すように意向と実態の二側面に大別され、計画部門もその分類に準じて考える。

表I-7 計画対象と計画部門

意向	計画対象		計画部門
	実	態	
1. 主体者意向 (農村当局)	1. 基盤	歴史的基盤(歴史)	→歴史基盤整備計画
		自然的基盤(自然)	→自然基盤整備計画
2. 受益者意向 (住民)	2. 対象自体	社会(人口、就業)	→社会計画
		産物(農林業、工業、商業)	→産物計画
		物象(土地、施設)	→物象計画

4) 段階
2.
あこ
1、
も考
あれ
びら
際そ

で、生、象、一、生、画、範、村、健、と、的



図I-7 計画体系

4) 内容 従って、ここでいう農村計画は農村地域内における市町村計画であって、それは計画段階に応じて、構想計画、基本計画、実施計画（計画規制）の三種に大別できる。

2. 構想計画

構想計画は計画目的に従って、農村再建設に関する物象的構想（ビジョン）を作成することであるが、それは上位計画の前提を良く認識し、住民の意向を尊重し、実態に即応したものであることが必要である。

1) 計画目的

農村計画の目的は計画の前提と考えられるもので、計画者自身や上位計画によって定められるものではなく、むしろ住民の人間の営みに関する本能的希望から生じた目的意識に基づくものと考えられる。この住民からの目的意識は農村計画の場合、農村の生活環境整備を第一とするか、あるいは生産環境整備を第一とするか、それともそれらの折衷案にするかのいずれかと考えられる。従って、このような計画目的はたとえば豪雪地帯の農村で年間労働の半分以上が土地と結びつかない場合と、そうでない地方の場合とでは当然異なり、全国の農村において画一的に定められるものではない。また農村の集落配置パターンはこの計画目的に従って定まってくる。この際、計画目的が生活環境整備の場合、必ずしも集居性集落配置を採用しなくても農村によってはその計画目的を達成できることがあるので、農村集落配置パターンの決定はそれぞれの農村の実

状に即応して定めることが必要である。

2) 構想計画調査

構想計画調査は農村計画の構想を作成するためのものであるが、調査作業上基本計画と実施計画のための調査も必要に応じて実施することがある。しかし、計画構想作成に支障をきたさない範囲で最小限の調査にとどめることを原則とする。調査手順は一般の調査と同じであるが次の諸点にとくに注意する。① 調査項目が多数あるので資料収集先別調査項目を良く整理する。

① 対象地域の歴史的、自然的基盤、社会・産業的基礎は対象別に、物象に関しては計画部門別に調査する。③ 調査結果に対象地域図上にできる限り彩色図化することによって、計画要素の空間的配置関係のは握を容易にし、それに基づいて調査結果を考察する。

調査は次の4種に大別して行なう。

(1) 市町村概況調査 市町村地誌などによって市町村の沿革ならびに地勢の概況を明らかにする。詳細について不明な点は、市町村の発生、沿革、重要文化財、災害史などを中心的課題として、聞き取り調査で補足する。

(2) 地域経済圏調査 都道府県資料に基づき、当該農村周辺の地域構造を市町村単位に調査するとともに農村計画の上位計画（地域経済圏計画、都道府県計画）との関連性を明らかにして、当該農村の上位計画前提をは握する。調査部門は以下に述べる実態調査のそれに準じる。

(3) 意向調査 後述の実態調査とともに当該計画に直接関連性をもつ調査である。ここでとくに必要なことは調査に先立ってあらかじめ計画主体と計画受益者に農村計画に対する十分な計画的誘導を行なったうえで意向を尋ねることで、その結果から構想計画を織り込むべき住民からの計画目的・目標を明確には握することである。

I-8. 出口勝美：「土地造成・4農地造成」鹿島研究所出版会（1964）

農村計画と農地造成

農村計画の名は既に久しく使われてはいるが、その定義は従来必ずしも明らかにされていないようで、ただ確かなことは、オ一次大戦後のドイツにおいて生まれた国土計画（Raumordnung）の部分構成する町村計画（Gemeinde Planung）を嚆矢とし、西欧諸国においては rural planning が国においては農村計画の名で、農村社会の地文的構造の再編成を計画するものであるとされている。これは都市計画がそうであるように、実在既存農村の改造計画または修正計画を本旨としているから、なんらかの外的条件の変化の影響によって、あるいは1つの改造計画の部分として、計画される場合が一般的である。たとえば、E E O 諸国で、戦後の都市を中心とする社会経済の急速な変化について、農村環境にも波及する変化を計画的に実現しようとするものである。農村計画は、一国社会の発展成長の段階では、その構成分子である農村が多かれ少なかれ必要とするものであって、それが統一的一元的に立てられるか、断片的偶発的にてあるかの違いがあるにすぎない。

その必要性とは、オ一次産業とオ二、オ三次産業との間に、または農・山・漁村と都市との間にある較差の是正であり、一国の社会・経済・文化が地域的なあるいは産業間のバランスの上に発展すべきことに向かつての要求に応ずるものである。

農村計画は、単一の自治体を構成する農村を対象とするのではなく、農業を主たる産業とする1つの地域に対するものである。したがってその地域計画たる農村計画には、農業のほか、交通

住
ま
る
を
た
業
て
多
の
業
に
関
は
物

住居、教育、文化そして工業や商業も包含されなければ、計画としての一体性が保たれないし、また現今の農業は農業自体では成立しえないところの多面性をもつようになってきているのである。この傾向は、ドイツの農村計画の思想にもっともよく現われている。それでは計画地域にある村 (Kreis) の集合体の中核として工業立地の小都市を計画し、農・工・商混合の一経済圏をまとめあげるよう、道路、運河、鉄道等を位置する構想をとっており、地域全体の景観を保つための緑地やレクリエーション施設にもよく考慮が払われている。

農地整備計画は、農村計画の重要な部分を占める。それは、土地区画、水路、農道の配置、農業機械の規格、共同農業施設の配置などが集落間の道路の規模や配置を支配し、農業の経営規模や経営組織が農家の規模や配置、さらに地域全体の人口構成を支配するからである。

しかしながら、農村計画が1つの改造計画である限りでは、多種の既存条件の制約を受けるので、ある程度の手直しか、妥協か、に終わらざるにえないのが諸国における実情であって、昨年発足したわが国の農業構造改善事業のごときは、一町村のごく一部の区域における施設改良事業の域を出ていないのである。ただ、オランダにおける幾つかの農地整備事業には、新農村建設事業に匹敵する広域の農村計画として実施されているものがある。

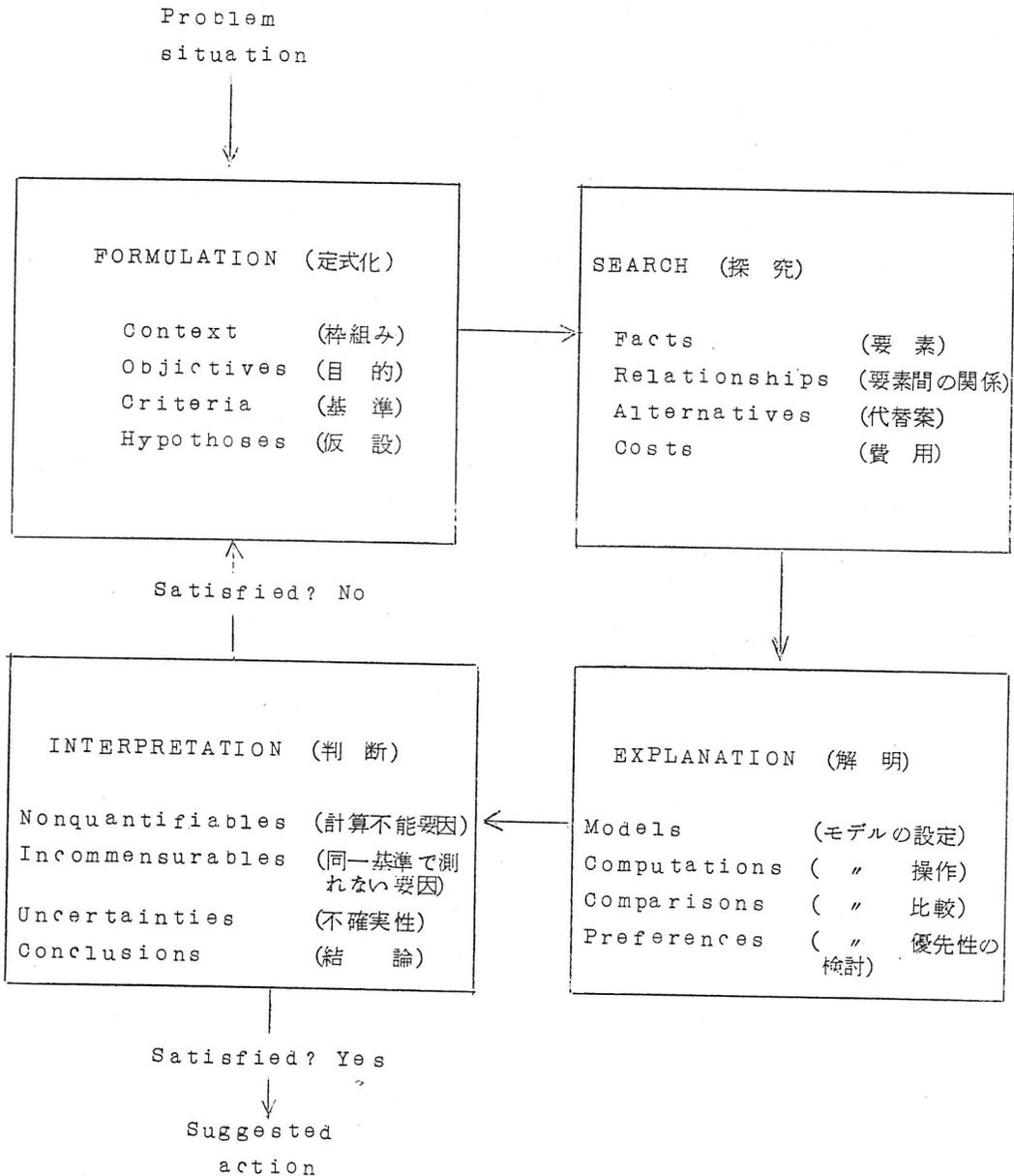
I-9 増本新：「農村整備計画の考え方(その2)・V 農村整備のすすめ方」農土学会誌
Vol. 39, No. 5 (1971)

農村整備のすすめ方

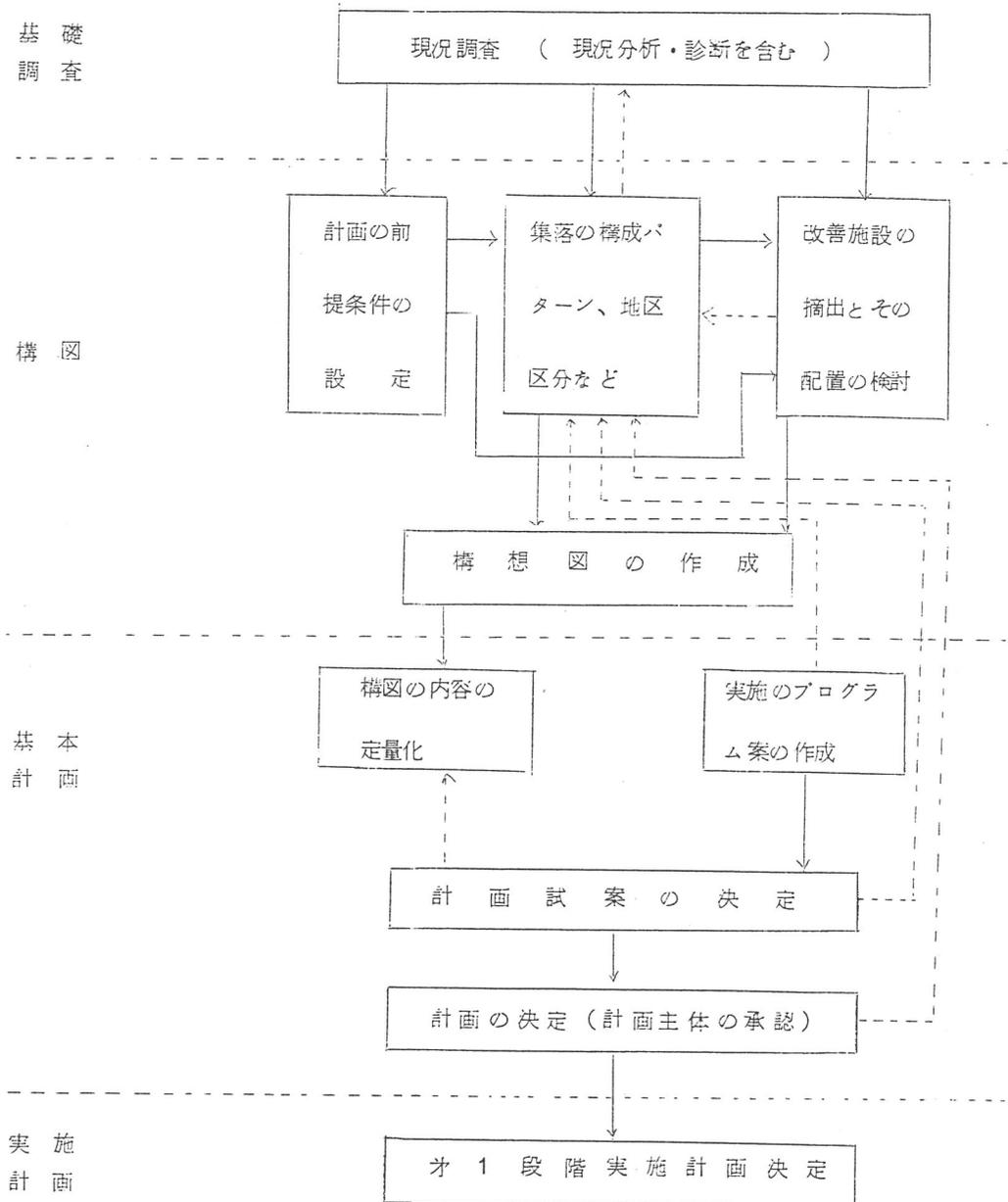
今までのべたように、農村整備とは理論的にいえば、農村的町村の生活基盤を現代の概念に適応できる水準に高め、将来ともすべての農村の住民の経済的社会的文化的諸条件が安定かつ変化に即応できるような体制を作るために、そのような農村の存在が国民経済上の要請をみたしかつ国民と国土の健康化に資するものであるといえる。しかし現実的・現象的にいえば、農村整備とは、土地利用計画によって農村的町村内の土地利用のありかたを規制し、建築計画によって建築物に対する諸条件を制限することもできる。

II 農村計画の手法・手順に関する資料

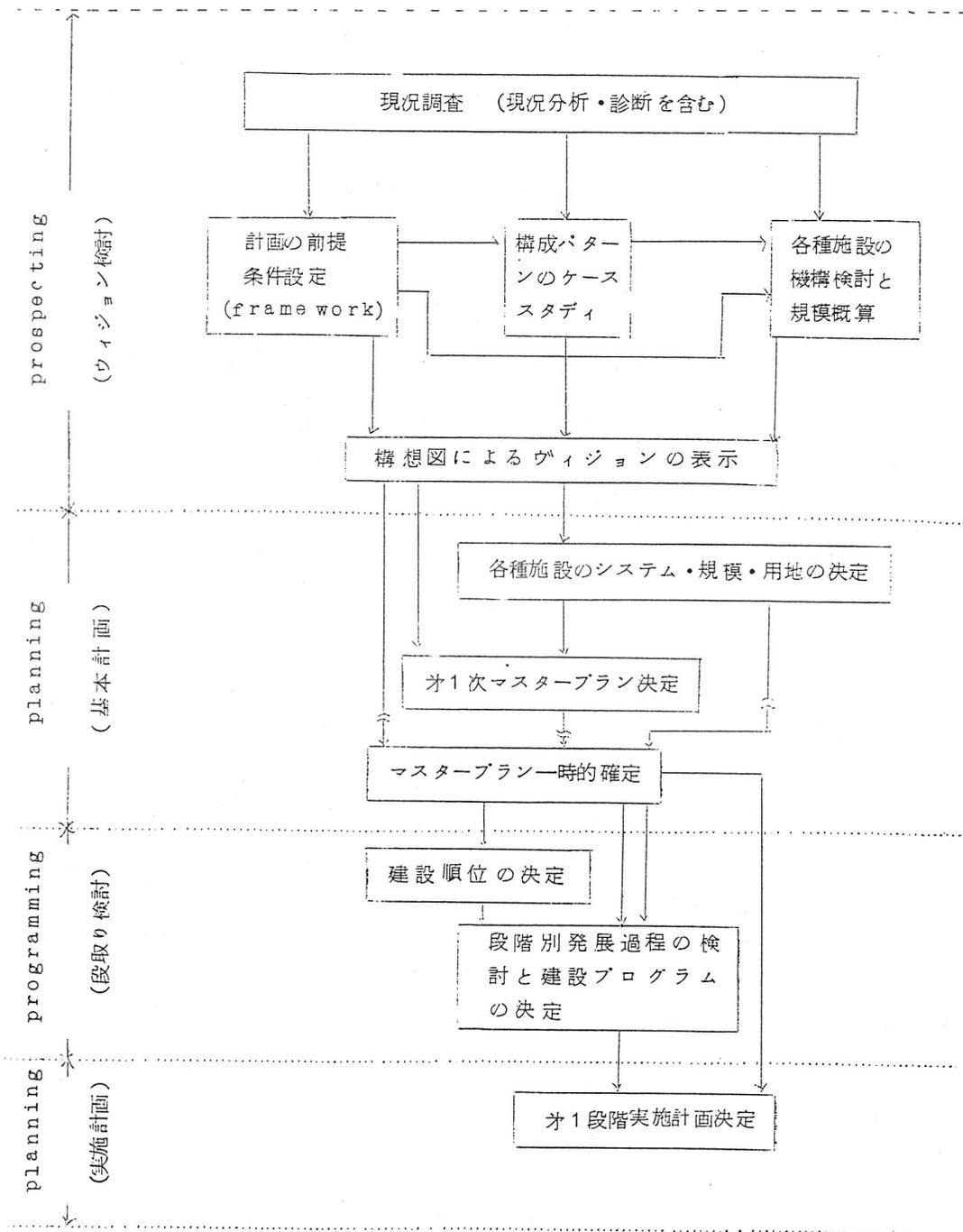
II-1 Activities in analysis (E.S. Quade, ed, Analysis for Military Decisions Raud McNalley & Company, 1964 より引用)



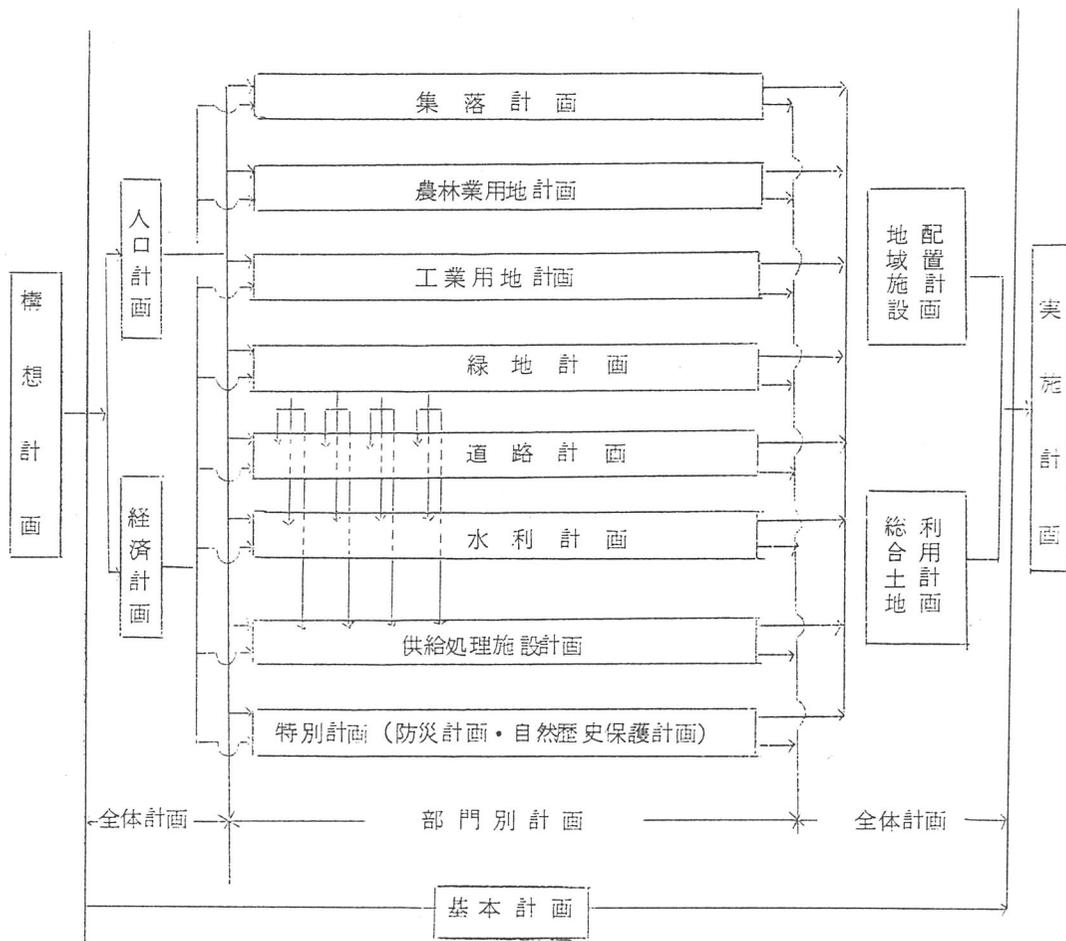
II-2 農村計画の手順（全国農業構造改善協会「農村計画手法の研究」S44より引用）



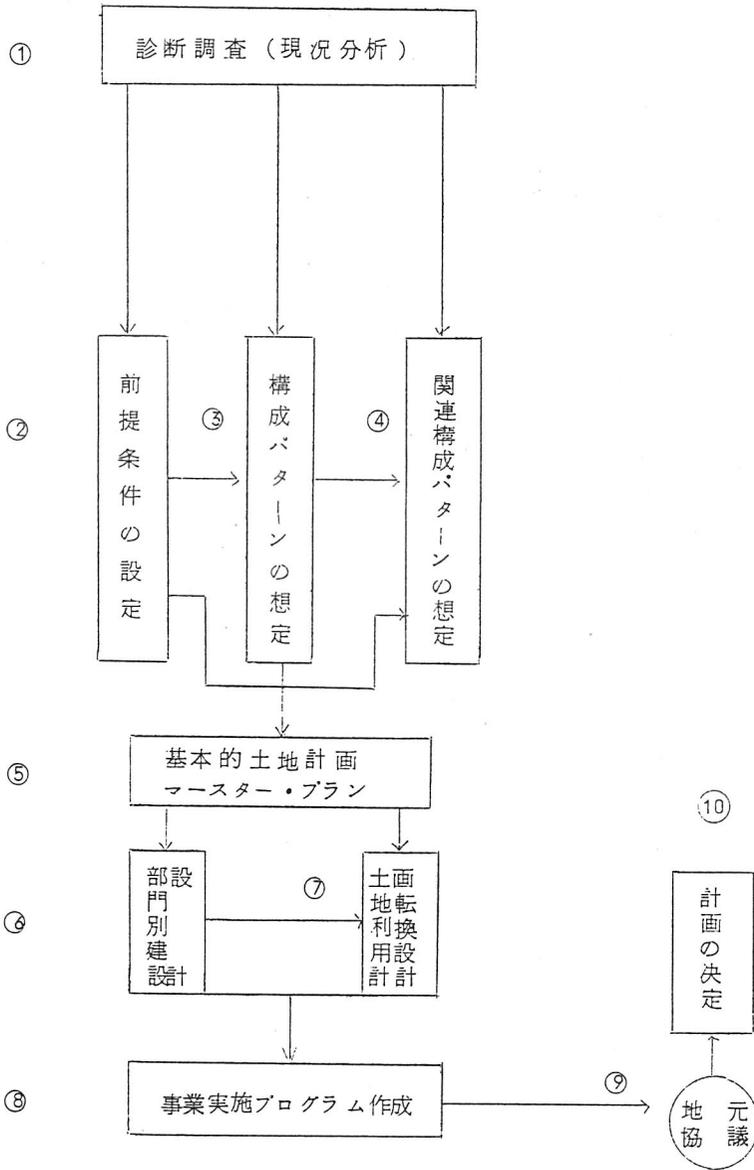
II-3 農村計画の手順 (II-2と同じ報告書より引用 玉里村の報告書の案)



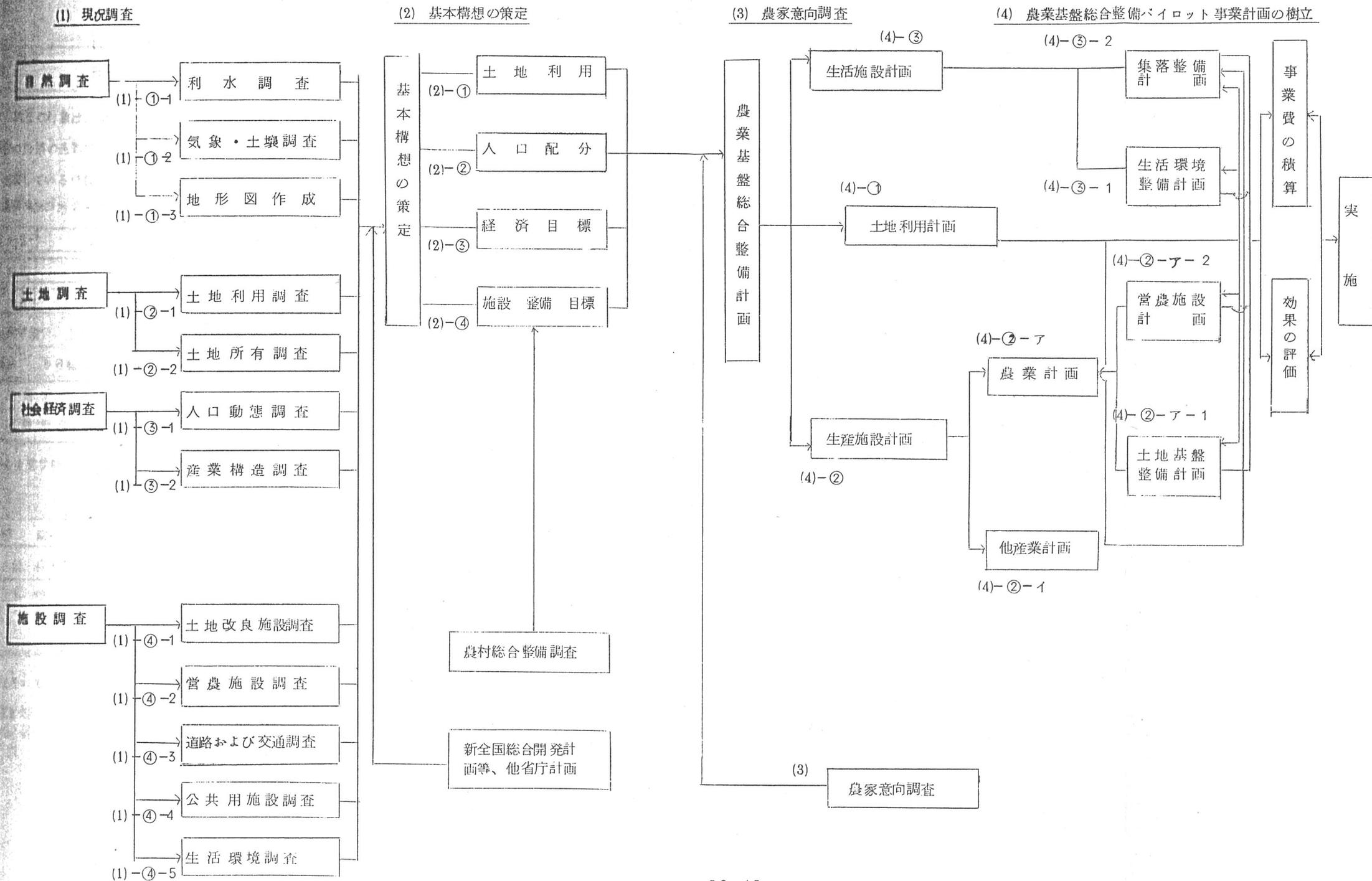
II-4 基本計画設計システム (農業土木学会誌 38巻8号 京大 北村貞太郎氏)



II-5 農村計画の手順（農林水産技術会議事務局「農村環境整備に関する試験研究の現状と問題点」 渡辺兵力氏（農業総研究所長）の報告より引用。S 46）



調査システム



II-7 生活圏域の調査項目 (東工大 青木研究室の提案 S.46)

生活圏調査

調査地	地名	部落名	地名	総戸数	戸	農家	戸	非農家	戸
-----	----	-----	----	-----	---	----	---	-----	---

◎ この調査の対象は、すべて部落単位

1 現在の部落の通勤状態

㊦ 通勤している戸数 戸 人数 人 男 人 女 人

㊧ 通勤場所の地名・人数と部落中心からのそこまでの距離 km

1	地名	人数	km	2	地名	人数	km
3	地名	人数	km	4	地名	人数	km
5	地名	人数	km	6	地名	人数	km

㊨ 通勤手段 上記通勤場所の主な通勤手段 (下記の記号) を、地名番号の下に記入

a 徒歩 b 自転車 c バイク・オートバイ d 自動車 e バス f 電車

地名番号	1	2	3	4	5	6
通勤手段						

2 過去の通勤状態

◎1 通勤者数のおおよその人数

◎2 その時の1番多くの人が通勤していた場所

時期	昭和20年頃	昭和25年頃	昭和30年頃	昭和35年頃	昭和40年頃	昭和45年頃
人数 ◎1	人	人	人	人	人	人
地名 ◎2						

3 現在の部落の出稼ぎ状態

㊦ 出稼ぎしている戸数 戸 人数 人 男 人 女 人

㊧ 出稼ぎ場所の地名と人数

1	地名	人数	2	地名	人数
3	地名	人数	4	地名	人数
5	地名	人数	6	地名	人数

④ 過去の出稼ぎ状態

◎ 1. 出稼ぎ者数のおおよその人数

◎ 2. その時の一番多くの人が出稼ぎしていた場所

時 期	昭和2 0年頃	昭和2 5年頃	昭和3 0年頃	昭和3 5年頃	昭和4 0年頃	昭和4 5年頃
人 数◎ 1	人	人	人	人	人	人
地 名◎ 2						

⑤ 現在の高校通学者
地名と人数、そ
こまでの距離 km

1 地名	人	km	2 地名	人	km
3 地名	人	km	4 地名	人	km

⑥ 過去の通学（高校）状態

◎ 1 通学者数のおおよその人数

◎ 2 その時の一番多くの人々が通学していた場所

時 期	昭和2 0年頃	昭和2 5年頃	昭和3 0年頃	昭和3 5年頃	昭和4 0年頃	昭和4 5年頃
人 数◎ 1	人	人	人	人	人	人
地 名◎ 2						

⑦ 買い物

① 部落内の商店数 軒

② 部落内に下記の品目を扱う商店がある場合は○印 ない場合には、部落の人々が1番利
用する商店のある地名と、部落の中心から、そこまでの距離を記入

品目番号	○印	地名	品目番号	○印	地名
① 酒・調味料	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/> km	② 食肉小売	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/> km
③ 鮮魚小売	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/> km	④ 乾 物	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/> km
⑤ 野菜果実	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/> km	⑥ 菓子・パン	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/> km
⑦ 米穀類	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/> km	⑧ タバコ	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/> km
⑨ 婦人・子供服	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/> km	⑩ 呉服・寝具	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/> km
⑪ くつ・はきもの	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/> km	⑫ 医薬品・化粧品	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/> km
⑬ 電気製品	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/> km	⑭ 書籍・文具	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/> km
⑮ 自動車販売	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/> km	⑯ 自転車販売	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/> km
⑰ 燃料小売	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/> km	⑰ 農耕用品	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/> km

㉑ 部落内に戦後新しく出来た商店 品目番号と開設年を記入

↓ 品目番号	昭和 年ごろ	↓ 品目番号	昭和 年ごろ
↓ 品目番号	昭和 年ごろ	↓ 品目番号	昭和 年ごろ
↓ 品目番号	昭和 年ごろ	↓ 品目番号	昭和 年ごろ

㉒ 病 院

㉑ 部落内の医院 開業医 軒 診療所 軒 保健所 軒 医療相談所 軒

㉒ 部落内に下記の科目を扱う医院がある場合は○印、ない場合は、部落の人々が一番利用する医院のある地名と、部落の中心からそこまでの距離を記入

↓ 科目番号	○印	↓ 地名	↓ 科目番号	○印	↓ 地名
① 小児科	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/> km	② 内科	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/> km
③ 外科	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/> km	④ 産婦人科	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/> km
⑤ 耳鼻咽喉科	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/> km	⑦ 眼科	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/> km
⑥ 皮膚科	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/> km	⑧ 歯科	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/> km

㉓ 部落内に戦後 新しく出来た医院 科目番号と開設年

↓ 科目番号	昭和 年ごろ	↓ 科目番号	昭和 年ごろ
↓ 科目番号	昭和 年ごろ	↓ 科目番号	昭和 年ごろ

㉔ 盲腸、骨折等の入院するような病気の場合、部落の人々が利用する場所の、上位3ヶ所の地名と、部落中心から、そこまでの距離を記入

1 地名	<input type="text"/> km
2 地名	<input type="text"/> km
3 地名	<input type="text"/> km

㉕ 出産について

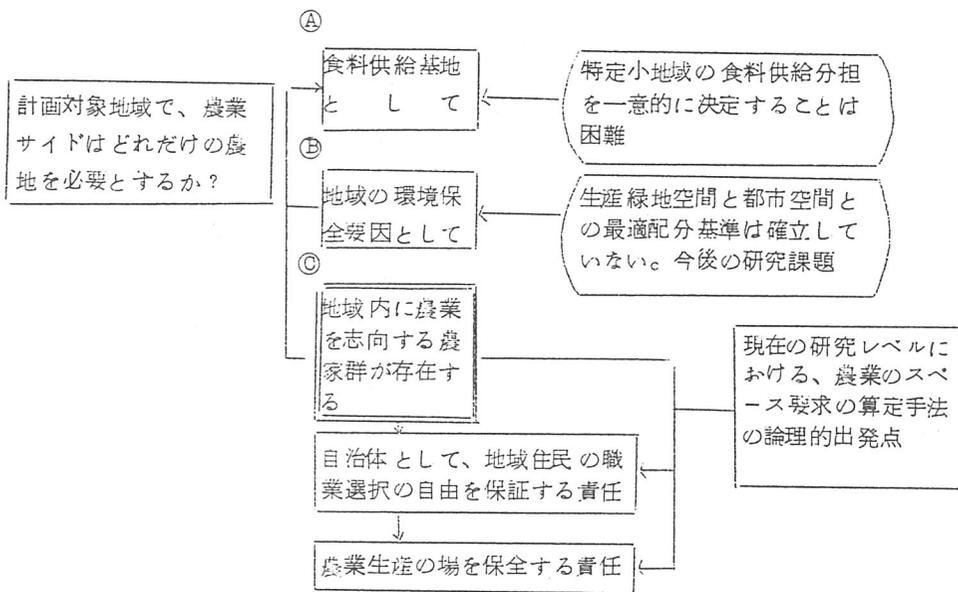
- 部落の人々が病院で出産するようになった年 昭和 年ごろから
- それ以前は、何処の助産婦を利用したか。部落外の場合は、地名と、部落中心から、そこまでの距離を記入。部落内・外とも利用した場合は両方とも記入

I 部落内 a 有った b 無かった ○印

II-8 農村計画手法の素案-土地利用計画における・農業部門のスペース要求の

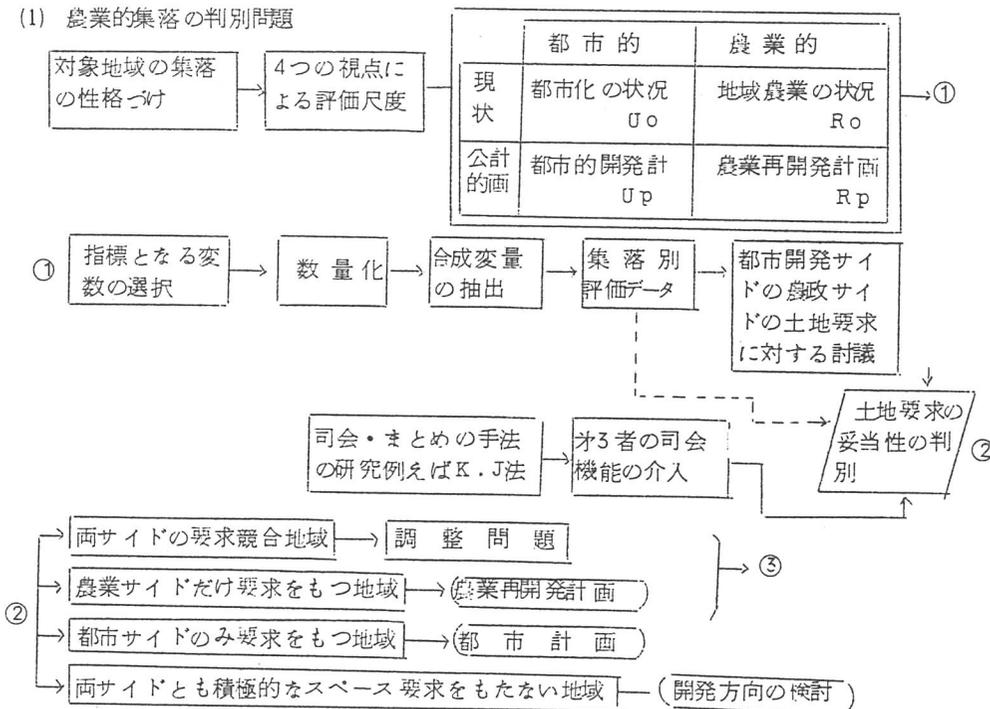
考え方- (IIの5の文献より引用 渡辺兵力氏)

[1] 論理的な根拠?

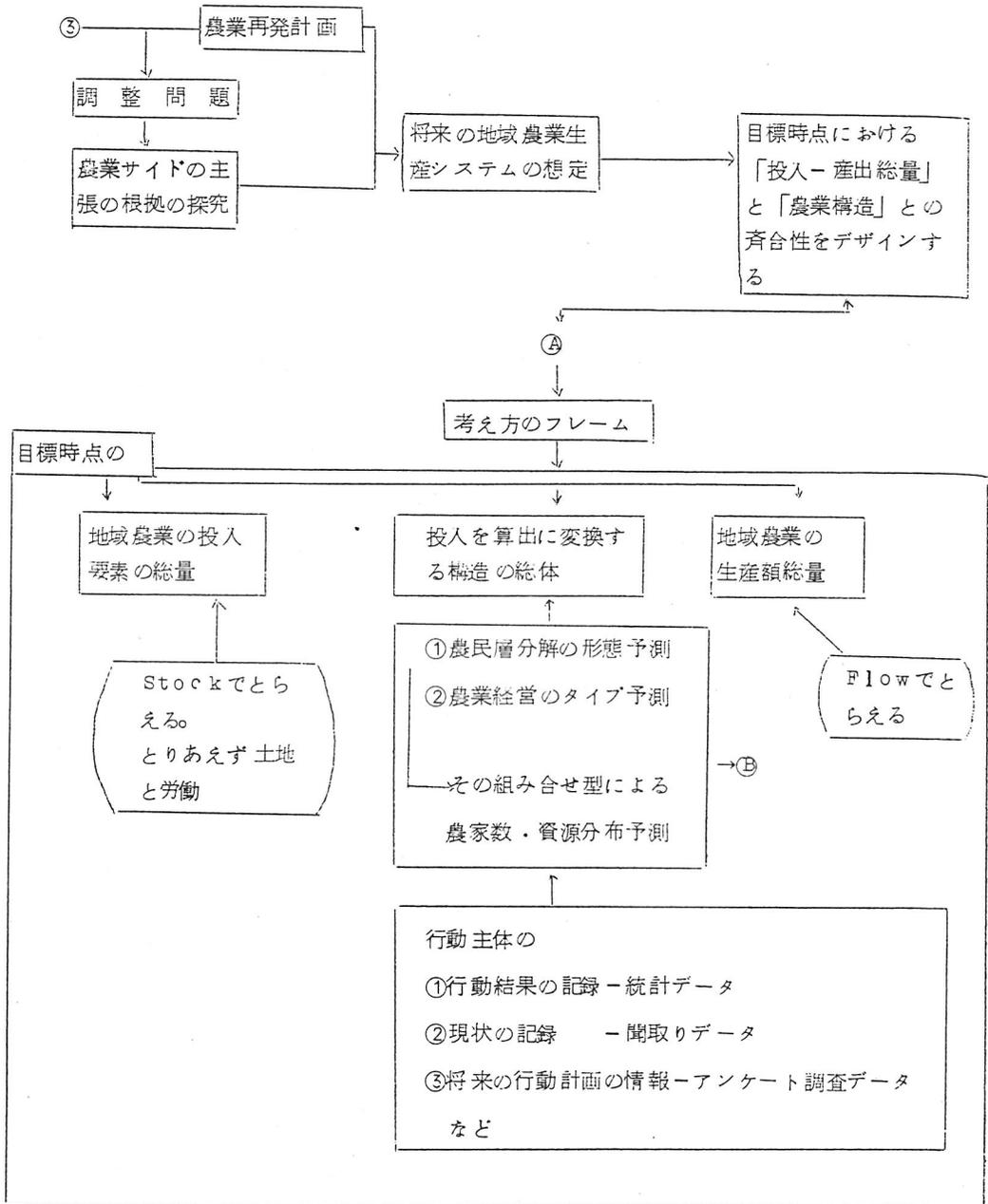


[2] 農業のスペース要求の手法

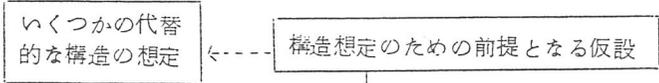
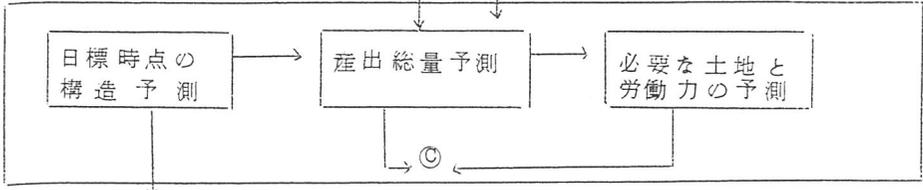
(1) 農業的集落の判別問題



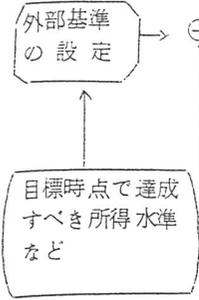
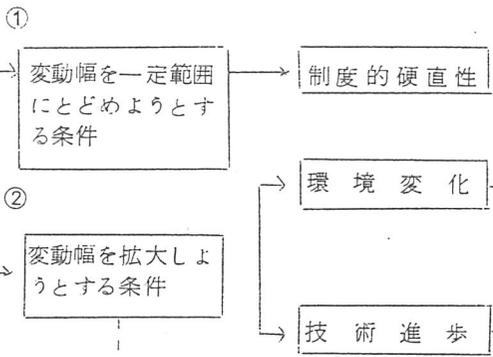
(2) 将来状況の構造化 (構造予測) 問題



→㊸→ 構造予測手順フレーム



将来の農業部門の変動径路を規定するものはなにか?



現在の構造分析

環境条件分析と予測

技術進歩の予測

行動主体
農家

行動主体の環境に対する主体的認識の形成

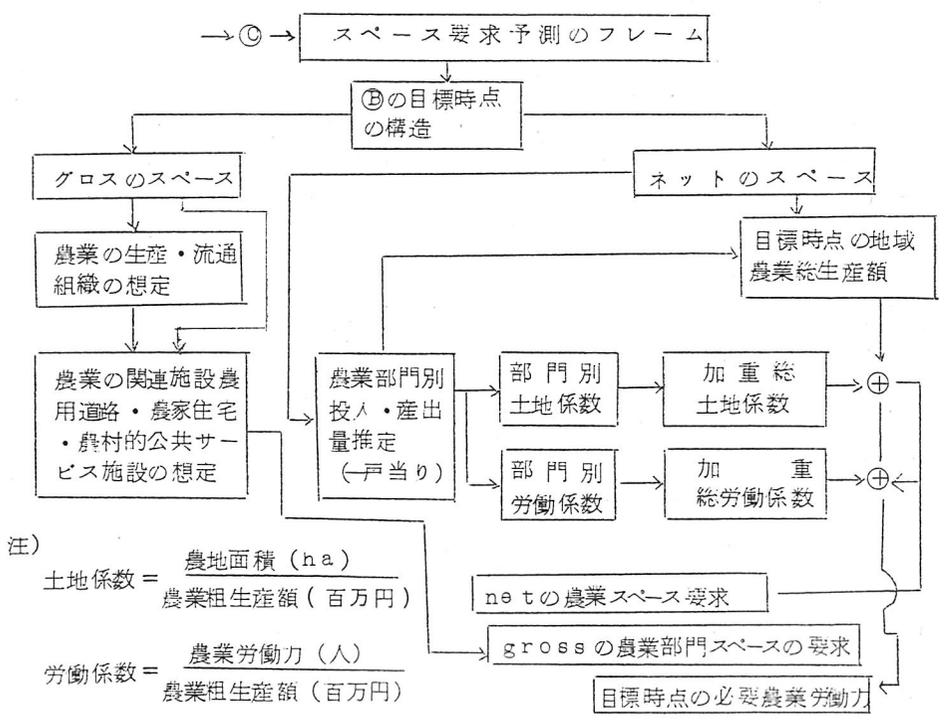
主体からみた環境像 = 主体的環境 subjective Environment

意志決定

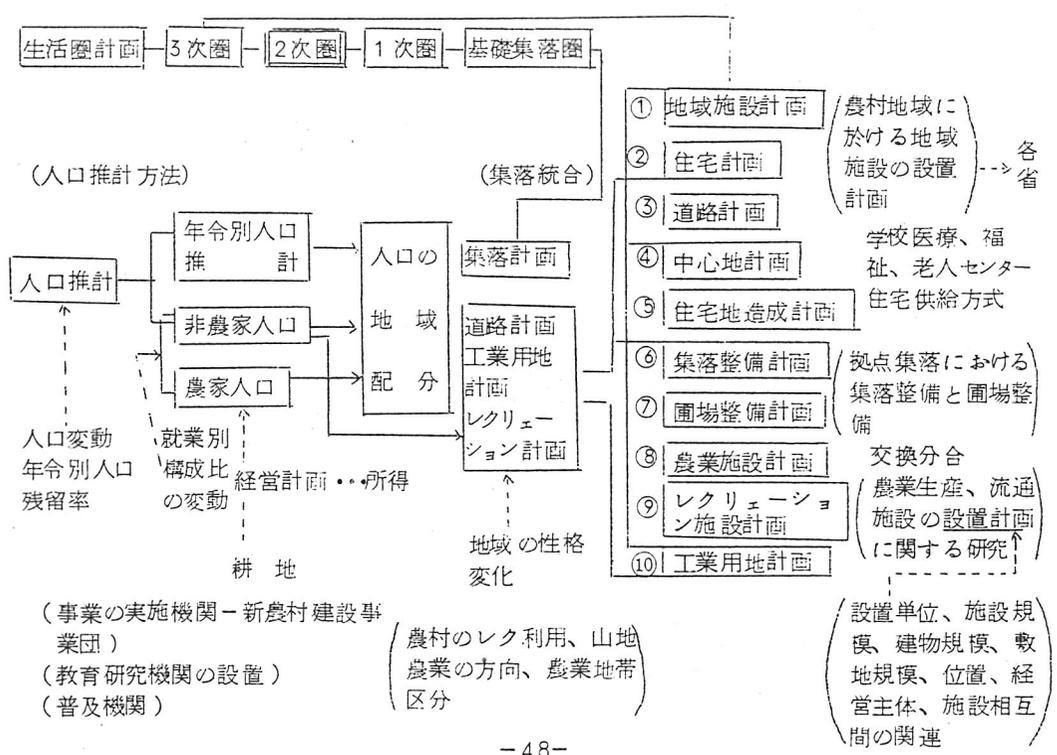
個別行動主体の行動計画

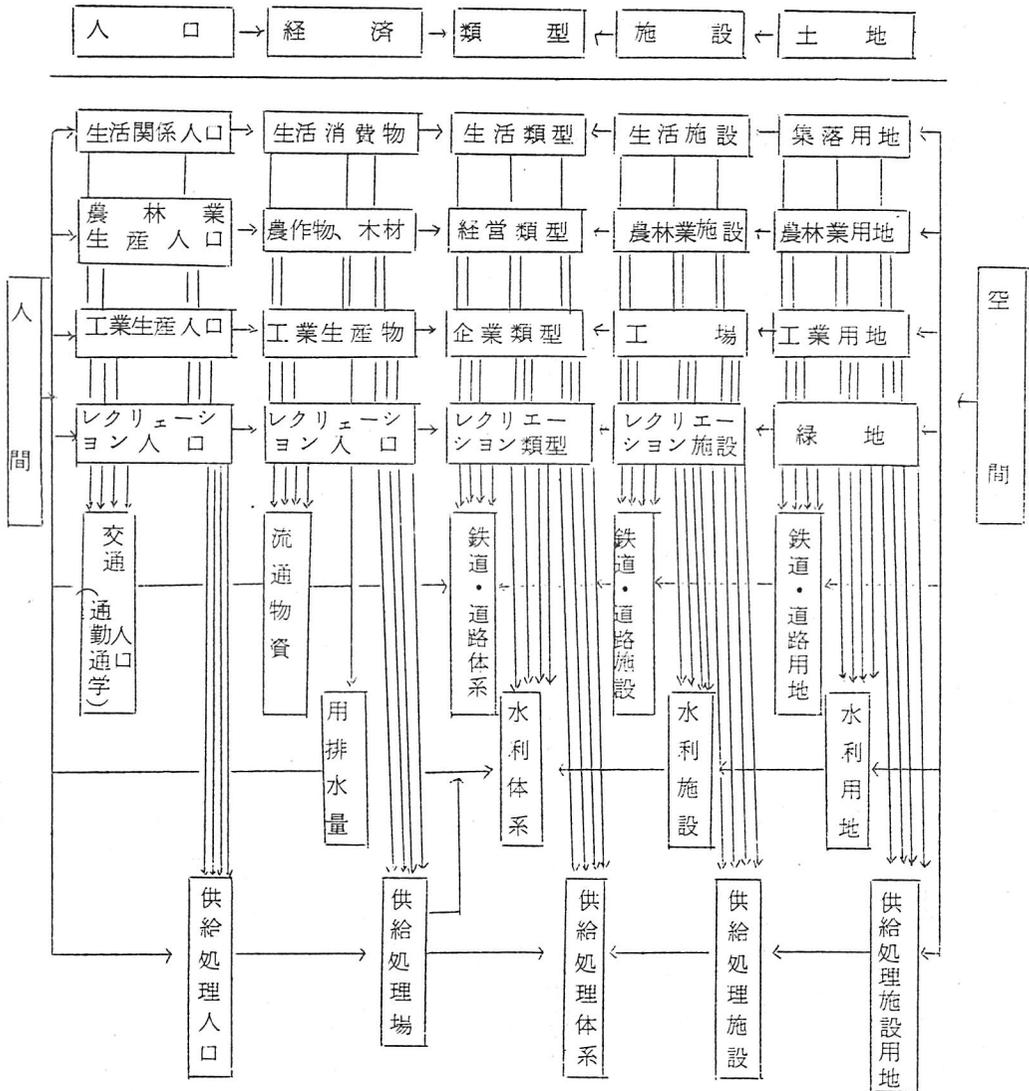
主体の内部情報の外部化

アンケート調査座談会などの手法研究



II-9 地域計画樹立のフレーム (II-5と同じ文献より引用 明治大 浦 良一氏)





	集 落	基本集落圏 (または集落生活圏)	才 1 次 生 活 圏 (農村コミュニティ)		才 3 次 生 活 圏 (地方都市圏)	
			才 1 次 生 活 圏	才 2 次 生 活 圏		
圏域の空間的限界	自然集落 地図上で1 団と認められる程度	max 半径 1km opt 半径 500m	max 半径 4km opt 半径 2km	max 半径 6km opt 半径 4km	15~30km圏	
時間距離の限界と その決定の根拠		・幼児・老人の徒歩限界 ・徒歩15~30分	・小学生の徒歩限界(文部省規準等)1時間 ・自転車通学不可、スクールバスでも20分 -6km程度まで ・低学年では4kmも困難	・中学生以上徒歩1時間、自転車20 ~30分 ・バス等によっても経済的に1.0km位 ・積雪・山間地では6kmも中学生には困 難	・バス1時間程度 ・バスの運行回数が問題	
人口・戸数		・100~300戸 ・500~1500人	・800~1,000戸→ ・4,000~5,000人 人口密度	・2,000戸以上 ・10,000人以上	・100,000人程度が通常の規模 ・中心DID30,000人以上	
地域施設系統の 配置	社会福祉	施設複合化	・託児所 ・保育所 ・幼稚園 ・小学校 ・(中学校)	・特殊学校 ・中学校	・養護老人ホーム ・老人いこいの家 ・養護学園	
	学校教育		・小・中学校理科教育センター ・高等学校(短期大学)			
	社会教育		・中央公民館 ・図書室 ・集会室	・市民館または県民会館分館 ・図書館		
	医療・保健		・健康センター 出張診療所 集検の場所 保健婦常駐	・診療所(医師常駐)	・総合病院 成人病センター ・ディ・ホスピタル ・伝染病隔離病舎 ・保健所 ・医療施設	
	レクリエーション		・児童遊園	・児童公園 ・近隣公園	・少年公園 ・普通公園 ・運動場 ・プール	・自然公園 ・中央公園 ・スポーツセンター ・墓地公園
	購 買		・日用品店	・地区ショッピング (日用品店、サービス店舗、飲食店)	・ショッピングセンター	・デパート ・専門店街
	供給処理		・コミュニティプラント ・ごみコンテナ ・(簡易水道)	・簡易水道	・上水道	・下水道終末処理場 (し尿処理、汚泥処理) ・ごみ燃却場 ・火葬場 ・広域水道
	保 安		・小型動力ポンプ	・小型消防自動車	・常備消防	・常備消防センター ・警察所
	行 政		・(ポスト)	・切手売さばき所(販売店)	・警察官派出所(常駐) ・特定局	・郵便局 ・市役所(事務組合事務所) ・県・国の出先機関
				・農業機械倉庫	・農業生産施設(機械修理、選果場、 ライスセンターetc)	・農協事務所 ・農業改良普及所 ・(農協連合会事業所)

〔 討 論 〕

司会 石光 研二（農村開発企画委員会）

- (A) 今回の報告の内容は、骨組みのみで中味には触れていない。診断、計画の各段階の具体的な中味を問題にすべきだ。
- (B) かくあるべきだという手法上の規範を示すのも良いが、実際の事例の中ではさまざまなやり方が出て来る。
- (C) 玉里地区の場合は、参画した各部門の担当者間の最終的な合意はなかったようだ。各人が自分の考えをスクリーンに撮影してみただけである。
- (A) 玉里地区の場合は、田園都市という発想へのコメントとして各人が出したものである。農村計画としても少しまとまったものにしたかった。これは何人かの担当者の考えをパラレルにはり合わせたもので、テーマⅠの報告のⅡ-3は、施設配置の手順に関する試案である。
- (D) 診断というものは、単なる「病気の診断」にとどまらず、その人本来の能力を引き出して伸ばして行くような「積極的な診断」であってほしい。
- (O) 農業基盤総合整備パイロット事業については、計画主体が国であること、公的援助と私的経済との関係の考え方の整理に問題がある。今後、経験の蓄積と事業制度の確立に向けて長い試行錯誤が必要であろう。
- (A) 静岡県大浜村の構改事業の例では、町村当局が非常に力を入れて設けていたが、途中で農村計画的な部分が挫折してしまった。農村計画が実施された事例を多く作る事が大切である。
- (E) 玉里村の事例についてはテーマⅣで若干触れるつもりである。
- (F) 今回の資料は参考になった。我々建築学会の研究部会でも同様の試みをやっている。
- (G) 今回の資料は参考になった。中でも診断のやり方が問題だろうと思う。計画が中々たてられないケースが多い。無理に計画をたてるのは困る。たとえば、山村では、一体これからどうやって地域の将来を考えたらいいのか迷うことが多い。またデータもなかなか手に入らない。農業と林業が主産業になっている地域の診断が難しい。また計画対象圏域のとり方もなかなか難しい。
- (H) テーマⅠの(2)の諸条件はあく迄も目標であると思う。これが理想だというわけではない。
- (C) 現実の農村に、農村総合整備を実施するだけのエネルギーがあるのか。スプロールされている都市近郊ならともかく。一般の純農村にはそのようなエネルギーはないのではないかと。テーマⅠの報告者には「事業を無理に創り出そうとする」姿勢が感じられるがどうか。
- (笹野) 自分は、農業土木技術者集団の中に育って来た人間の1人である。「事業志向の姿勢がない」と答えればうそになる。云われてみると自分では日常気付かなくとも、そのような考え方は潜在していたと思う。だが、現実の農村の当面する諸問題を探り出し、その改善に

ついて何らかの努力を傾けることは、我々の本来の使命であると考え。御指摘の点に良く注意しつつ、正しい姿勢で今後とりくんで行きたい。

- (I) 「期待される農村像」について、考えをききたい。現実の農村は、望ましい将来像を求めている。また計画のやり方も、同じような発想をする集団の担当者のみによるのではなく、多様な発想の異なる担当者の共同作業によるとりくみをしてほしいものだ。一般に計画担当者と農村住民とのふれ合いが充分でなく、外部からまた少数の人々が自分の村の将来像を描き出すことに不信の念を抱く傾向があるように思う。

(テーマ・Ⅱ) 農村計画における意向調査・施設調査について
〔報告〕

A 農村計画に必要な調査と意向調査

青木志郎(東京工業大学・工学部)

I 農村計画の調査

1. 調査の必要性

2. 調査方法

1) 見学

2) 観察

3) 詳細調査

資料調査、アンケート調査、面接調査、実測調査

3. 調査の種類・内容

1) 自然条件に関する調査

2) 社会組織に関する調査

3) 人口に関する調査

4) 農業生産、産業に関する調査

5) 土地利用に関する調査

6) 道路交通に関する調査

7) 地域施設に関する調査

8) 供給処理施設に関する調査

9) 生活圏に関する調査

10) 意識調査・意向調査

11) 上位計画調査

II 意向調査

1. 意向調査の必要性

2. 意向調査の方法

3. 意向調査の種類

参考資料A-1 意識調査様式の事例

B 農村計画における施設調査について

藤 本 信 義 (東京工業大学・工学部)

1. はじめに

農村計画に限らず、都市をも含む地域計画一般についていえることだが、その内容は経済、社会計画と物的計画（空間計画）とがセットされて、はじめて意味をもってくる。勿論二者は並列的に分けられるのではなく、地域の経済活動・社会組織のメカニズムは、空間に投影されてその全体像を表わすという順序をもっている。最終的には一定の空間像として表現されるその部分を地域計画の分担領域とする分野は、建築及び土木であり、特に農村地域の計画をする際には、農業土木の分野が大きな比重を占めてくる。物的計画ないしは空間計画は、後述の性格規定によればそのまま施設計画と呼ぶことができる。更に施設計画は、施設それ自体の計画（建築物や土地改良施設そのもの）と、施設の配置・利用計画（土地利用を含む）とに二分することができる。逆にいえば施設計画とは単体としての建築物の計画・設計のみを役割とすることではなく、地域空間を構成する物的諸因子の有機的な総合計画でなければならない。そしてこの施設計画に多少なりとも係りをもつ上述の分野は、内容及び方法の違いこそあれ、何らかのかたちで従来施設調査を行ってきた。施設という用語の定義あるいは統一的なイメージは漠然としたものはあっても、明確化されていないといっても良いと思う。本論ではまず施設の性格規定を建築・土木（農業土木）に共通するように行い、施設調査のあり方を探るとともに、農村地域計画という総合的な行為の中に、施設調査がいかに位置づけられるべきかを論じたいと思う。今迄施設調査を多少なりともやってこられた人は、あれこれ調べて資料はそろったが、実際に計画を進めていく段階では、殆ど役に立たないものが多分に生じたという、にかい経験を一再ならずされているのではないだろうか、それは調査の技法にエネルギーが費やされて、施設の現況把握が目的化してしまい、全体計画におけるこの種の調査の役割りが不明瞭になってしまうということに他ならない、いわゆる調査主義の弊害である。

2. 施設の性格規定

はじめに施設の意味内容を明らかにすることによって、施設調査の対象の大枠が決められるだろう。一般的に施設という用語は、建築物（構造物）と殆ど同じであるようなイメージが強いが、どちらかといえば施設のほうが、意味内容は広いといえる。建築物に関しては「建築基準法」にその定義が示されている。これによれば建築物とは「土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの、これに附属する門若しくはへい、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これに類する施設を除く）をいい、建築設備を含むものとする。（法第1章第2条の1）」とある。条文中の「かっこ内に指定されたものは施設ではあっても建築物ではない、かっこ内の諸施設の他の交通網（道路・河川等）および農耕地・緑地・港湾などの土地的事物も物的計画の範ちゅうに入るから、物的計画≠施設計画の考えからす

れば、当然施設と見なされるべきである。これらの諸施設は形態上の分類として、次の三種類に分けて考えることができる。

部)
a、点的施設

(1) 建築基準法でいう建築物

○ x . 学校・商店・病院・住宅等

(2) 建築物以外の屋外装置

○ x . 揚水ポンプ・水門・郵便ポスト・街灯・電話ボックス・水の見槽等

b、線的施設

(1) 交通網

○ x . 道路・鉄道・河川等

(2) 情報・エネルギー供給処理系統

○ x . 電気・ガス・上下水道・電信電話・農用排水路等

c、面的施設

(1) レクリエーション・スペース

○ x . 公園・遊園地・緑地・運動場等

(2) 生産空間

○ x . 農耕地・牧草地・養殖場等

以上の諸施設と手の加えられていない自然とによって、地域空間は構成されている。施設計画からする従来の問題点は、例えば点的施設はそれ自体の計画をたてることに終始して、その立地を助け、或いはその立地によって影響を受ける他の点的施設又は線的・面的施設については意を用いることが少なかったということであろう。住宅団地をつくっても、商店や病院がない場合（点と点との関係）、上下水道や道路が未整備の状態であること（点と線との関係）、公園・緑地が少ない場合（点と面との関係）等、例はいくらでも挙げることができよう。単純な述べ方をすれば、施設調査は施設計画を目的として行われるものであるから、施設計画においてこのような破綻をきたすということは、施設調査の内容にも既に問題が表われていることを示唆するものである。ここに地域計画全体の空間投影としての施設計画を引き出す施設調査の多岐な内容が必要とされる根拠があるように思う。

3. 施設調査の対象

前節で示した施設の形態上の分類は、一応地域空間を構成するすべての物的事象を網羅しているが、施設調査の目的をどこにおくかによって、対象施設は絞られてくる。絞り方の第1の指標は、先ず公共的な使われ方をするいっさいの施設、第2は現在公共投資がなされなくとも、放置しておけば地域空間に混乱を引き起す（或いは地域生活に悪影響を与える）ような性質のものであるために、是非とも公共的な手段によって整備をすべき施設、第3に民間資本のベースでの投資対象となり、従って民間相互の自由競争の原理及び利潤獲得の原則に基づいて計画設置されるために、地域住民の側からは必

ずしも好ましくない結果をもたらすもので、公共的な立場から誘導・規制等の計画措置を必要とする施設、最後に特に農村地域住民の利用頻度によって、対象施設の的を絞ることである。利用頻度からいえば、施設は住民が日常的に利用するものと、非日常的にしか利用しないものがある。調査の重点は当然前者にある。その他個々の住民は非日常的な利用しかしないが、地域住民全体でとらえると日常的な利用対象として計画しなければならない施設（例えば医療施設、文化施設等）、及び住民が日常生活において直接利用することはないが、地域住民全体の安全性・快適性・利便性を保持するために日常的に機能していなければならない施設（例えば保安施設・エネルギーサービス施設等）が加えられる。利用頻度によつて的を絞ることと密接に関連するのだが、地域計画を進めていく上で、先ず重点的にとりあげなければならない対象は、それらを欠いては個々の住民ばかりでなく、地域全体の生活が歪められてしまうようなものである。その次に、より生活を豊かにするようにより用意されるべき施設群が調査の対象となってくるのである。

先ず前節であげた点・線・面の各形態をもつ全施設を機能別に分類列挙して、それらの諸施設について、特に農村地域計画の対象となる具体的施設名を例示する。一応まとまったかたちの施設分類は昭和27年に、統計委員会による「日本標準建築物用途分類」があるが、農村地域の施設調査に際してはうまく適合しない項目もあるので、以下は筆者が試案としてまとめてみたものである。

機能的施設分類

- | | |
|-------------|---------------|
| 1. 居住施設 | 2. 生活共同施設 |
| 3. 医療施設 | 4. 文化施設 |
| 5. 教育施設 | 6. リクリエーション施設 |
| 7. 福祉施設 | 8. 行政施設 |
| 9. 保安施設 | 10. 通信施設 |
| 11. 運輸施設 | 12. 供給処理施設 |
| 13. 宗教施設 | 14. 宿泊施設 |
| 15. サービス業施設 | 16. 販売施設 |
| 17. 業務施設 | 18. 工業施設 |
| 19. 農業施設 | |

以上の諸施設を全部網羅的に調査するのは困難であると同時に、何でも調査すれば良いというものではないという、先述した理由によつて的を絞りつつ、農村計画の射程内にある施設を例示したのが表である。調査対象の選び方は、調査の範囲によつて当然異ってくる。また調査対象が同じであっても、調査の範囲をかえることによつて、調査内容には若干の違いが出てくる。例えば居住施設の場合、市町村のレベルでは公共住宅の建設状況、需要量が大きな問題となるが、集落のレベルでは住宅の住み方、形態、構造、間取り等が中心になってくるかも知れない。この作表では調査内容までを含めずに、市町村（+広域）と集落（+旧村）という二段階のレベルを考へて、レベル毎に対象となる施設はど

のようなものが挙げられるかを示したものである。ただし農業施設については、施設調査の大きなウエイトを占めるものであり、種苗施設、生産施設、流通施設、加工施設がそれぞれの作目別に有るためかなり多量になる。加えて農業施設は筆者の専門外であるため、一応施設名を記入せずにおく。

表 農村地域における施設調査の対象

施設分類	市町村(十広域)	集落(十旧村)	備考
1. 居住施設	公営住宅 公団公社住宅 給与住宅 寮	民間アパート 貸家 持家 宅地	
2. 生活共同施設	生活改善センター 給食センター 生活相談所	膳椀置場 葬具・祭礼具置場 共同墓地 共同炊事場 公衆便所	
3. 医療施設	一般病院 特殊病院 母子センター 産院 治療教育施設 (身体不自由児・精薄児等) 保健所	一般診療所 歯科診療所 健康相談所 薬局	含救急病院 救急車 回診車 レントゲン車
4. 文化施設	公会堂・ホール 中央公民館 博物館 美術館 郷土資料館 民芸館 図書館	地区公民館(分館) 婦人・青年 老人・児童会館 史跡 文化財 移動図書館	広報車
5. 学校教育施設	高等学校 各種学校 教習所 訓練所 中学校	小学校 分校 幼稚園	寄宿舎 スクールバス
6. リクリエーション施設	総合運動場 公園・広場・緑地 墓地 公園 植物園・温室 サイクリングロード 河川・湖沼	運動場 プール(種目別) 体育館 児童公園・地区・近隣公園	
7. 福祉施設	老人ホーム(センター) 福祉センター	保育所・托児所(季節保育)	
8. 行政施設	市町村役場	各種出張所	
9. 保安施設	警察署 消防署	駐在所 警官立寄所 防犯連絡所 消防器具置場 火の見 防火用水 消火栓・火災報知器 防犯灯	消防車 パトカー 交通指導車
10. 通信施設	郵便局 電報電話局	簡易郵便所・集配所・ポスト 公衆電話 有線放送	
11. 運輸施設	鉄道駅・鉄道網 バスターミナル ・バス路線 国道・県道・市町村道	バス停 集落間・集落内道路 農道 緑道 自転車道 通学路 駐 車場 街灯 ガードレール 信号 機 歩道橋 ストリートフアニチュア	
12. 供給処理施設	浄水場 上下水道 汚水処理場 塵芥処理場 火葬場 高压送電線	簡易水道 LPガス貯蔵所 ガス 配管網 共同墓地 ゴミ収集所 流雪溝 側溝	清掃車・ゴミ 収集車 除雪 車 散水車
13. 宗教施設	寺院 教会	神社 納骨堂	
14. 宿泊施設	公営宿舎 保養所 旅館・ホテル	民宿	
15. サービス業施設	映画館 劇場 遊戯場	飲食店・喫茶店 理髪店・美容院 公衆浴場 修理店	

施設分類	市町村（+広域）	集 落（+旧村）	備 考
1 6.販売施設	百貨店・スーパー 専門店 商店街	農協購買部 食料品店 雑貨店 たばこ切手売店	
1 7.業務施設	農協本所 農業改良普及所 土地改良区	農協支所	
1 8.工業施設	危険工業 重工業 軽工業	住宅+工場 製造・加工業	
1 9.農業施設	—		

4. 施設調査の内容

4-1 施設現況調査

従来頻繁に行われてきている施設調査の大部分は、既存施設の現況を空間要因と機能要因の双方にわたって調べている。例えば全国的な施設調査には、事業所統計、学校設備調査、医療施設調査、住宅統計調査等が指定統計として挙げられているが、これらの統計調査は施設自体の構造や平面、設備がどのような現況にあるかという側面と、施設を経営管理するひとの現況（医療施設でいえば医師数、看護婦数等）の側面とが調べられる。施設側からのいわばハードウェア機構の調査とあって良いだろう。施設現況調査は対象がはっきりしているために調査項目もたやすく、調べることが容易であるが、ここから現況の問題点をひき出すためには、施設が立地している地域の条件（施設立地を規定する条件）を忘れずに調査しておかなければならないということである。例えば学校教育施設をとりあげてみよう。クラス数、児童生徒数、教職員数、校舎・校庭の規模等は現況調査でとらえられるが、それと同時に計画上の課題を見出すためには、その地域の児童率、出生率がどの程度であり、如何なる経年変化を示してきているのかなどの条件も必要となる。

要約すると施設現況調査の内容は次のようになろう。

a、地域内各種施設の有無

b、各種施設の配置

表の市町村（+広域）レベルでは1万分の1～5万分の1の地図、集落（+旧村）レベルでは3千分の1～5千分の1の地図プロット

他施設ないしは他地域への距離関係をつかむ（例、集落センサス生活環境の諸項目）

c、施設自体のハードウェア機構

d、施設の立地規定条件の把握

4-2 利用施設調査

本調査の目的は、施設が用意されていても果してその利用の仕方に偏りはないか（特定の人々だけが使用していて、一般的な利用のされ方がなされていない例）、或いは殆ど有効な利用がなされていないのではないかなどの点を明らかにすることにある。

施設
動
学・
内、
後
属
リン
多大
活
域を
いえ
設
の
でも
はて
によ
利用
いの
しく
料が
要
因

4
であ
に不
る。
め調
てい
の側
いて
場合
点で

施設現況調査が施設側からの調査であるのに対し、利用施設調査は地域住民側からの施設選択及び施設利用の可能性等を調査する、ソフトウェア機構の解明といえるだろう。この調査は住民の生活行動圏調査と重り合う部分が非常に多い。従来の生活行動圏調査は、日常生活を主要な行動（通勤・通学・買物・医療等）に分けて、それぞれの行動に対応する圏域を求めているが、圏域の求め方が集落内、村外、〇〇町という領域である場合と、行動目的としての施設を具体的に求める場合とがある。後者は利用施設調査と同じである。調査の難易からすると、施設を利用する人間の側の条件は個的な属性の違い、社会・経済的な属性の違いによって多種多様な様相を示すために、きめの細かいサンプリングが必要となる。従って調査の技法のみでなく、集計の方法もより複雑になり、労力と経費とが多大にかかるという問題があって、実際にも施設現況調査よりその調査事例はずっと少い。しかし生活行動の各指標圏の中でも医療圏（特に一般診療所の利用）や買物圏については、地域住民からの圏域を施設現況調査による施設の機能圏（診療圏或いは客の誘致圏）で代行させることはむずかしいといえる。住民にとって利用のしやすいように施設計画をすべきであるという視点からは、この利用施設調査は極めて重要な意義をもっているから、労力をいとわない姿勢が今後とも必要である。ただこの調査で慎重に検討しなければならないのは、施設利用を規定する住民の属性とは一体何であり、中でも主要な規定要因は何であるかを、仮説的にあれ見通しておかなければ、調査結果の有効な考察はでき得ないということである。いい方を変えれば、施設利用の規定要因を調査項目に組み込むことによって、はじめて利用実態とのクロスが行われ、問題が明らかとなるのである。住民が或る施設を利用していないのは、その施設利用の必要性がないからなのか、それとも利用したくても利用できないのか、利用できない理由は、単に施設までの距離が遠いということだけなのか、他に施設管理が厳しくて面倒だということはないか、或る集団が排他的に利用しているということはないか、施設利用料が高いということなのか、農作業や家事に追われて利用する機会がないのか等々、その主要な規定要因を追求する作業は欠かすことができない。

4-3 欠損施設調査（意識調査）

目的は、地域に不足している施設は何であるか、施設計画としてとりあげるべき緊要の対象は何であるかを、住民の意識（要求）をとらえることによって明らかにすることである。意識という多分に不確定的な要素分析を行う調査であるだけに、施設に関する調査の中では最もやりにくい調査である。本調査の内容は大きく2つに分けることができる。ひとつは表に示したような施設名をあらかじめ調査表に記入し、その中で住民が必要と感じているものをいくつか（場合によってはランクをつけて）挙げてもらう主観調査。もうひとつは要求そのものをストレートに調べるのではなく、潜在化している要求を引き出す調査である。主観調査によって得られる種々の施設は、それを挙げる被調査者の側にそれなりのイメージがあるからであって、見たり聞いたり或いは利用したこともない施設については、いくら客観的に見て必要と思われるものであっても、全く〇印がつかないことになる。この場合重要なのは、客観的に見て必要という指標が前もって具体化されていなければならぬ、という点である。調査研究がそれまでに或る程度蓄積されているものについては、この指標を出しやすいが、

そうでない場合は非常に困難な作業になる。住宅を例にとると、個室化、食寝分離、公私室空間の分離等はこの指標として挙げ得るが、一步枠を宅地と圃場との関係まで広げると、果して農作業の場の完全分離や通耕距離〇五m以内等という指標で良いのかどうかはまだはっきりしていないのである。このあたりの詰めが潜在要求調査に際しての、これからの課題となろう。顕在要求と潜在要求とを区分しつつ、調査項目を設定した一例に、建設省が5年毎に行っている住民需要実態調査がある。これは、主観的にみて住宅について困っている点があるか、または何とかしなければならぬ程困っているか、のいずれかの不満を持っている世帯を住宅困窮世帯とし、他方このような不満を持っていないと、①非住宅居住、②老朽住宅居住、③一世帯あたりの居室の畳数が9畳未満でかつ一人あたり2.5畳未満、のいずれかに該当する世帯を住宅難世帯と名づけている。従って住宅難世帯には該当しなくとも、住宅困窮世帯に含まれることはあり得るのである。

これら二つの調査内容を総合して、はじめて、地域の欠損施設が明らかとなる。本調査の留意点をまとめておこう。

ひとつは、施設現況調査、利用施設調査の項でもふれた如く、主観的又は客観的に出てくる施設要求は、いかなる条件の下であるかという点を忘れてはならないこと、もうひとつは、たてまえとしての要求をとりあげても、意味はないということである。ないよりもあった方がよいという選択のしかたでは、住民の主要な要求がつかめない。

以上施設調査を三つの内容に大別することによって、その方針を説明してきたが、三種類の調査に共通していえることは、地域住民が種々の施設に対して要求していることは何であるのかを正確に把握できるような調査項目を設定しなければならないこと、そのためにはやりやすい調査ばかりでなく、相当のエネルギーをかけた調査も行うことによって、少数の大きな声より多数の小さな声を集約する努力をおしなくてはならないということである。従来の施設現況調査のみで判断される計画条件は、とかく施設自体の立地条件のみが問題とされて、住民側からの施設要求が無視されることが多かったといえる。こうした結果が、教育施設の統合による住民生活の歪みや、保育所認可の問題、医療施設不足、その他を引き起こすことにもつながっていくのである。

5. 結語——施設計画上の課題

以上述べてきた内容から、今迄一般にいわれてきた施設調査だけで、即施設計画ができるわけではないことが、いく分でも理解していただけたかと思う。施設を調査の対象としながらも、それを利用する「人間の条件」の追求が実は最も必要とされるのである。農村地域における施設計画の重要な分野として、農業施設の計画があるが、これは農業生産力を向上せしめるためには不可欠であって、今までも近代化事業その他でどんどん実現されてきている。この事実の中にも、そうした施設を利用できる人間とできないものが次第に分けられていく過程が顕在化しつつあるのだが、それを今一度度外視したとしても、生産施設に対して生活環境施設の計画上の立ち遅れは甚しい。その理由は、国土全体を覆う経済優先の理論の故に、計画の効果が定量化できない（利潤があがらない）点にあるのだ

が、経済合理性だけで「生活の論理」に立ち向かうことはできないことが、いたるところで強調されはじめているのである。この事実を我々が否定する理由は全くないといって良いけれど、しかし一歩前進したところで例えば生活環境整備の名のもとに、現実の適確な把握を抜きにして、種々の施設計画をしてみても、それで農村・農業・農民の生活にプラスとなるとは限らないことに留意すべきである。〇〇開発センターや町村道整備が人口流出の歯止めになると錯覚したりする事例は枚挙にいとまがない。補助金が出るから計画するというのでは、あまりにも住民の現実に対する正確な認識を怠っているといわなければならない、そうした問題を施設調査のみが解決していくというのでは決してないが、少なくとも施設調査の中に、今の農村地域に見られる問題を根本的に解決し、かつ建設的な農村計画への展望をもたらす意図が含まれている必要があるように思う。

[参考資料]

A-1 住生活に関する意識調査

記入上の注意

この調査は、ご父兄のかたがお答え下さい。

この用紙は [A] [B] 二つの部分からできており、[A] ではあなたのご意見にあてはまる答の番号に○を付けていただき、[B] ではお宅のこととあなたのことについてあてはまる番号に○を付けるか、あてはまる事柄を [] の中に記入していただくようになっております。お答えにくいこともあるとは存じますが、質問文をよくお読みになりまして、全質問に必ずお答え下さいますようお願い致します。

[A]

ここではあなたが日々の生活の中でお考えになっていることを質問致します。

答はあてはまると思うものを一つだけ選んで番号に○を付けて下さい。お答えにくい質問もあるとは存じますが、あまりこだわらず気楽にお考えになって、必ず全質問にお答え下さい。

- 1) あなたはお宅の現在のくらしむきに満足していらっしゃいますか。
 1. 満足している
 2. どちらかといえば満足している
 3. どちらかといえば不満である
 4. 不満である
- 2) あなたはこれからのお宅の家計について農業収入を中心としてゆこうと考えていますか、それとも農業以外の収入に頼ってゆこうと考えていますか。
 1. 農業収入だけ
 2. 農業収入と少しの農業以外の収入
 3. 農業収入と農業以外の収入が半々
 4. 農業以外の収入と少しの農業収入
 5. 農業以外の収入だけ
- 3) あなたは若夫婦と老夫婦が家計を別にするかいっしょにするかについてどうお考えでしょうか。
 1. 別の方がよい
 2. いっしょの方がよい
 3. どちらともいえない
- 4) あなたは経営費と家計費を分離して生活費を計画的に確保することを考えたことがありますか。
 1. ある
 2. ない
 - 経営費と家計費を分離して生活費を計画的に確保することがあなたは必要だと思いますか。
 1. 分離する必要がある。
 2. どちらかといえば分離する必要がある
 3. どちらかといえば分離する必要はない
 4. 分離する必要はない
 - では現在お宅ではどうですか。
 1. 分離している
 2. これから分離してゆくつもりである
 3. 分離したくてもできない
 4. 分離するつもりはない
- 5) あなたは家族の労働に対して月給を払うということについて考えたことがありますか。
 1. ある
 2. ない
 - あなたは家族の労働に対して月給を払うという考え方に賛成ですか。
 1. 大いに賛成である
 2. どちらかといえば賛成である
 3. どちらかといえば不賛成である
 4. まったく不賛成である

- では現在お宅ではどうですか。
 1. 月給制をとっている
 2. これから月給制をとるつもりである
 3. 月給制をとりたくてもできない
 4. 月給制をとるつもりはない
- 6) もしお宅でお金をかけて施設（家具・機械類も含む）をよくするとしたならば、あなたはまず生産に関係のある施設をりっぱにしますか、それとも日常生活に関係のある施設をりっぱにしますか。
 1. 生産に関係する施設
 2. 日常生活に関係する施設
 3. どちらともいえない
- 7) あなたは値段のはる品物の購入や家の建築などをする際にお金を借りることについてはどうお考えですか。
 1. 借金してまで購入や建築はしない
 2. 借金してでも購入や建築をする
 3. どちらともいえない
- 8) あなたは俗にいう衣・食・住及び耐久消費材のなかで人並以上にしたいとしたらどれを先に選びますか。
 1. 衣生活
 2. 食生活
 3. 住生活
 4. 耐久消費材
 5. 人並以上にしたいとは思わない
- 9) 「生活を豊かにするために消費生活に金をまわした方がよい」という意見と「少しがまんして貯蓄しておいた方がよい」という意見がありますが、あなたはどちらですか。
 1. 貯蓄する
 2. どちらかといえば貯蓄する
 3. どちらかといえば消費生活にまわす
 4. 消費生活にまわす
- 10) あなたは財産についてどうお考えですか。
 1. 残すべきである
 2. 残す必要はない
 3. どちらともいえない
- 11) あなたは家族旅行等の家族ぐるみのレクリエーションは必要だと思いますか。
 1. 必要である
 2. どちらかといえば必要である
 3. どちらかといえば必要ない
 4. 必要ない
- 現在お宅では家族ぐるみのレクリエーションは充分にとれていますか。
 1. 充分にとれている
 2. まあまあ充分といえる
 3. やや不十分である
 4. 不十分である
- 12) あなたは家の種々の決め事をするのに家族会議が必要だと思いますか。
 1. 必要である
 2. どちらかといえば必要である
 3. どちらかといえば必要ない
 4. 必要ない
- 現在お宅では家族会議は充分におこなわれていますか。
 1. 充分におこなわれている
 2. まあまあ充分といえる
 3. やや不十分である
 4. 不十分である
- 13) あなたはあなたの子供が結婚する場合次の中でどれを一番重視しますか。
 1. 親（あなた）の意志
 2. 家族の皆が賛成すること
 3. 親類の賛成が得られること
 4. 本人の意志
 5. その他
- 14) あなたはあなたの子供に家業をつがせたいと思いますか。
 1. つがせたい
 2. つがせたくない
 3. 子供の好きなようにさせる
 4. わからない
- 15) あなたは若夫婦と老夫婦の住み方について次のどれを望みますか。

1. 母屋内で同居
2. 同じ宅地内で別居（母屋とはなれ）
3. 宅地を別にした別居
4. わからない
- 1 6) あなたは現在睡眠時間は、労働時間（生産にたずさわっている時間）に圧迫されることなく充分にとれていますか。
1. 充分とれている
2. まあまあ充分にとれている
3. やや不十分である
4. 不十分である
- 1 7) あなたは家族そろってお茶でも飲みながら話し合う団らんの時間を充分に確保することが必要だと思いますか。
1. 必要である
2. どちらかといえば必要である
3. どちらかといえば必要ない
4. 必要ない
- ・現在お宅では団らんの時間は充分にとれていますか。
1. 充分にとれている
2. まあまあ充分にとれている
3. やや不十分である
4. 不十分である
- 1 8) あなたのお宅では次のような時間は満足にとれていますか。
- a) 夫婦だけで過ごす時間は
1. 満足である
2. どちらかといえば満足である
3. どちらかといえば不満である
4. 不満である
- b) 親子の話し合いの時間は
1. 満足である
2. どちらかといえば満足である
3. どちらかといえば不満である
4. 不満である
- c) 仕事をはなれての自由な時間は
1. 満足である
2. どちらかといえば満足である
3. どちらかといえば不満である
4. 不満である
- 1 9) あなたは休日を定期的にとることは必要だと思いますか。
1. 必要である
2. どちらかといえば必要である
3. どちらかといえば必要ない
4. 必要ない
- 2 0) 現在以上の収入を得るためには現在よりもっと働かねばならず、そのためには自分の自由になる時間を減らさなければならないとしたらあなたはどうしますか。
1. 自由な時間を減らしても収入を得たい
2. 自由な時間が減るなら収入は今のままでよい
3. どちらともいえない
- 2 1) あなたは次にあげる諸設備は日々の生活に必要なと思いますか。
- a) 井戸の設備は
1. どうしても必要である
2. かなり必要である
3. どちらかといえば必要である
4. あまり必要ない
5. まったく必要ない
- b) 水洗便所の設備は
1. どうしても必要である
2. かなり必要である
3. どちらかといえば必要である
4. あまり必要ない
5. まったく必要ない
- c) 電話は

1. どうしても必要である 2. かなり必要である
 3. どちらかといえば必要である 4. あまり必要ない
 5. まったく必要ない
- 2 2) あなたは乗用車は日々の生活に必要なだと思いますか。
1. どうしても必要である 2. かなり必要である
 3. どちらかといえば必要である 4. あまり必要ない
 5. まったく必要ない
- ・現在お宅では乗用車をお持ちですか。
1. 持っている 2. 持っていない
- 2 3) あなたはコンセントの数やついている場所等に満足していらっしゃいますか。
1. 満足している 2. どちらかといえば満足している
 3. どちらかといえば不満である 4. 不満である
- 2 4) あなたはカラーテレビは生活の向上につながると思いますか。
1. 大いにつながる 2. 少しつながる 3. どちらともいえない
 4. あまりつながらない 5. まったくつながらない
- ・現在お宅ではカラーテレビをお持ちですか。
1. 持っている 2. 持っていない
- 2 5) 就寝用具として洋式のベッドの方がよいと思いませんか、それとも和式の方がよいと思いませんか。
1. 洋式のベッドの方がよい 2. 和式の方がよい
 3. どちらともいえない
- 2 6) 来客用の寝具をそろえておく必要があると思いませんか。
1. どうしても必要である 2. かなり必要である
 3. どちらかといえば必要である 4. あまり必要ない
 5. まったく必要ない
- 2 7) あなたは現在お住まいの住宅に次の点で満足していらっしゃいますか。
- a) 間取りについて
1. 満足している 2. どちらかといえば満足している
 3. どちらかといえば不満である 4. 不満である
- b) 間仕切り（壁、ふすま、障子、板戸等）の材料について
1. 満足している 2. どちらかといえば満足している
 3. どちらかといえば不満である 4. 不満である
- c) 全体として
1. 満足している 2. どちらかといえば満足している
 3. どちらかといえば不満である 4. 不満である
- 2 8) あなたは現在お住まいの住宅の広さをどうお思いますか。
1. 広すぎる 2. 少し広すぎる 3. ちょうどよい
 4. 少し狭すぎる 5. 狭すぎる
- 2 9) あなたは現在お住まいの住宅の部屋数をどうお思いますか。
1. 多すぎる 2. 少し多すぎる 3. ちょうどよい
 4. 少し少なすぎる 5. 少なすぎる

3 0) あなたは住宅について生産の場と生活の場を別々にするかどうかについて考えたことがありますか。

1. ある 2. ない

• あなたは住宅について生産の場と生活の場を別々にするかどうかについてどのようにお考えですか。

1. 別々にした方がよい 2. どちらかといえば別々にした方がよい
3. どちらかといえば別々にしない方がよい
4. 別々にしない方がよい

• では現在お宅ではどうですか。

1. 別々にしている 2. これから別々にするつもりである
2. 別々にしたくてもできない 4. 別々にするつもりはない

3 1) あなたは次の部屋は畳敷き坐式と板の間イス式のどちらを望みますか。

a) 居間は

1. 畳敷き坐式がよい 2. どちらかといえば畳敷き坐式がよい
3. どちらかといえば板の間イス式がよい
4. 板の間イス式がよい

• 現在お宅ではどちらですか。

1. 畳敷き坐式 2. 板の間イス式

b) 食事室は

1. 畳敷き坐式がよい 2. どちらかといえば畳敷き坐式がよい
3. どちらかといえば板の間イス式がよい
4. 板の間イス式がよい

• 現在お宅はどうですか。

1. 畳敷き坐式 2. 板の間イス式 3. 土間イス式

3 2) あなたは次の部屋は別々にした方がよいと思えますか、それとも同じ場所の方がよいと思えますか。

a) 居間と食事室

1. 別々の方がよい 2. どちらかといえば別々の方がよい
3. どちらかといえば同じ場所の方がよい
4. 同じ場所の方がよい

• 現在お宅はどちらですか。

1. 別々である 2. 同じ場所である

b) 食事室と炊事場

1. 別々の方がよい 2. どちらかといえば別々の方がよい
3. どちらかといえば同じ場所の方がよい
4. 同じ場所の方がよい

• 現在お宅はどちらですか。

1. 別々である 2. 同じ場所である

3 3) あなたは炊事場は土間（コンクリートのたたき等を含む）がよいと思えますか。

1. 土間がよい 2. どちらかといえば土間がよい
3. どちらかといえば土間はよくない 4. 土間はよくない

㊦

ここではお宅のものとあなたのことについておたずねします。

あてはまる番号に○を付けるか、あてはまる事柄を の中に記入して下さい。

1) お宅の家族構成を下の欄に例のように記入して下さい。ただし現在お宅にお住まいの方に限ります。

職業は右側の職業分類の中から選んで記入して下さい。

	世帯主との続柄	年齢	性別	職業
例	長男	38	⊙ 女	1
例	長男の長女	12	男 ⊙	8
1			男 女	
2			男 女	
3			男 女	
4			男 女	
5			男 女	
6			男 女	
7			男 女	
8			男 女	
9			男 女	
10			男 女	

(職業分類)

1. 農林漁業
2. 自営業
(商業・製造業・建設業等)
3. 管理的職業
(各種管理職者)
4. 専門的技術的職業
(教員・医師・技術者等)
5. 事務的職業
(各種事務員)
6. 販売サービスの職業
(各種店員・セールスマン等)
7. 技能的労務的職業
(各種製造修理工・土木建築
労務者等)
8. 学生
9. 無職
10. その他

2) あなた(記入者)のことについておたずねします。

・あなたと世帯主の方との続柄は

・あなたが最後に卒業した学校は

1. 小学校・国民学校初等科・尋常小学校
2. 国民学校高等科・高等小学校
3. 新制中学校
4. 青年学校・実業補習学校
5. 旧制中学校・高等女学校・実業学校・師範学校
6. 新制高等学校
7. 短期大学・高等専門学校・旧制高等学校・旧制専門学校・高等師範学校
8. 新制旧制大学・大学院
9. その他(具体的に書いて下さい。)

3) お宅はこの土地にいつごろからお住まいになっていますか。

4)

5)

6)

長い間

1. 4代以前から 2. 3代前から 3. 先代から 4. あなたの代から
- 4) 現在お住まいの住宅についておたずねします。(はなれも含めます)

• 建坪数は 坪

• 部屋数は 室

(土間、勝手はのぞき、板の間は含めて部屋数をお答え下さい。)

• 畳数は 畳

(前に記入した部屋の大きさを畳の数であらわして全部の合計をお答え下さい。)

• お宅(母屋)は建てられてから何年位たったものでしょうか。正確にわからない場合はだいたいでけっこうです。

年

- 5) お宅の経営規模についておたずね致します。

• 経営耕地面積(自作地と小作地の合計で貸付地は含みません。)

水田 町 反 畝

桑畑 町 反 畝

普通畑 町 反 畝

山林 町 反 畝

果樹園 町 反 畝

その他 町 反 畝

• 家畜頭数(共同経営の場合は、共同経営者の人数でわって下さい。)

牛は 頭

豚は 頭

鶏は 羽

- 6) お宅の収入についておたずねします。

• 農業収入と農業以外の収入の割合はどのくらいですか。

1. 農業収入だけ

2. 農業収入と少しの農業以外の収入

3. 農業収入と農業以外の収入が半々

4. 農業以外の収入と少しの農業収入

5. 農業以外の収入だけ

• 農業収入として年間粗収入はどのくらいですか。

1. ナシ

2. 20万円未満

3. 20～40万円

4. 40～60万円

5. 60～100万円

6. 100～140万円

7. 140～200万円

8. 200万円以上

• 農業収入以外の年間収入(税込)はどのくらいですか。

1. ナシ

2. 20万円未満

3. 20～40万円

4. 40～60万円

5. 60～100万円

6. 100～140万円

7. 140～200万円

8. 200万円以上

長い間どうもありがとうございました。

B-1 施設調査カード(D)

D	保育園 託児所 幼稚園 小学校・分校		中学校 高等学校		施設名		部署	
	所在地	開設年度	経営主体 (○印をつけて下さい)	管理主体 (○印をつけて下さい)	敷地の取得方法 (○をつけて下さい)	敷地面積	延床面積 (校舎+体育館)	構造 (○をつけて下さい)
1	所在地	[明・大・昭]	年 月	町	町	町	町	町
2	開設年度	国	市	市	市	市	市	市
3	経営主体 (○印をつけて下さい)	国	市	市	市	市	市	市
4	管理主体 (○印をつけて下さい)	国	市	市	市	市	市	市
5	敷地の取得方法 (○をつけて下さい)	国	市	市	市	市	市	市
6	敷地面積	国	市	市	市	市	市	市
	延床面積 (校舎+体育館)	国	市	市	市	市	市	市
	構造 (○をつけて下さい)	国	市	市	市	市	市	市

設	備	石	炭	石	油	電	気	カ	ス
11	校区又は	通	園	抽	抽	抽	抽	抽	抽

(○をつけて下さい)	暖房設備の改善	保育・託児時間延長	通園バスがほしい	その他 []
------------	---------	-----------	----------	---------

(○をつけて下さい)	鉄筋コンクリート	コンクリートブロック	鉄骨	木造
------------	----------	------------	----	----

11	校区又は通園地域 スクールバス (○をつけて下さい)	ある	なし
	一般の人が当施設を利用しますか	利用する	利用しない
	利用目的	前問「利用する」場合の利用目的を裏面 (I) のあてはまる全ての番号に○をつけて下さい	
	利用組織	" "	
12	平面図を添付して下さい。		

7	建設資金の調達先	石炭ストーブ	石油ストーブ	電気ストーブ	ガスストーブ
		セントラルヒーティング	温水暖房	パケットストーブ	ファンファン
	階数 (○をつけて下さい)	1階建	2	3	4
	職員数	クラス数			
	幼児又は生徒数	人	男	女	人
			補助	融	資
		国	%	%	%
		県	%	%	%
		市町村	%	%	%
		金融機関			%
		自己資金			%
8	併設施設 (○をつけて下さい)	特殊学級	盲学校	ろう学校	幼稚園
		保育園	養護学校	中学校	小学校
		寺	神社	その他 []	

B-2 施設調査カード(F)

F		診療所				施設名			部落		
		総合病院							町 村		
1	所在地					10	移動検診(結核・ガン・高血圧・健康診断の検診)をしますか	する	しない		
2	開設年度	〔明・大・昭〕 年 月					有る		ない		
3	経営主体 (○で囲む)	国	県	市	町	建設資金の 調達先	/	補助	融資	%	
		村	組合法人	社団・財 団法人	その他 〔 〕						国
4	管理主体 (○で囲む)	国	県	市	町	国	県	市 町村	%	%	%
		村	組合法人	社団・財 団法人	その他 〔 〕						
5	敷地の取得 方法 (○で囲む)	国・県有地	市町村 有地	部落有地	区画整理 保留地	団体(農協含)	自己資金	%	%	%	%
		団体有地	私有地	その他							
6	敷地面積					12	利用対象圏域				
	延床面積						利用対象戸数				戸

7	構造 (○で囲む)	鉄筋 コンクリート	ブロック	鉄骨	木造	
	設備 (○で囲む)	石炭ストーブ 温日暖房	石油ストーブ バックページ クーラー	(電気・ガス) ストーブ セントラル ヒーティング	温水暖房 ファン	
	階数 (○で囲む)	1階建	2	3	4	
	職員数	人 ベット数				
	看護婦	正看護婦	人	準	人	
	医師	常駐	人	非常勤	人	
	非常勤の医師は月に何回来ますか	回/月 決っていない				
8	専門科目 (○で囲む)	内科	外科	小児科	産婦人科	皮膚科
		整形外科	泌尿器科	眼科	歯科	耳鼻科
		ガン科	その他 []			
		サナトリウム	サナトリウム	研究所	リハビリテーション	老人ホーム
9	併設施設 (○で囲む)	なし	その他 []			

13	利用状況 (1日平均)	有り				無し
	本施設の建設に際しての要求の有無 (○で囲む)	「有り」の場合の要求 主体名				
14	現施設に対しての利用者からの希望 (○で囲む)	近いところに冷房設備がほしい	もっと大きくしてほしい	新築してほしい	暖房設備がほしい	
	平面図を添付して下さい	冷房設備がほしい 看護婦を増す	設備を充実してほしい	医師が常駐してほしい その他 []	専門科目を増す	

B - 3 施設調査カード (I)

I	農 協				本 所 支 所	名 称		町 村
	所在地	開設年度	敷地の取得方法	敷地面積		延床面積	構造	
1	所在地				有形固定資産	期末残高	内 容	
2	開設年度				10	千円	建 物	
3	敷地の取得方法	国有地	市町村所有地	部落所有地	11	千円	構 築 物	
		団 体 有 地	私 有 地	その他 〔 区画整理 保 有 地 〕		千円	機 械 装 置	
4	敷地面積					千円	車 輛 運 搬	
5	建設資金の調達	鉄筋コンクリート	コンクリートブロック	鉄 骨	販売事業	千円	工 具 器 具 備	
		1 階 建	2 "	3 "		千円	家 畜	
				補 助		千円	土 地 地	
		国		融 資		千円	そ の 他	
		県	%	%		千円	合 計	
		市 町 村	%	%		kg	い	千円
			%	%			麦 類	

6	併設施設	金融機関			%	
		自己資金			%	
7	農協組織内容	駐車場	購買部	倉庫	庫	
		集会場	共同作業所	消防機具置場		
		火の見	その他 〔 〕			
		組合員数	正会員	人	準会員	人
8	農協支所数	役員数	理事	非常勤	人	
		職員数	幹事	非常勤	人	
9	事業内容 昭和45年 現在	生産組合数	つ		組合分班数	つ
		生産組合数	つ			
		販売事業総額				千円
		購買事業総額				千円
		信用事業総額			千円	
		共済事業契約総額			千円	

雑穀類			
高等園芸			
野菜類			
果樹			
工業作物			
その他作物			
酪農			
養豚			
養鶏			
養蚕			
その他畜産			
裏面に添付のこと			
12	平面図	組織図	

B-4 施設調査カード（共同施設）

共同施設	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	共同作業所						
1	所在地	県	村	町	村	部落						
2	建設年月	年	月									
3	管理主体（○をつけて下さい）	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>村落</td> <td>農協</td> <td>法人</td> <td>共同</td> <td>その他</td> </tr> </table>					村落	農協	法人	共同	その他	
村落	農協	法人	共同	その他								
4	建設費用（総額）	H										
5	市町村からの建設との融資（○をつけて下さい）	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>市から</td> <td>町から</td> <td>村から</td> <td>部落から</td> <td>その他</td> <td>融資なし</td> </tr> </table>					市から	町から	村から	部落から	その他	融資なし
市から	町から	村から	部落から	その他	融資なし							
6	融資の割合	%										

12	利用農家との距離	平均	Km	最大	Km
13	利用状況（あてはまる全てに○をつけて下さい）	メンバーになっている農家が全て使っている	一部の農家しか使っていない	最近は全く使わなくなった	週に1度位しか使わない
14	土地の取得方法（○をつけて下さい）	村有地を借りている	部落有地を借りている	私有地	区画整理保留地 その他
15	平面図を添付して下さい。				

7	利用対象地域				
8	利用対象戸数				
専業	戸一兼	戸二兼	戸総数	戸	
9	収容機械種類 (あるもの全てに○をつけて下さい)				
乾燥機	もみすり機	精米機	精麦機	ハーvester	リヤカー
耕うん機	テラー	トラクター	トラクター 付属機具	脱穀機	コンバイン
バインダー	田植機	動力カッター	動力 散粉機	動力噴霧機	ミルカー
10	施設概要				
敷地	㎡				
延床面積	㎡				
構造	鉄筋コンクリート	ブロック造	鉄骨造	木造	
階数	1階	2階			
11	現在施設に対する問題点 (○をつけて下さい)				
老朽化している	狭い	設備不十分	各戸から遠い	機械が少い	その他

B - 5 利用施設調査 B 票

B (※) 答えはすべて太枠のなかに書きください。

次にあげた75の施設は、皆さんのおたくの近くに近くにあるもの、あるいは近郊の市町村にある施設です。これらの施設について次の質問にお答えください。

解答欄の家族番号①~⑧(前ページで年令を書いた番号)にめいめいお答え下さい。

① 下記75の施設のうち、めいめいこの一年に行った施設すべてに○を書いて下さい。

② 下記75の施設のうち、めいめいがほしいと思う施設を5つだけ選んで×を書いて下さい。(○、×の印はかさなってもけっこうです)

	(はじめ) ↓	解答欄								(38からのつづき) ↓	解答欄							
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
1	幼稚園	○								39	郵便局							
2	小学校、分校	○								40	電報、電話局							
3	中学校	○								41	防火用水							
4	高校									42	消防分団機具置場	○						
5	各種学校、教習所									43	ポスト	○						
6	開業医者	○								44	掲示板	○						
7	診療所、相談所	○								45	外燈							
8	病院	×								46	雑貨、菓子店	○						
9	薬局、薬屋	○								47	食料品店							
10	助産婦	○								48	本屋	×						
11	体育館									49	床屋、理美容院	○						
12	テニス、バレーコート									50	スーパーマーケット、農協生協売店	○						
3	プール	○								51	公園、広場							

〔 討 論 〕

司 会 長 島 守 正 (日本大・農)

(A) この調査表は、詳細な点を網羅しすぎて、焦点がぼけているように思う。もっと農村の実情に合わせた考え方をして頂きたい。「押しているボタンの数」が多すぎるのではないか。また、農業施設にもっと重点をおいてほしい。

(青木) 単一の項目についてイエス、ノーのみをきくのではなく、たとえば、「別居を望む」と答えた人は、一方で家計についてどのような意識構造を持っているか、といったやり方で、各項目を関連づけて調べようとしている。今日の発表は、「どのボタンを押せば農村の実態をうまく表現できるか」を試行錯誤により模索しようとして行なっている基礎調査を今回、参考に供したものである。また農業施設についてはその専門分野の人が「農村環境整備調査委員会」で調査カードを含めた調査方法を提案中である。これを実際にどう利用するかは、農業土木分野の人々に期待する。

(B) 農村計画は、生活上の要求をみたすものだが、それらの要求は、農村全体の動きの中の一断面を把えて出て来る。その中には、地域内で完結するものもしないものもある。農村をそのように動かしている要因は何か、を把えることが重要課題である。またメタフィジカルな問題も、設計の際には、フィジカルな問題として把えねばならぬ。たとえば、水稻の共同育苗は、100haなどという単位で施設が作られる。計画が施設の面から規制されるような方法論も生まれて来る。このように「農村の動き全体をどう把えるか」が問題だと思う。

(青木) たしかに従来のものの見方は、一つの断面からのみ眺めて来たきらいがある。動的なもの、歴史的なものの中の法則性を把え、何が原因になってこう変って来て、これが原因になってこう動いて行くだろう、といった見方をすることが大切であると思う。施設面から規制して行く、というアプローチについては、私共は、「空間計画」からのアプローチをしていることになる。先日の建築学会では、土地の国有化をどうするといった問題が議論されたが、社会主義国では全てがうまく行っているかという決してそうではない。また、農村の美の問題は現在どうなっているだろうか。恐らく破壊されているのではなからうか。農家の問題意識はしばしば潜在して、表面に出て来ない、このような現状をふまえて、私共は空間計画という施設面からアプローチする訳だが、まことに責任重大である。

(C) 農村総合整備調査など現実の調査には時間的な制限がある。必要なデータがどの資料にあるのかを指示してほしい。

(藤本) 農村総合整備調査については、調査の対象や、データの所在について、農村環境整備調査委員会よりの指示は現場には、充分おりにないようだ。

(D) 農村総合整備調査では12地区について施設等に関する調査カードを作成して調査中である。意識調査については未着手である。

(E) 意識調査には、限界性がある。土地利用に関する意識などのように自分のまわりのことはわかって、身辺から遠いことになるとわからないことも出て来る。どういふことなら意識調査の対

象にできるかを考える必要がある。また、意識調査の説明をする場所によって答に差がでて来る可能性もある。

(青木) 意識調査の結果はあまり信用できないことはたしかである。考えていることの正反対を記入することさえある。この結果を計画そのものにズバリ反映するつもりはない。むしろ、意識の異なる各階層の人々に計画の内容を説明する時の役に立てようと思う。たしかに、インタビューする人、時刻により、また面接か配付かにより、結果が異って来る。また、家族のうちの誰に尋ねるのかについても一定にしておかないと困る。大体の傾向をつかむための大量の調査なら良いが、70~80人位を対象にした調査結果をそのまま使うことには疑問がある。ともあれ、あく迄も「参考にする」という使い方しかできないだろう。

(B) 意識調査と意向調査(将来に関するもの)の区別についてはどうか。とかく意向調査のみをやりたがる傾向もあるようだ。

(青木) この区別については、私自身も明確な基準を持っていない。住民側が、意識、意向それぞれに違った回答をしたりすることもある。また、住宅のことは良くわかっているが、圃場のことになるとわからなかったりする。(それは専門毎の研究者でも同じことで、お互いさまではあるが。)この程の調査には活字でやるだけでなく、写真、模型、図面などを有効に使って行きたい。

(B) この種の調査はかって自分もやった。一対一でインタビューするのが最良と考えておられるようだが、実際にそうするつもりか、年令層、主人、主婦など、の対象の選び方についてはどう考えておられるか。また意向調査には、100人位を集めておいてやる方法もある。これについてはどうか。

(青木) 結論的なことははっきり言えない。「問題はどこにあるか」という広い調査と、実際に集落整備の絵をかき段階の調査では訳が違ふ。そのあたりを良く整理して考えてほしい。

(F) 計画、設計以前の調査と、計画ができて後の住民の意向調査と、計画ができて後の住民の意向調査は性格が異なる。後者については従来は、イエスか、ノーかのみ回答を迫る傾向があったが、それでは不十分である。住民が意識していないレベルのことも引き出すようにつとめてほしい。

(青木) 計画の最終案を提示する。→住民が練る→立案者に返す→住民の欲求の中にはエゴイズムが含まれていることを認めて、議論が始められる、ということになる。住民との接触を充分にするようつとめてほしいと思う。こちらから案を提示すれば、農民は良く勉強してくれる。そこから考えをつみあげて行く必要がある。そのためには、2~3年でなく10年~20年のスケールでものを考えてほしい。ドイツのステバッハの例だが、1958~75年位の長期計画を考えており、担当する役人も変らない。ステバッハの担当所長は、「この計画は、私が作ったものではなく、住民が作ったものである。それを非常に誇りに思う」と話していた。(特に施設調査について)

(G) 青木教授と同様のことを自分の研究室でもやっている、アンケートを配付する対象が問題である。農村の代表に渡してやらせ、それを整理集約する方法もある。配付する対象としてある年令層を選べば、その成果にはおのずから限界性が出て来る。この限界性についても研究しておく必要がある。農業施設の調査については、現在このような装備があるからといって、このような農業がい

つ迄も続くと考えるのはおかしい。科学技術の進歩に伴って、土地利用の技術も変って行く。技術は固定していない。流動し進化し続けている。農業施設の調査には、「さしあたり何をやるか」を考えるのに一応は役立つという程度の意義しかなさそうだ。

(H) 一つの調査表に、あらゆる項目を盛りこんで一度にやっってしまう、というやり方は、あまり良くないように思う。

(青木) 調査対象は、個々の農家、役場等、色々ある。対象別にまとめておけば良いと思う。

(I) 何がほしいか、をいきなり問われたとしても、どう答えて良いかわからないだろう。お金があるのか、あってもそのことに支出するのか、といったことが、対象となる農村計画の内容がわからない時期に意識調査をやってわかるのか。

(青木) そういう調査はやっていない。年令階層別に、現在何を求めているかをきこうとしている。過疎地帯に若年層を定着させることが農村計画の一つの使命であると思う。住民の意向をうけとって行政的に補助をするなどの対策が必要である。(その施行には色々問題はありますが…)「住民側の意識を育てる、作りあげる、考える住民を育てる」ための意識調査をやって行きたいものだ。

(J) 意識調査にはやはり限界があるように思う。意識は行動としてあらわれる。行動を調べれば意識がわかるという発想法

(青木) たとえば、住宅の封建性についてアンケートをやると、進歩的な答が出るが、実際にはそのような空間利用をしていないことがある。やろうとすればすぐやれることでも、やっていない傾向がある。口ではイエスでも、行動ではノーという訳である。意識調査は当分の間研究としてはやるが、実際の事業でこれをそのままやるべきだとは思っていない。

(J) 今住んでいる所は便利なのか、という意識が大切だ。生産から見ると散居が好都合で生活から見ると集居が好都合だが、政府がそれについての整備にお金を出すいわれはない。これが計画にどうつながるのだろうか。

(青木) 事業に直接につながるとは思わない。住環境の調査の方には、今回の報告には入れてないが、上記の便利さの意識の調査は加味してある。それはあく迄も生活に関する考え方がわかる、という程度のものである。

(テーマ・Ⅲ)

地価問題と土地政策について

[報 告]

地価と土地政策

新 沢 嘉 芽 統 (東京大学農学部)

華 山 諒 (東京工業大学工学部)

病気でも、その原因がわからないうちは、いろいろの薬が誇大広告を伴って売られるが、研究の結果、原因がわかると、つづいて、その原因に働きかける特効薬が開発され、その薬だけが残る。

大都市のいわば病気ともいふべき土地や住宅の問題も、同じような経過をたどるものようである。いろいろな対策が広告された。そしてジャーナリズムは「提案は出つくした。要は決断である」などと書き立てている。しかし、それらの多くは、原因を研究し、手段と原因の関係を研究しつくした結果とはいえない。現段階は、地価形成の機構に照して、真の対策を選別すべき時である。まず、その機構を明示する必要がある。

I 地価理論の概要

住宅地の地価の形成理論については、まだ、人によって多少の意見の違いが見られるが、次第に合意できる水準に達しつつあるものと見てよいと思う。われわれが到達した結論を要約するとつぎのようである。

1. 住宅地の地価は住宅地の売買(需給)によって形成される。商業地、工業地、公共用地など他の用地の地価の影響は無視してもよい。また、借家(アパートを含む)の家賃は、その地価とは無関係である。
2. 地価上昇をもたらす経済的背景は経済の高度成長とその大都市圏への集中にあり、土地需要の増大に終局の原因は、求められるが、きわめて高水準の地価を出現させた直接の原因は、地価上昇率が証券利率をはるかに越えるに至ったことに求められる。こうなると資産の持ち方として土地を保有し続けるより有利な方法がないことになる。

したがって、土地所有者は原則として土地を売る経済的動機を失う。

また需要者の方は、貨幣的資産を土地に換えることが、最も有利な経済行動になる。土地に対しては、ヒュ的にいえば、無限の需要が発生するのである。30代の若い人達までが、返済できそうもないほどの莫大な借金までして、家を建てることは後まわしにしても、とにかく土地だけは入手しようとするのもこのためである。

以上の結果として、始めは単に利率を越えただけだった地価上昇率は循環して極端な水準にまで高まり、需給関係はさらにきびしさを増す。

3. したがって、土地の売却は不自然な経済行為ということになるが、現実に売却が行われ、地価として現われている。したがって、土地の供給側に対して、普通の経済行為としては損失なのにもかかわらず、売却をせまる別の動機が作用していると考えざるをえない。その動機は消費的動機、投

資的動機、投機的動機に分けられる。

日本の大都市圏の土地所有者の大部分は零細経営農家であって、兼業所得を含めても、現金所得水準はきわめて低い。かれらにとって土地を保持することが最も有利な経済行為だとしても、残念なことに資産価値がどんなに増加しても土地を売らなければそれを消費に当てることができない。この点が証券保有などと性質の違うところである。そこで農家は、古くからの家の建てなおしや新築など、なんとかして実現したいと思っていた消費的動機を充足するために、地価がある程度まで上昇すると、土地の一部を手離す。

つぎの投資的動機は経常所得を増大するための売却である。右の消費的動機が満たされると、こんどは所有地の一部を売ってえた資金を使ってなんらかの経常所得をえようとする。この場合、借家を建てるのが最も普通で、商業のような危険な仕事に投資する者は少ない。かれらにとって、祖先伝来の唯一の資産である土地を手離してまで実行してよいと思う確実な方法としては、家主に転換することしかないのである。

しかしその経常所得額は売った土地の地価上昇分よりはるかに小さいので、明らかに損失であり、世間普通の生活水準が確保されると、この動機からの売却も止む。投資的動機といっても、内実には、経常消費の増大のためであって、そこに投資量が狭く限定される理由がある。

最後の投機的動機は地価上昇率の地域差によって生ずる売却であるが、説明には限界地の概念が必要である。

4. 以上のように、供給側に原則として売却動機がなく、消費的、投資的な動機も限定されるのに対し、土地にはいわば無限の需要があり、殊に、支払い能力の低い若い人達までが需要者として出現するわけだから、地価はこのような人達の借入金を含めた支払い可能限度まで上昇する。そして、通勤の便利さを犠牲にしても、安い土地を入手しようとして、都心に対する住宅限界地は時とともに拡大し、ついには通勤可能なぎりぎりの距離まで広がる。

交通機関の対応によって通勤可能地は拡大するのであるが、それに続いて限界地も拡大する。

5. 個々の土地所有者は所有地の極く一部しか売却せず、需要者は安い土地を求めて限界地を拡大しながら先へ進むのであるから、限界地と都心の間には農地・林地がスプロールをなして広大に残る。
6. 需要者にとって不利な需給条件のために、個々の需要者の購入面積は狭くなりながら、資金の大部分を土地購入に支出しなければならず、建てられる家は、そまつで狭いものになってしまう。

100㎡程度の土地に35㎡程度の家が少なくないのはそのためである。

7. 需要が限界地に集中する傾向が強いことと、農地の地価(3.3㎡1,000円程度)から急激に住宅限界地の地価(現在では3.3㎡4,000円程度)に高まるので、限界地の地価の年上昇率はきわめて高い。

限界地の拡大につれ、その内側の地価も必然的に上昇するが、限界地に比し需要が相対的に弱いことと、すでに高水準の地価が形成されているために、地価上昇率は相対的に低い。地価上昇率は外側が高く内側ほど低く、地域差を示す。かくて、この地域差を利用する投機的売買の発生、すなわち内側の土地を売って、外側の土地を買うことが有利な経済行為になる。

こ
ると
この
一カ
8. この
と見
9. この
地に
前の売
いか
意味が
給が無
土地
10. 借家
と消費
である
11. 都心
家限界
圏に入
してい
借家
の額も
ちつく。
II 地
以上の
1. 地
る素朴
地価公
ただ
2. 土地
保護の
える必
その主張
たと

こうして、さらに需要の外側指向は助長され、地価上昇率格差は強められるが、内側ほど便利であるという事実は不変である。内外が平準化する傾向を示しながら、外側が低いという原則は貫徹する。

この内外の地価上昇率格差を利用し、投機的利潤を獲得しているのは不動産業者すなわち土地ブローカーであるが、大抵の農家も同様に行動し、ブローカー化するのである。

8. このような投機的売買は、家の建つようになった現実の限界地を越えて、近い将来に限界地化すると見込まれる外側の土地にまで及ぶ。かくて、限界地の外側まで地価の上昇が及ぶ。

9. この場合、外側の土地の所有者である農家が、消費的動機から土地を手離すとしても、そこが限界地になってからのほうが、それも後になるほど、売却面積は少なくてすむわけだから、限界地になる以前の売却は狭く限られてしまう。

いかに内外地域の地価上昇率格差を利用することが有利でも、外を売ってくれなければ、内を売る意味がない。さらにその内を売ることも意味がない。かくて、投機的動機による売買も限定され、供給が無限に増大し、地価が低落するようなことも起きない。

土地ブローカーが、売却よりも購入の方に困難を感じるのは、こうした仕組によるものである。

10. 借家の年家賃は、限界地では土地を含まない純建築費の15～17%程度、すなわち建築費の金利と消却の和程度で、その土地の地価に対する地代部分をほとんど含まない。借家供給傾向が強いためである。

11. 都心への通勤者の借家限界地は持家限界地までは達しておらず、都心から数十分の位置にある。持家限界地の方は1時間30分ないし2時間程度のところまで達している。ある地域が借家限界地の範囲に入ると急激な借家供給の増大が生じる。そして、この範囲ではすでに地価上昇率は相対的に低下しているので、土地売却もまた進む。

借家限界地の範囲内では通勤の便利さによって差額地代的要素が発生し、家賃に含められるが、この額も地価を反映しない。借家需要者が行方便利さと家賃の比較によって、きわめて限られた額に落ちつく。内側が少し高いと、たちまち需要は外側に移行するという構造である。

II 地価対策の批評

以上の地価と家賃の形成の機構を利用すれば、地価対策と住宅対策の有効性を判別することができる。

1. 地価公示。地価公示が地価対策に有効だとする考えの基礎には、地価は人気によって上るのだとする素朴な見解があるのではないかと思う。しかし、地価の上昇には前述の機構が存在するのであって、地価公示はこの構造となんの関係もないから、地価対策にはなりえない。

ただ、土地税制を統一するために利用する場合には、後述の土地保有税と関連して役に立つ。

2. 土地所有権の制限。この考え方の基本は、ヨーロッパ先進国などと比較し、日本は土地所有権が過保護の状態になっており、このことが地価の激しい上昇原因になっている。所有権に一定の制限を加える必要があるというのである。しかし、どのような過保護が地価上昇を引起すのか、具体的説明をその主張者たちは示したことがない。

たとえば、ヨーロッパにおいてもオリンピック予定地たるミュンヘン、イタリアの北部工業地帯の

大都市などのように、企業と人口が激しく集中すれば地価上昇は激化し、日本の場合と似た機構が作用することを示している。所有権の過保護に主たる原因を求めるのは間違っていると思う。

農地の個人間の売買を禁止し、国あるいは地方自治体が専ら買収すべきであるというような考え方も、同様の間違いを含んでいる。自由契約で買収するとすれば、地価は前述の機構によって上昇するし、強権により低く買収しようとするれば、農家は売らないだけで、目的は達成できない。実際問題として、地価の比較的低いはずの成田飛行場でさえあんな有様なのに、現政治体制の下で、年数千ヘクタールの住宅用地を強制買収するようなことができるはずはない。

3. 不動産企業の土地投機に対する規制。この考え方の基礎には、不動産資本の介入が地価上昇の原因だとする見解があるのだと思われるが、その機構の説明は明らかでない。また、どのようにして規制を加えるかも明らかにされていない。

不動産企業は、買った土地は売らなければならないのであり、かれらが独占的に買占め、総供給を意識的に抑制しうる立場にあるのでなければ、かれら独自の力で価格操作を行うことはできない。日本の現状では、不動産業に独占が成立しているとは認め難い。かれらは、前述の地価の機構に乗っかって投機を行っているのである。

もっとも、政府が、不動産企業に対し農家に対する以上に優遇する政策をとったり、農家だけを圧迫するような政策をとったりするならば、——その可能性がないとはいえないと思うのだが——問題が発生しうる。

4. 用途指定と都市計画。かつては、都市計画が地価対策になるという主張がずいぶんなされた。しかし、どのような機構によって都市計画が地価を低落させるように作用するのか、説明を示したものはない。最近はこのような主張を見る機会はまれになったが、内心ではいぜんとしてそう思っている人もあるらしい。前述の地価機構は都市計画事業（用途指定を除く）と無関係であった。都市計画事業は元来土地の評価を高める方向に作用する要因である。前述の地価機構と結合しても地価を上昇方向に圧迫する材料としてしか考えられない。むしろ、地価対策こそ都市計画によって都市機能を発揮させ、その事業費を減少させるために必要な前提的対策である。順序が逆である。

つぎに、用途指定が地価に影響することは当然であるが、住居地域の指定も、当然地価を上昇方向に圧迫する材料となるのであって、地価対策とはならない。

地価は需要者の支払可能限度によって規定されるのであるから、用途指定のための線引きは限界地を都心方向に後退させ、地価を低落方向に圧迫すると直線的に考えたくなるが、そうではない。供給側の供給抑止意識を強め、かつ需要側をその範囲内に集中することにより、一方では、需要側の資金の少ない者を需要から脱落させ、他方、1戸当り面積を縮小させ、地価の上昇率を高めるように作用するのである。

かつて緑地指定が失敗したように、市街化地域の指定もそれ単独では同じ失敗を繰返すに違いない。もっとも、後述の土地保有税、特に都市計画税と組合せて利用する場合には、有効性を発揮できよう。

5. 通勤鉄道の新設による住宅都市構想。この対策が中途半端に実施された場合、多摩や千里のニユ

一タウンに見られるように、ニュータウンの位置まで限界地を急激に拡大し、沿線の地価を急上昇させるだけに終ることは事実が示しており、理論的にも前述の機構に従う現象といえる。

大規模に実行すればどうなるかが問題として残るが、用地取得、資金、運輸、これらの時間的推移などに困難に満ちており、事実問題として取上げるに値しないと考えられる。

6. 土地税制。土地税制の主たるものは保有税としての固定資産税と都市計画税、所得税としての譲渡所得税に分けられる。前者は有効のものとして後述することにし、ここでは後者を問題にする。

譲渡所得税は前述の地価形成の機構のどこにも作用する力がないので、地価対策としては有効でない。外部経済を吸収するための政策としては有効であるが。

土地保有税と比較されることが多いので、さらに、理論的な検討を加えておこう。

経済審議会土地政策研究委員会の報告書（本年1月）によれば、土地所有者の期待地価（ P_0 ）を次式で示し、これ以上に支払う需要者が現われれば土地を売却するとしている

$$P_0 = \sum_{j=1}^n \frac{R_j}{(1+i)^j} + \frac{P_n}{(1+i)^n}$$

ここに、 R_j は年々の地代収入

P_n は n 年後の転売見込価格

i は利子率

この式のように地価形成機構が作用しているものならば、 P_n に対し譲渡所得税がかけられれば、その時に地主のえる実際の所得は減少するわけであり、期待値 P_0 は小さくなる。したがって、地価は低下するということになるかも知れない。

しかし、この式が成立しないことは、容易に証明できる。右の式と同様に $(n+1)$ 年後に対する期待値 P_0^* を示すと

$$P_0^* = \sum_{j=1}^{n+1} \frac{R_j}{(1+i)^j} + \frac{P_{n+1}}{(1+i)^{n+1}}$$

この式から前の式を差引くと

$$P_0^* - P_0 = \frac{R_{n+1}}{(1+i)^{n+1}} + \frac{1}{(1+i)^{n+1}} \left\{ P_{n+1} - P_n (1+i) \right\}$$

地価上昇率を γ とすると、右辺の第二項のカッコのなかは、

$$P_n (1+\gamma) - P_n (1+i) = P_n (\gamma - i) > 0$$

地主が γ を i より大と期待しつづけている限り、正值である。したがって

$$P_0^* - P_0 > 0$$

であり、 P_0 は確定値を持ちえない。要するに、地価上昇率が利子率を越えるという期待を土地所有者が持ちつづけるかぎり、土地はいわば商品性を失うのであり、したがって、譲渡所得税は地価対策にはなりえない。

拙著「地価と土地政策」のなかで、さらに詳細な検討を加えておいたが、ここでは省略する。

現実にも、最近、譲渡所得税を分離課税とし税率を引下げたところ、多量の売却がなされた。税率を上げることは、売却を減少させ、地価を上昇方向に向わせることが、現実の逆の事実によっても証明されたことになる。

見解の相違は、われわれが地価上昇率が高いことにより土地は原則として商品性を失なったとし、現実に行われている売買を前述の意味で経済原則をはずれたものと考えているのに対し、委員会は原則としても商品と見ている点にある。認識の相違が政策の相違を生むという点で、譲渡所得税は例証を与えている。

7. 住宅金融。地価は需要者の支払可能限度によって定まるのであるから、土地を買って家を建てる人に金融すれば、支払限度を高めることになり、直接地価上昇を促進する。住宅金融公庫の持家建設融資と銀行の住宅ローンは、ともに地価にきわめて悪い影響を及ぼす。

右に対し、土地所有者に金融して借家を建設することは、借家の供給を増大することにより、家賃を低落方向に圧迫し、間接に、持家需要に作用する。しかし、土地所有者が農家の場合に、土地を売る動機も減少するので、土地供給は減少する。このように逆の2方向への作用を持つために、この方法は直接の地価対策としては本質的意味を持たない。しかし、土地保有税の強化対策と組合せる場合には、実践的な意味を持つが、この点については後述する。

8. 公営住宅と公団住宅。いずれも限界外地を買収し、そこを急速に限界地化することにより、地価にきわめて悪い影響を及ぼす。

しかし、公営住宅は先進諸国で大きく採用されている対策であるから、ややわしく検討しておこう。

イギリス、フランスなどヨーロッパ諸国では、いずれも人口は日本の半分程度で、しかも、農村人口の都市への大集中は19世紀のうちに完了している。農業地域の1戸当り経営規模は日本の場合の10倍、10ヘクタールを越え、農村から都市への人口集中の余力はかぎられたものでしかない。また、家族制度の崩潰による核家族の形成もほぼ完了している。このような国では公営住宅政策は実行し易いに違いない。

日本の場合には、人口は1億、極く最近まで農村人口はきわめて多く、核家族化は始まったばかりである。ヨーロッパにも見られない経済発展に伴って、人口は、急激に、数カ所の大都市圏に集中しつつある。

建築コストを割った低家賃住宅により住宅供給の大部分を受持とうとするならば、右の膨大な需要に答えなければならない。そればかりではなく、現に木賃アパートや借家に住んでいる東京都だけでも300万人の人が、その需要者に転化すると見なければならない。借家限界地の家賃は、純建築費の償却と金利の水準であって、地代部分を含んでおらず、大幅に家賃を引下げることにはできず、公営低家賃住宅に対抗することはできない。現状の家賃が高く感じられるのは、入居者の所得水準、日本の賃金水準が低いためである。すなわち、低家賃住宅政策は、現在の住宅供給の主要部分を占めているアパートや借家営業が営業として成立たなくなるまで進まなければ、住宅政策とし

て成功することはできないのである。

現在の公営住宅は、その入居率の低さに見られるように、単に住宅政策のシンボルのようなもので政府の誠意らしきものを示す(?)材料としてしか役立っていない。このことは、公営住宅投資の少なさによるばかりでなく、基本的にはヨーロッパ諸国との需要側の条件の相違によるのである。われわれは冷静に事態を考えなければならない。

9. 民間デベロッパーによる高層分譲住宅の供給。この構想は、限界地の持家需要者と鉄筋コンクリート高層分譲住宅の需要者の間に用意すべき資金量に大きな相違があることによって、限界地の庭つき持家に対し代替性が無い。建築面積70平方メートル程度の住宅で約400万円と700万円の開きがあり、限界地の地価が現在の約2倍、物価上昇の影響を捨象して3.3平方メートル8~10万円に上昇するまでは、直接地価形成に影響しえない。

Ⅲ 提 案

以上に見るように、出つくしたはずの政策といわれるものの大部分は、役に立たないか、むしろ有害のしるものであった。実は有効な対策が見出し難い点に問題があるのである。

土地需要の究極の原因は経済の高度成長と資本と人口の大都市圏集中にあるのだから、直接に土地需要を減少させるような政策、すなわち、資本と人口の集中をいわば抑止するに足る政策でなければ基本的土地政策というに値しない。資本が地方に分散したとしても日本の経済発展が衰えるとは思われないばかりか、国土のバランスのとれた有効利用を実現する。総資本の立場からもそのような政策は望ましいものであるはずである。しかし、資本の大都市圏集中は個別資本の基本的行動をなしており、個別資本は販売と生産のシェアの拡大を目ざして、立地的優劣を争っているのである。この行動に、一般的であり、かつ強力な有効な規制を加えるに足る具体的対策を考えることが決して容易でないことは、現実が示している。政策理論的にも納得のゆく見解が示されたことはない。

土地需要そのものに大きく働きかける方法が見い出されないかぎり、残るところは、地価形成の機構に働きかけるより仕方がない。

高地価は、単に需要が強いということだけではなく、地価上昇率が証券利率を越えるために、一方では土地所有者が土地供給を抑制し、他方需要をかき立てることによって、循環して地価上昇率をさらに高め、ついに供給を抑止するまでに到らしめたことによって、発現した。つまり、土地所有者と需要者との接点に地価上昇率が媒介要因として作用しているのである。

地価形成の機構に働きかけるとすれば、地価上昇率の高いことからえられる土地所有者と需要者の期待利益(地価上昇による土地の資産価値の増大)を削減する方法ということになる。そのためには、土地資産の所有に対し政策的に年々費用をかけなければならない。すなわち、土地保有税の強化である。そして、強化された税制は農地林地を宅地から区別してはならず、区別を取払うためには、時価により土地評価を行わなければならない。

つぎには、税率であるが、地価上昇率が証券利率を越えていることが、土地の需給を偏向させるのであるから、理論的には、地価上昇率マイナス税率が証券利率に等しくなる税率ということにな

策の戦略手
表の範囲が
ほどの地位
であり、税
る政府の性
特に重要
され、範囲
市と農村と
させながら
索引きはこ
では、な
ミタしてい
1. ジャー
見え、か
にくいも
に立たな
税制に
で賦課す
譲渡所得
手段がな
題をとら
2. 大都市
ら、当然
その主
この点
る。すな
である。
土地保有
計画を移
われわ
の緩和を
このよ
恵に浴
どうにも
しかし

るはずである。しかし、供給側の大都市圏の農家の特殊性を考慮すると、税率をそれほど高くする必要はない。農家の現金所得は農業所得と兼業所得からなるが、商工業によって多額の兼業所得をえているものはきわめて少なく、大部分は勤労所得である。もし、税額が両所得を越えるような水準に達すれば、所得だけでは税を納めることさえできなくなる。このような状態にまで達しなくても、税額が大きくなるにしたがって、土地の経済価値を現実に発揮させて、現金所得を増大し、これによって税を納める方向を選択せざるをえない。すなわち、土地の一部を売却して、借家投資など投資のための資金を獲得せざるをえない。かくて、懐手をしながら土地資産の潜在的増大を楽しむ立場から、一般事業家と同じ立場に転業することになる。

われわれはかつて、土地の時価評価と、固定資産税税率0.7%、都市計画税税率0.5%、合算税率1.2%を提案した。固定資産税税率0.7%は、純農村の農地までも同じく時価評価した場合に、現在の税額を越えない税率としてえた値である。それでも大都市圏で3.3㎡5万円の農地を1ヘクタール所有する農家の場合、税率1.2%で税額は年180万円となり、農業や勤労的な兼業では、すべての現金所得をもってしても税は納めきれない。大都市圏の地価上昇率は20%を越えているのに対し、1.2%の税率は微々たるものであるが、農家の現状の行動様式を転換させるには十分である。

もちろん、土地の一部だけ売って証券を購入し、その金利を税の納入に当て、あとの土地は売却しないで維持するというような行動も、形式論理的には可能であるが、現実の一般的行動様式としては、土地の経済価値を発揮させるために、借家などへの投資を増大する方向に向うに違いない。

土地保有税の増強の影響を形式的に表現すれば、土地の供給の増大と需要の減退による地価上昇率の低落である。この場合、供給量の増大と需要量の減少は土地保有税税率の高さの関数となるから、地価上昇率の低落もまた土地保有税税率の関数となる。かくて、低落した後の地価上昇率マイナス税率が証券利子率に達すれば、供給側も需要側も、資産選択として、土地を優先すべき理由を失う。投機的需要もまた終息する。だから、始めに地価上昇率マイナス税率を証券利子率に等しくする必要はない。税が土地需給に影響して地価上昇率を引下げた結果において、それからのマイナス税率が証券利子率に等しくなるような税率を採用すればよいのである。われわれは、供給者たる農家の特殊性と、需要者の所得水準の低さにもとづく土地取得後の土地保有税に対する嫌悪感を考えて、現状の地価の1%を若干越える程度で十分であろうと考えたのであるが、もちろん、必要な税率は政府が実践を通して求めるべきものである。

土地供給の増大は、土地を売ってえた資金による借家供給の増大をもたらす。土地需要の減退は持家需要の減少を意味するから、反面、借家需要の増大を意味する。借家の供給増は原則的に需要を見出す。前述のように、借家の家賃は地代の要素をほとんど含まない水準にあるから、地価上昇率マイナス税率が証券利子率に等しくなれば、土地をかう意味はなくなり、持家と借家の選考は原則的には等しくなる。かくて、借家から早く逃げ出したいと考える現状の借家人の一般的傾向もまた終息することになるのである。

もっとも、ここまでゆかなくとも、農地を含め土地保有税の強化は、とにかく、土地の需給両面に影響することにより、現在の地価形成の悪循環を弱める方向に作用することは明らかである。土地政

策の戦略手段として、時価による土地評価と税率は、きわめて重要な意味がある。なかでも税率は選択の範囲が広いという意味で重要である。税率を大きくすれば、都市近郊農家に壊滅的打撃を与えるほどの地価上昇率の低下（利子率以下）をもたらすこともできるし、低くすれば現状と変わらないわけであり、税率の操作によっていかような状態でも出現させることができる。この税率は、政策主体たる政府の性格と状況によって変る変数と考えるべきものとなる。

特に重要なのは都市計画税の税率である。都市計画税を高くすれば、その範囲の農地の転用は促進され、範囲外の転用は押えられ、都市圏のスプロールの拡大を阻止することができるからである。都市と農村との区分は、単に市街化区域のような区分規制で可能になるのではなく、土地所有者に選択させながら、自ずから好ましい区分が生じるように作用する要因（都市計画税）を与える必要がある。線引きはこの要因の有無の区分としてならば、有効である。

では、なぜ、これまで土地保有税を地価対策として採用することがちゅうちょされ、現在でもモタモタしているのか、その理由について考えておく必要がある。

1. ジャーナリズムが、「対策は出つくした」といい立てているように、多くの対策が可能ないように見え、かつ、それぞれが有効で、しかも代替関係にあるように見なされていた。したがって実行しにくいものは採用されず、実行しやすいものばかりが採用された。ところが、それらはいずれも役に立たないか、有害のものであった。

税制についても、譲渡所得税と土地保有税を比較した場合、前者は現金所得として現われた時点で賦課するのであり、後者は現金所得がなくても課税しなければならない。そこで、同じことなら譲渡所得税の方を採用しようということになる。土地保有税を大幅に増徴するためには、これしか手段がないということが明らかになる必要があった。われわれの研究以前に、そういう角度から問題をとらえた人はいなかった。

2. 大都市近郊農家は農業所得では納めきれないほどの土地保有税を徴収されることになるわけだから、当然、猛烈に反対するに違いない。政府を構成している自民党は比較的に大都市に弱いのに、その主要地盤である農家からにもくしみを受ける立場に立たなければならない。

この点を緩和するために、われわれは土地保有税の税收を土地に還元してやった方がよいと考える。すなわち、土地保有税を財源として、地方自治体主体の大規模な区画整理を急速に実行するのである。これによって、減歩率を極端に高くせずに、広範に立派な市街が実現する可能性が生れる。土地保有税を大幅に増徴すれば、スプロールをも阻止できるわけであるから、ここにはじめて都市計画を機能計画として実現する基礎が確保されるのであるが、財源もまた確立するのである。

われわれは、右に加えて、農家に借家建築資金を貸すべきだと主張している。これも農家の反対の緩和を主たる狙いとするのである。

このような主張に対して、「農学部出身の著者たちは、農民に甘い。」「労せずして地価上昇の恩恵に浴しているこの農民に、さらにアパート建設のために低金利の資金を供給しようという考えは、どうにもがまんできない。」というほどの批判が加えられた。

しかし、前述のように、日本の現状では公営住宅や公団住宅は住宅政策として基本的役割を果し

えない。もし、その資金を農家など土地所有者の方に廻すならば、用地費が不用で、同じ資金量でいわば倍量の住宅が建つ。また、用地費の点で、公団住宅より家賃も低くできるはずである。この方が、住宅政策としては有利である。借家が増加すれば家賃も低落するはずで、特に農家を優遇することにはならない。単に有効な方を選択すべきだといっているにすぎない。また、借入金には金利と償却が伴い、よほど多量の建築をしないかぎり、家主は大幅の所得の増加を望めない。恐らく土地を売って建築資金をえるものが主となり、借入金によるものが従となるであろう。しかし、保守政権の下で土地保有税の大幅な増徴を実現するためにはこの程度の対策を伴うことが必要だと思うのである。

3. 持家に住んでいるサラリーマンなども反対する。これに対しては、ある程度の基礎控除が必要であろう。しかし、持家主人は借家人に比較し、経済的にも居住環境としても、はるかに有利である。土地保有税を強化すれば借家主人との不均衡が多少は是正されよう。
4. 商企業も反対するだろうが、どの商店も同様に取扱われるのであるから、税はそのまま商品価格に転化する。個々の商店を特に不利にするようなことはない。むしろ、大都市圏の商店の有利性を削減し、地方商店に有利に作用し、総資本の立場からは望ましい政策であるはずである。
5. 工場の場合には、住宅と接近している工場の土地評価をいかにすべきかは大きな問題である。住宅地の地価は、前述の地価形成の機構で、工場とは無関係に上昇する性質を持っている。その価格で工場敷地が評価され、これによって土地保有税を強化されたら、広い用地を必要とする工場では、製品の価格に吸収しつくすことが不可能な場合が生じるだろう。

しかし、江東地区などの移転工場跡地は住宅地の地価の水準で売買が行われているし、移転しないまでも、用地地価の潜在的上昇を担保価値の上昇として、大抵の工場は資金調達的手段に利用している。また、将来の地価上昇を見越して、差当り不用でも広大な用地を取得する。地価上昇が工場の大都市圏指向を強める大きな要因になっていることは明らかである。

政府が総資本の立場に立って、真面目に企業の地方分散を考えるならば、土地評価につき近接住宅地と区別すべき理由はない。工場がなかったならば当然住宅地になっていたはずの土地は、区別なく住宅地と同等に評価すべきである。このような政策によってこそ、住宅地域と工場地域との用途区分も可能になるのである。

やむをえず工場が現在の敷地を手離さざるを得ない場合があったとしても、住宅地としての経済価値、すなわち工場にとっては外部経済としての地価を利用して、その売却益を移転先の用地購入と施設整備費に充当できる。極端な犠牲を強いることにはならない。一方では、農地になっている土地にも、住宅なみの土地保有税を賦課する必要があるとしながら、他方、工場敷地だけを特別に取扱いわけにはゆかない。

このように見てくると、土地保有税の強化の主たる障害は、住宅地それ自体にあるのではなく、商工業の大都市圏の有利性（差額地代的要素）を削減することの困難性にあることがわかる。この側面は押切らなければならない。

6. 問題は大都市圏内のことだとしても、地方の純農村の農家は、土地保有課税に対しきわめて敏感

であることは、過去の土地税制の改善措置の難航に見られる通りである。このような事情を考へて、農地を時価評価する場合の固定資産税税率は0.7%に引下げ、税額として不変に保つべきであると考へた。しかし、土地保有税制の改正に対し、純農家の中立以上に賛成さえもえようとするならば、固定資産税税率を0.7%より低く、たとえば0.5%に引下げる方がよい。そして、市街化地域だけに適用される都市計画税の方を大幅に引上げるべきである。固定資産税税率を0.7%より低くすれば、地方自治体の現状の財政需要をまかなうために地方交付税を増額しなければならない。しかし、大都市近郊市町村に対しては土地保有税の増徴によって交付税の必要はいわば皆無になるわけだから、両者が相殺される範囲内で固定資産税税率を引下げ、純農村からの反対を緩和すべきである。

7. 以上に見るように、土地保有税の強化は、大都市圏の土地問題と住宅問題の解決に対し、必要で十分な対策となるのであるが、その上に、商工業に対して大都市圏の立地的有利性を地方と平準化するための有力な手段ともなるのである。先に、資本と人口の大都市圏への集中を抑制し、土地需要を減少させるような政策が真の基本的土地政策であるべきだといったが、土地保有税制を戦略手段とする政策は、正に、基本的土地政策としての意味を持ちうることが明らかになった。

繰返すことになるが、用途のいかんにかかわらず、その土地の持つ経済価値の指標として、地価は時価評価すべきであり、土地保有税の基本としての固定資産税税率も、用途のいかんにかかわらず全国一律であるべきである。区画整理のような都市計画事業を特に必要とする市街化地域に対しては、都市と農村とを区分し、都市計画の財源を確保するために、固定資産税の外に、都市計画税を賦課することになるわけである。

8. 土地評価の技術的困難をいう人が少なくない。現実的な政策として、土地保有税の強化以外に適切な土地住宅政策が考へられないのであるから、こまかな技術的な点をあげつらつてこの対策を否定してはならない。地価公示制度を大規模に活用して、公正な時価評価を実現すべきである。

「あと書き」 以上の文章は終始いかにも舌足らずに終っている。拙著「地価と土地政策」（岩波書店）をお読み下さることを切に希望する。

〔 討 論 〕

司会 岡本雅美(東大・農)

(司会) 本講演, およびその参考書である新沢・華山著の「地価と土地政策」(都市計画や住宅・建築関係で論議を呼んでいる著書)の内容に関してその考え方・論理・アプローチの手法などの点について討論を進めたい。

(A) 農村計画は土地の利用区分を行ない, 土地の最適利用を図ることが主目的であると考えている。そのためには土地移動・流動化をどうするかが問題であると思うが, 地価の上昇が土地利用区分を実施する際の障害となっている。そこで農村計画を実行するには土地利用規制・施策がとられる必要があると考える。テキストには都市近郊における所有権の制限が提案されていないが, 地価を下げることによって計画的な土地利用が可能となるものかどうか。

(新沢) 地価の上昇率を下げる手段は, 現資本主義体制下では土地保有税を操作する以外にないであろう。地価の上昇率が高いと都市計画に限らずすべての計画実現の際, 用地の入手を困難にするし, 区画整理の保留地の場合も, その地価も年々上昇することになるので保留地を確保することがむずかしくなる。税制により地価の上昇率をおさえると, 保留地の確保も用地の取得も容易になり仕事がやりやすくなると思っている。

(A) 用地取得の困難さは都市改造のネックとなっているが, 土地の移動・土地利用規制についての措置として何らかの強い手段を講じるべきではないかと考えている。土地の移動・規制について, どのように考えておられるか。

(新沢) かって緑地地域の指定が行なわれたが, 緑地の地価は市街地に指定された地域より下がり, 緑地に先に住宅が建ち始めた。結局, 緑地の宅地化の進行によって緑地地域指定をひっこめざるをえなくなった。

新都市計画法では, 市街化区域・市街化調整区域に分けて土地利用等を規制しようとしているが, これだけでは市街化調整区域や, それをとりこえた地域に住宅建設をひきおこす可能性があり, 規制しきれないと考えている。すなわち, 現在の税制の程度なら所有者は農地をむやみに市街化区域に入れようとするが, 土地を時価評価し, 今よりも高率のたとえば5%ぐらいの都市計画税を市街化区域にかけたとするなら, すぐに宅地にならない所は市街化調整区域に入れておいた方がよいと所有者は考えるであろう。このように都市計画の線引の問題は税制とからめて初めて解決できると考える。

(B) 新沢先生はテキストⅡ-4で「都市計画事業(用途指定を除く)」と書いているが, その意味を説明いただきたい。

華山先生は市街化区域に対して税をかけると言っているが, これには旧都市計画法によって指定された有用な農地が含まれている。これにも同様に税をかける意味ですか。またそのような場所には重要な農業問題が多くあり, 土地利用規制をやらねばならないのではないかと。むしろ都市政策の対象となる部分こそ農村計画としての課題が多くあるのではないかと。

(新沢) 用途指定は当然都市計画事業に含まれている。ただ, ここでは「用途指定」という方法が

一般の事業計画と性格が違うので、分けて取り扱うと言う意味で分けただけである。用途指定が不必要だと言ったのではない。税制と組み合わせるなら、用途指定も意味があると考えている。

(華山) 地方税法では都市計画税を都市計画区域内にかけるとしており、私達は市街化区域に限って、都市計画税をかけるべきで、繰引をしていない地域にはかけないと言っている。市街化区域内の都市化が地価上昇のため阻害されているから、住宅は地価の比較的安い外にあふれ出てくる。我々はそのような都市の発達を都市内部で止めたいのである。

(B) 結局、昔の都市計画法で用途、指定を受けている地区については税をかける所とかけない所とがあることになるわけですね。

(C) 過疎地域内や純農村地域では100戸から1,000戸ぐらいの農家があるわけで、それを丸がかえて計画することはできない。また、農家が減ってゆく可能性の強い地域ではこれを丸がかえて考えてもその農村地域の人口を減らさずに維持することは困難である。このような地域で、自立農家の育成あるいは零細農家切り捨ての際、地価政策は戦術としてどの程度有効なのか。

(新沢) 大都市周辺について主として述べたのであり、過疎地にはあてはまらない。

(D) 税制改正の実現の見通しはどうか。

(新沢) この種の税制改正問題は自民党の性格からとりあげにくい問題である。革新政党までが大都市近郊農家を普通の農民と同一視しているが、大都市近郊農家の大部分は地価上昇を主関心事としており、農業は外観だけと見るべきで、この点で錯覚を起しているように思える。自民党の方がよく実情を理解しているようだ。関連することなので触れておくと、最近の緑農住区計画はよくないと思う。秩序ある土地利用をしようとしているのはよいが、税制と組み合わせてやればよいのに、それを無視して実施してしまった。税制改正を先にすべきだった。

(E) テキストに「地価上昇率マイナス税率が証券利率に等しくなれば、土地を買いま味がなくなり、持家と借家の選考は原則的には等しくなる」とある。しかし需要者には自分の家を持ちたいと言う本来の欲求があるので、上記のように「等しくなる」と言い切れるだろうか。たとえば借家では庭を作りたくとも自由に作れない。

次に、需要の方が供給よりも大であるのに、税率の操作により地価の上昇率を抑制できるだろうか。

(新沢) 地価上昇率を考えなければ、自分で家を建てる場合の自己資金の金利と償却費と借家に入って家賃を払うのと差がなくなるはずである。地価上昇が激しいと家を建てるために土地を買えば、その後の地価上昇は資産価値の増大になるから、持家の方が借家よりはるかに有利である。地価の上昇率が下がるなら、年をとってから家を建てても良いことになる。それに税制を改正すると持家に入っている人にも税金が沢山かかってくる。結局、持家、借家の選択に差がなくなってくる。庭のある持家が心理的に魅力があることは事実だが、この側面のために需要がこんなに大きくなっていると考えるのは間違いである。地価上昇率が高いことが若い人までが持家を早く持とうという気を起させているのである。

(テーマ・Ⅳ) 農村計画のケーススタディについて

〔報告〕

農村計画のケーススタディ

北村 貞太郎 (京都大学農学部)

笹野 伸治 (農業土木試験場土地改良部)

最近、農村計画がまがりなりにも立案され、その計画実現への期待がこめられるようになってきた。しかしまだ、農村計画の研究上はケーススタディが各所に展開されているという段階であり、計画実体はまだ面積的に全国の2/3以上を占める農村でありながら皆無にも等しい。農業の衰退、自然保護の欠除、歴史的文化財の放置、農村公害、無秩序な宅地造成など数え切れない農村問題の現実を見せつけられるたびに農村地域の計画の欠除を痛感する次第である。

こうした実情を反省し、全国の農村でその計画において少しでも計画的配慮が展開されるには、今後も実現見込のある農村計画、また実際に実現される見込のない計画のいずれであっても、農村計画の多くの事例、また種々のケーススタディが次々と現れてくる必要があると考えられる。

本話題提供は、このような意味を含めて現状の農村計画のケーススタディーをいくつか収集し、それらの中からケーススタディー上の問題点を少しでも検討しようとしたものである。そのうち今回は特に筆者らが関係したもののいくつかをとりあげ、その立案中の経験そして失敗などを述べ、これらのケーススタディーのすすめ方について若干考察したものである。

1. ケーススタディーの意義と限界

ケーススタディーの話題提供に入る前に、その意義と限界などを中心にケーススタディーの一般の問題点に若干ふれておくこととしたい。

1) 農村計画という場合、それは農村という対象に対する計画であるといえる。したがって、農村という対象を中心に展開するものであって、個々の技術を追求することにあるのではない。したがって、農村という全体を見渡しての計画的認識が必要であろう。

2) ところで1)で述べたような農村は多目的実在である。しかもこれを個別的に認識するのではなく、全体的に認識しようとするのが大切である。しかし、農村の全体的認識・研究はその側面が広いために非常に難しくもある。ところが農村計画のケーススタディにおいてはこうした農村の多目的実在性を計画を通じて全体的に認識する機会が与えられるという意味で非常に重要である。このような農村の全体的認識はケーススタディーの積上げによって大いに助長されるであろう。むしろケーススタディーの積上げによってのみ全体的認識方法が得られるのではないと思われる。とかく個別対象の認識方法にならされている研究者にとっては、対象の全体的認識という意味で重要な機会であろう。すなわち、ケーススタディでは対象の全体的認識と目的別個別認識とのつながりを確実に認識する機会が与えられる。

3) また、農村計画の大目的は、単的にいってこれらの多目的性を何らかの形で一つの大目的

の中に調和させることにあるともいえる。その意味で、農村計画技法の研究上特に考えなくてはならないのはこれらの目的調整技法である。その技法のあり方は一朝一夕にできるものではないが、この農村計画の総合課題の解決は、個別課題の機械的連結によってはできず、むしろ、特定の農村を対象として計画するケーススタディーの蓄積の中でのみ少しずつ得られるのではないかと考えられる。すなわち、ケーススタディーは農村計画の目的調整技法を開発する上で欠くことができないものである。

4) ケーススタディーをやるときはどうしても目的別に多数の専門家がよって研究することをしなくてはならない。そのため、そのケーススタディーに参加することによって、研究者の専門外用語の理解に役立ち、それを通じて研究者がおちいり勝ちな個別的認識者からの脱皮が図られる機会が与えられる。すなわち、ケーススタディーは専門外用語も理解できる計画者養成に大切であり、学際的研究上、非常に大切であるといえる。

5) 今、農村を全体的に把握しようとする場合、農村の分析から総合へ方法には大別して二つのものが考えられる。

すなわち、分析に際して全対象が予め目的別に大別されていて、その総合においてもその目的別に総合される場合(図-a)と、分析開始点には対象をでたらめに区分して分析し総合に当っては分析を基にして考えるという場合(図-b)である。ここで前者を目的論的、後者を非目的論的と仮称すると、農村計画においても、農村の分析診断と総合設計の過程にはこれらに近いものがみられる。筆者らの感じでは、農村計画のケーススタディーは目的論的方法が展開できる有効な場と考えられると共に、そのような方法の習熟にとって大切な機会であるといえる。

6) すでに述べたように農村は多目的実在であり、しかもそれぞれが特殊性をもったもので、農村計画は対象ごとに様々である。したがって、計画原単位は応々にして地区別に生まれて来る。そこで、その原単位を発見するための手法が必要となってくるが、ケーススタディーはそのような手法をテストする場となり得る。すなわち、ケーススタディーは農村計画研究の実験の場ともいえる。ある意味では思考実験である。

このようにケーススタディーは様々な側面で研究上学ぶ機会があって、非常に有効な側面を持つ反面、それに応じたそれぞれの欠点がある。

① 一つの計画策定が中心となるため、個々の現象を充分把握するに至らない前に留まり勝ちである。計画の論拠にあいまいさが出る。しかも原因究明の研究がおろそかとなり勝ちである。

② 目的間の調整に重点が置かれ、単一目的を徹底的に遂行することがない。したがって、特定の目的に主たる価値観をもつのはその計画が不充分なものだと判断され、しかもそれが全体の計画の不信頼観を生む恐れがある。

③ 目的別専門別に計画がたてられる場合、全体の用語統一がないと計画が非常にまとまりのないものになる。

④ 目的区分をあらかじめ定めて計画する場合、それ以外の目的区分が考えられず、新しい目的の範疇が生み出されない。したがって、一度ワイ曲して解決された分野は最後までワイ曲された対

象となってしまう恐れがある。

⑤ ケーススタディは農村計画のよき実験の場であるが、計画策定後再度その計画手法を反省し、それを基礎に新しい手法を考究し、実験結果批判がなされないと実験のやりっぱなしに終り、計画手法研究の蓄積に役立たない。

ここで指摘した点はケーススタディに関する筆者らの一つの問題提起であり、まだここに掲げていない色々なケーススタディの特色・欠点があると考えられる。そうしたことを充分認識して、ケーススタディの利点を生かすことが必要と思われる。

2. ケーススタディの一考察

前節で述べた農村計画のケーススタディの意義と限界を背景として、筆者らが関係した次の3つのケーススタディについて話題提供を行なった。

3節で述べるように農村計画をその対象規模から分類すると数ヶ市町村にまたがる計画、1つの市町村を対象とする計画、旧市町村程度を対象とする計画に大別できると考えられるので、ここでは農村規模別に広島県賀茂地区総合開発計画（人口845,685人、面積483.18Km²）滋賀県日野町農村計画、（人口845,209人、面積118.13Km²）茨城県玉里村の農村整備計画（人口840,775人、面積26.00Km²）の計画について図表を用いて説明し、討議の話題を提供した（図表等省略）

話題の提供に当っては 計画を策定していくフローに沿って、計画の目的、前提、調査、診断、設計等を図表上で簡単に説明し、計画作業上反省すべき点を中心に述べ討議の話題とした。反省すべき点としてあげた点をここでいくつか摘記すると次の諸点があげられる。

- 1) 農村計画の対象規模を意識しないで、農村規模の大小を問わず、同一の概念で農村計画の策定手法を追究してきたこと。
- 2) 計画手法全体の体系が概略にしても明らかでなかったこと。
- 3) 計画の目的を余り明確にしないで計画設計が行なわれていたこと。
- 4) 計画の前提とすべき諸元は計画手法の全体的構成が明らかでないため非常に不明確であったこと、したがって、計画課題の究明がなされず、手法研究に走りすぎたこと。
- 5) 調査方法も計画手法が整理されていなかったため、非常に漠然として、しかも重複的調査が多かったこと。
- 6) 対象の診断も設計につながるような診断でなく、一般的情報説明にすぎなかったこと。
- 7) 設計手法において構想設計が充分でなかったこと。
- 8) したがって、基本計画設計が充分確立しなかったこと。
- 9) 実施計画を策定する段階にまで至らなかったこと。
- 10) いろいろな専門家による計画チームで作成したため、農村計画の概念統一に時間がかかり、しかも統一できないままの計画に終ったこと。

結論的には農村計画論へのアプローチはまだ本質論的問題に留っており、農村計画が多様で、しかも複雑であったことが明らかになってきたものの、その手法体系がまだ整理された段階にない。した

がって、計画手法の体系化を目指すケーススタディが今後多くあられることが望まれる

3. 農村計画事例の現況

農村計画（及びこれに類するもの）事例の現況をとりまとめてみると、その事例は多方面で見受けられる。この報告で集めたものは筆者らの目に触れたものを中心にとりまとめたもので完全ではないが、現況をとりあえず知る上で役立つものと考えられる。次に関係機関別にその実状を見ると次の通りである。

1) 農林省による計画事業

① 農業基盤総合整備パイロット事業調査（総バ）（主管：農地局計画部）

事業調査地区のS45年度採択分が11地区、そのうち4地区がS47年度に着工予定である。（表1，省略）

② 農村総合整備調査（主管：農地局計画部）

これは上記事業計画のための計画基準調査であるが、調査作業の一部としてモデルプランを樹立することにもなっている。なお、この調査では「農村環境整備調査委員会」（委員長、山崎不二夫氏）が計画基準案の作成を担当しており、S45～S48の4ケ年の予定で作業中である。地区数は計25地区、地区の調査年数は2ケ年である。（表2，省略）

③ 農住都市建設計画（主管：農林省農政局農協課）

農民が農協の指導のもとに自主的に協同し、農業面からの土地の効率的利用も配慮しつつ計画的に宅地造成（20ha以上の団地）および住宅の建設、経営を行なうもの（全国農住都市建設協会の資料より）である。このような地区は全国20地区ある（表3，省略）

④ 緑農住区開発計画（主管：農林省官房企画室及建設省住宅局）

S44～S45の経企庁の国土総合開発事業調整費により、横浜市北農協内、神戸市西農協内の地域で調査し、報告書もまとめられている。（表3，省略）

⑤ 広域農業総合開発基本調査（主管：農地局計画部）

S44～S48に次の4地区（①根室中部、②北上、③阿武隈八溝、④阿蘇久住飯田）を調査中である。これは新全総の大規模開発プロジェクトの一つである大規模畜産基地開発事業であり、畜産団地の開発に加えて集落の再編成や地域施設、地域内の交通網の整備など、総合的な地域開発を行なおうとしている。また同じ新全総の大規模開発プロジェクトの1つとして信濃川地域の高生産性稲作地帯形成のための調査がS45～S47にわたり進行中である。

⑥ 生活プロジェクト実験集落整備事業（主管：農政局普及部生活改善課）

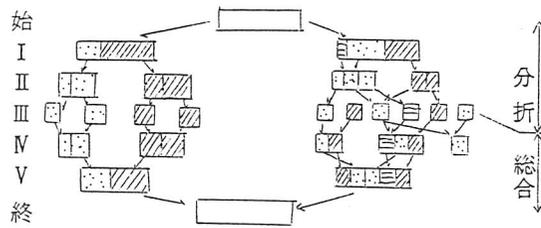
3集落（深川市納内、蒲郡市相楽、伊万里市大川原の各地区）を実験集落として指定し集落整備の基本計画等を策定している。昭和46年度から5ケ年間で実施する（表4，省略）

⑦ 広域営農団地整備計画

下記の7地区についてS45年度に、全国農業構造改善協会による「広域営農団地総合診断報告書」が県の依頼によりとりまとめられている。診断の作業は、学識経験者の参画のもとに行なわれ、地域の総合診断の方法について参考となる。

- ① 三重県七里御浜地域
- ② 和歌山県紀の川地域
- ③ 山梨県金川會根地域
- ④ 石川県能登地域
- ⑤ 香川県中讃地域
- ⑥ 佐賀県国見山麓地域
- ⑦ 山形県庄内地域

図1 分析から総合への過程



2) 自治省による計画事業

(a) 目的論的

(b) 非目的論的

① 広域市町村圏振興整備事業 (主管：自治省行政局振興課)

人口10万人以上の都市および周辺農山漁村地域を広域市町村圏として設定し、広域行政体制の整備のため計画策定、事業の実施を図るものである。昭和44年～46年度間に全国で330圏域が指定されている。

② 市町村別の基本構想と市町村計画 (主管：自治省行政局振興課)

基本構想とは、地方自治法第2条第5項の規程に基づき市町村議会の議決を経て定められたものをいう。S46年5月1日までに全国の市町村3247のうち1106(34%)が策定済。S46年度中に1374が策定を終る見込である(審議会のあるもの712)。

市町村計画とは、その名称にかかわらず実質的にその市町村の長期総合計画として扱われているものをいう(過疎地域振興計画、山村振興計画、農業振興地域整備計画等を除く)。これはS46年5月1日までに策定済みのもの1,211(37%)、作成中または検討中のもの1,082、作成済みのうち審議会のあるもの734、作成済みのうち実施計画のあるもの691(うち505はローリングシステム採用)である。

③ モデルコミュニティ整備事業 (主管：自治省)

住民が望ましい近隣生活を営むことができるような地域社会形成目途とするものである。昭和40～43年の3ケ年で約100ヶ所指定の予定である。

3) 建設省による計画事業

① 地方生活圏整備調査事業 (主管：建設省計画局地方計画課)

これは都市を中心に一体的整備をする必要がある地域(人口15～30万人、20～30Km圏域)で基幹となる生活環境施設の整備、都市、農村間の道路の整備を行なうためのもので、圏域指定は、昭和44年度から5ケ年計画で全国164ヶ所とする予定である。

4) 経済企画庁による計画事業

① 集落再編成モデル事業 (主管：経済企画庁総合開発局)

振興山村における分散小集落の移転、統合によって生活条件の向上を図るため、生産条件と一体的整備を総合的にするためのもので、この事業が昭和44年より6ケ年で全国20ヶ所選んで実施される。

5) 各種コンサルタントによる地域開発計画策定事例

①この事例は非常に数多くある。筆者らが現時点で気付いた範囲でも80事例近くを数え、市町村の基本構想や市町村計画案が多い。しかし、町村計画の中で本格的な農村計画とみなし得るものはまだ数少ないようである。(表5省略)

6) 総括

上述したように農村地域における計画事例は前節でも触れたように数ヶ市町村に及ぶ広域的なもの、市町村規模のもの、市町村内の一部の地区程度のものと3種に大別できる。そしてそれぞれのレベルで計画手法が異なってくるのでケーススタディの実施に際してもその計画がどのレベルの計画であるかを若干考慮して計画手法の確立を急ぐことが必要であろう。

① 広域的な計画

このレベルの計画には農業基盤総合整備パイロット事業調査におけるA、Bゾーンの基本構線、広域農業総合開発基本調査、広域営農団地整備計画、広域市町村圏振興整備事業、地方生活圏整備調査事業等があり、似たような地域計画が多方面で策定されている。このため市町村計画の前提条件が非常に定めにくい実状があるので、手法研究に当ってはできる限り統一的手法の考案に努めることが必要であろう。

② 市町村計画

市町村計画に関係する制度としては市町村の基本構想の策定、市町村農業振興地域整備計画、都市計画における市街化区域の決定等がある。しかし、市町村計画の策定手法はまだ確立されていないので、しっかりとした計画事例も少ない。したがって次の農村整備計画のためにもこのレベルの計画事例も多くなって行くことが望まれる。

③ 特定の地区の面的事業計画

農村地域の面的事業には農業基盤総合整備パイロット事業調査のCゾーン計画、農村総合整備調査、緑農住区開発計画等がある。また農村集落整備計画に限定すると農住都市建設計画、生活プロジェクト実験集落整備事業、モデルコミュニティ整備事業、集落再編成モデル事業と似た計画が別々の管轄でみられる。この場合も計画手法模索時代であるといえる。

あとがき

本文は研究部会の討議のために提供したケーススタディに関してとりまとめた中間報告的資料である。今後、資料の収集を待って、別の機会を得てケーススタディの計画手法上の実状を詳細に報告したい。

〔 討 論 〕

司 会 荒木 甚幸 (農地局)

(司会) 問題を「農村計画におけるケーススタディの問題」と「3地区の事例」の2点にわけて討論を進めたい。

(A) 賀茂地区の事例では報告者は農業の将来をどう読んでいるか。農業の今後の変動は今考えてもとても充分にはわからない。しかし、適当にやるわけにもいかないのだから、ある程度の想定をせざるを得ないはずだ。たとえば、谷地田を今後どうするのか、やるとすればどうするのか、なども考える必要がある。また、想定したものにどの程度の流動性を考えたら良いのだろうか。

(笹野) 「例えば米の将来について考えると、5年以内に現在の兼業米作を支えている条件は崩れると考えている。作業時間でいえば1ha当り70時間程度以内の生産性を有するものでなければ成立しなくなるのではないか。そのような米作を成立させ、また近郊農業地帯としての高度な農業を展開するためには抜本的な土地改良を水田にも畑にも使えるオールラウンドな土地改良が必要である。」という提案をしている。「そのためには土地条件の良い所を集中的に改良して借地型の農業で高生産性の米、畜産、野菜などをやる農業を育成することが望ましい。その方向へ移行するための手立てを講じよう。1種のカケをやることになるが相当思い切ったことをやらねばこの地区の農業はスプロールによりどうにもならなくなる筈だ。不規則に土地が売られスプロールが起れば、快適な生活も高度な農業も共に成立しない。プロ中のプロの農業が生き残らなければ、美しい郷土を守ることは不可能だと考える。座して朽ちるのを待つのでなく、自ら斗って明るい未来を勝ちとるべく努力してほしい。」と主張している。

つまり、「将来の変化は正確には読めないが、米を中心とする保護政策の支えが外されても、企業農業として競争の時代に生き残るだけの農業に成長するよう努力しよう。それ以外に方法がない。」と言っている訳である。

(A) ケーススタディをやる場合、相当理想的なものを書くことになるであろうが、賀茂地区ではどの程度の精度でやっているのか。

(笹野) この地区では2万5千～5万分の1の図で作業をやっている。土地条件をみて、ここは米、ここは畜産といった具体的な話はまだやっていないが、意欲的な農家グループと話し合っただけで今後思いきった構想を展開して行くつもりである。

(B) 20年先の農業情勢を誰も予測できない。そこで農民にショックを与えて自分達で考えるようにすることを考慮して、「現在のよう保護施策がなくなったとき、どうするか」を考えて行くという方向をとった訳だ。(注) B氏は賀茂地区の計画担当者の1人)

(司会) 現場の人にも活発に発言して欲しい。

(C) 将来、生活様式はもっと進歩するだろうし、自立経営規模が1haから3haになるだろうというが、どのあたりに計画年次をとれば良いと考えるか。また経営規模の拡大から離農をどのように取り扱うか、余剰労働力の処理をどう考えるのか。さらに、農村計画の費用負担の問題で対象農家の支払能力によって実現性や規模が異なると思うがどうか。

(北村) 農村計画といっても計画対象の規模によって考え方が若干異なるので次の三つに分けて考えている。

町村レベルの計画において計画年次は20年ぐらい先にとると、ある程度計画がたてられるのではないか。20才の人が40才になる訳で20年ぐらい先まではなんとか一応の目標としての見通しがつくのではないかと思う。

具体的な事業設計を伴う農村整備の場合には事業の設計にあたり各農家毎に詳しく調べて離村者志向者を調査することになる。

「どの程度の労働力でその地域の生活活動がバランスしていくか、工業を入れるかどうか。」については上位計画にもとづいてある程度調整すれば良からう。

数カ町村にわたる計画の場合には、個々の町村の計画をたて、それを調整するのがむしろ良いのではないか。この場合には広域的流通バランスを考えて、広域営農団地などをつくって行くことが必要だと思う。

費用の負担については町全体にかかわることなら町が負担すべきであろう。事業費は圃場整備ならば農林省、住宅ならば民間、道路ならば建設省などと別々の費用でやるように考えて良からう。すなわち、全体を事業としてやることは難しいから、計画をたてておいて、個々の事業としてやる訳だ。農村整備は直接には農家に大きい利益を与えるが、非農家でも全体としてはやはり得になる。だから、すぐに農家だけの負担でという必要はない。農家が土地を管理するのだから、全体の利益にもつながると考えている。

(D) 自分の経験としては総バシかないので他にあてはまるかどうかかわからないが、意見を述べる。

テーマ1の報告では「診断があって、そこから構想が出る」と考えているようだが、それは問題だと思う。20年先では食糧制度の取り外しが予想されるので、外挿法によって将来を予想することはできない。現状の診断を行なったということと構想をたてるということは別のことである。自分が総バでやったことは食糧制度がなくなった事を想定して、1戸当り水田6ha以上、酪農では草地では15ha以上が必要と考えた。その際将来人口を3分の1とするやり方もあり得たがプランナーも住民も人口減を望むはずがない。そこで人口定着の方法を考えたところ工業の導入が必要だということになり、農業で3分の1、工業で3分の1、その他で3分の1という産業構成を考えた。

次に計画年次をいつにするかは都市計画では重要な意味を持っていたが、農村計画ではそれにこだわることは間違いではないか。

(北村) 診断と構想が直接つながるとはいえない。ただ構想をたてる参考にはなる。計画者の判断、責任でどうきめるかが問題である。

プランニングする場合、診断から構想が自動的に出てくるというのは間違いと思う。過去の全人口のトレンドを形式的に追うより、年齢、階層別に人口の動きを追うレベルにおとすべきである。計画年次を20年にとるということは計画をたてる上で20年ぐらいたって農業が他産業などと社会的にバランスをとりうるかどうかを考えるための資料にすることである。

したがって、計画的判断の参考として人口や農業・工業の労働者がどうなるであろうかまたその結果土地利用秩序がどうなるであろうかと思ふ意味で計画年次をとる。したがって、目標年次をきめて、そこにこういう農村をつくるという意味ではない。

(司会) 事例的な面を加えて全般にわたる討論をしてほしい。

(E) 計画主体は地域住民ということだが現実を見ると絶望的な感じがする。地域住民に地域をどうするかと問いかけても、将来構想は簡単には出てこないし、意識調査の信頼度にも限界がある。農民側に直接的な動機がないと本当の将来計画は出てこない。20年後といっても、そこにいる住民はかなり変わってくる。その時点の農村を背負うのは今の世代ではなく将来の世代である。今の世代の意識調査の結果に立脚した計画ではだめではないだろうか。

20年後の土地利用はこうだといっても一体何をいってることになるのかわからない。

将来計画は仮定の上での話ではないか。仮定の上での話であることを忘れて、こうなるああなるといっても単なる仮定上の話にすぎないのではないか。そうすると計画をたてる意義は一体何かという疑問が出て来る。

(F) 今述べられたことはこれから研究してゆくべきポイントだと思ふ。事例報告には計画の目的、課題について何も述べられていない。課題を持たずに計画をたてるのはおかしい。

人口計画については、D氏と同じ見解をもっている。計画では、社会、経済条件、技術条件にもなって変えていくことであると思っている。だから、社会、経済条件、技術条件の変化に応じてどうすべきかをいうべきである。農業の役割がどう変わってきたかをとらえること、農業の人口支持力あるいは労働吸収力がどの程度であるかをとらえることが大切だ。

農村計画でもっとも重要なのは農業でどの程度の農民を維持できるか、ある程度の人口を維持するにはどうすれば良いか、そのために土地利用をどうするかを考えている。D氏と似た考え方になると思う。

計画としては今何をなすべきかは2、3年のことはわかるが、20年後のために何をやるかはわからない。だから、20年後の将来のためにマイナスにならない土地利用をやっていくことを考えている。将来の予測を行なう考えは間違っている。

(北村) Eの質問にあった「動機」の点は難しい問題である。「計画の主体」については、計画者による計画的誘導はあり得ても「住民が計画主体」ということで良いのではないか。市町村の基本構想は議会の採択を得るということになっている。したがって、形式論的に見れば、今日住民代表によって政治が行なわれていることを認めると議会が地域住民の意向を反映しているとみて良いのではないか。地域住民の意見を結集していくべきだが、それを代表する議員や地域指導者たちに間接的に地域住民の意見をまとめて提示してもらい程度になるのが現状だ。

住民自治の面からみると我国の経験はわずか100年しかない。まだまだ未熟である。住民自治を更に進めていく方向で我々が協力していくことが必要と思う。

20年後の事であるが、その時までには価値観の変化が起る。その変化にしたいに対応していけば良いのである。農村計画の研究は生まれただけで今はまだ充分な成果の蓄積ができていない。

しかし、一応言えることは「農村には一定の土地利用の秩序があるのではないか」ということだ。また我々はそういうものを作ろうとしているのではないだろうか。

また仮定の上の話であるという意見には同感である。我々の提案をうけるべき地元住民側の成長がないのに直接提案をぶつけるものだから誤解をまねくのである。

(司会) 玉里村の事例について何か御意見は？

(A) 玉里の場合、畜産(養豚)に力を入れた。あの地区程度だと公害上の問題はないと思ったのか。その他の地区でもやって良いと考えたのか。

(北村) ケーススタディとしてやったのであって、公害上の小さな問題点まではつめていなかったように思う。

(G) 豚の糞尿の浄化槽をつけないといけない。玉里村の状態を調査したとき、何とかせねばならないというコメントをつくったが、第二次構造改善事業では浄化槽を改修してかなり良くなった。

(A) 活性汚泥の浄化槽だと水は一応透明になるが、これは見せかけだけで窒素の処理ができないか。

(H) 玉里村の養豚は最初200頭位から始まったが、糞尿処理がネックとなって5000頭位でとまっている。しだいに改善はしていったけれども液体分の窒素の処理は不可能である。豚10,000頭が人口10万の都市に相当する。

私は内陸部では畜産はできないと考える。農業への自然還元ができるケースは施設園芸と鶏糞、乳牛と水田などが考えられる。このように自然還元できる場合のみ畜産の計画をたてるようにすべきだと思う。

(A) 玉里村のような集団だと、かえって規制しやすい5~6頭ごとに飼っている農家が問題である。

(I) テーマIで笹野氏の言っている「日本流の技法」の内容は何か。情緒が日本的なのか、それとも手法手順が日本的なのか。

(笹野) 「自然に解けた非常に美しい農村」を作って来た日本独特の農村作りの技法が主体ははっきりしないけれど、現実には存在していると思う。「その本質は何か。」手法手順が日本的なのか、情緒が日本的なのか、は今の所自分にもわからないのである。

しかし、我々にはこの伝統の本質を解明しそれを正しく継ぐべき義務があると考えてるのである。

ケーススタディで報告する事例は今日の場合も含めて一般にチームワークによる共同作品である。担当者の本来の発想や技法は純粋な形では計画に盛り込めない。各分野の担当者の発想の相違に驚きながら、大巾な妥協をし合って計画を構成して行くことになる。

個々人の本来の発想法を純粋な形で話し合い場はむしろケーススタディ以外の議論の中で見出したものだ。

農村計画研究部会

- 規 約
- 役員名簿
- 46年度活動経過
- 部会員名簿
- 加入申し込み及び会費について



農村計画研究部会規約

名称

1. この部会は農村計画研究部会と称する。

目的

2. この部会は農村計画・農村整備に関する研究，技術の発展および部会員間の研究交流に寄与することを目的とする。

事業

3. この部会はその目的を達成するため，次の事業を行なう。
 - 1) 共同研究。
 - 2) 研究発表会，研究討論会および見学会などの開催。
 - 3) 関連学会，関連機関との研究・技術交流。
 - 4) 研究資料の収集・配布。
 - 5) その他。

所属・会員

4. この部会は農業土木学会に所属し，その学会員をおもな構成員とするが，非学会員の加入も妨げない。

役員

5. この部会には次の役員をおく。部会長1名，幹事若干名，うち数名は常任幹事とする。なお，役員の任期は2年とし再任を妨げない。
役員の選任は総会で行なうことを原則とする。

経費

6. この部会の運営に要する経費は，農業土木学会の補助金，会員の負担ならびに寄付金によってまかなう。

入退金

7. この部会への入退金は自由であるが，そのつど事務所へ連絡すること。

解散・規約改正

8. この部会の解散およびこの規約の改正は，会員の3分2以上の承認を得て行なうことができる。

事務所

9. この部会の事務局は，神奈川県平塚市中原1519，農林省農業土木試験場，土地改良部，環境整備研究室に置く。

役員名簿

部会長	出口勝美（農業土木試験場）
幹事	荒木甚幸（農地局）
"	石光研二（農村開発企画委員会）
"	今岡浩（新農村開発センター）
"	太田更一（岐阜大学）
"	小出進（宇都宮大学）
"	白井義彦（岩手大学）
"	新沢嘉芽統（東京大学）
"	中川稔（東海農政局）
"	長島守正（日本大学）
"	西口猛（京都大学）
"	華山謙（東京工業大学）
"	増本新（農地局）
常任幹事	大橋欣治（農地局）
"	北村貞太郎（京都大学）
"	笹野伸治（農業土木試験場）
"	中川昭一郎（農業土木試験場）

46年度活動経過

- 4 6. 5. 2 8 農村計画研究部会が農業土木学会研究部会として認定される。
- 4 6. 5. 2 9 設立総会 (於 日本大学農獣医学部, 参加者約80名)
1. 規約決定 2. 役員選出 3. 運営方針承認
- 4 6. 5. 3 0 第1回幹事会 (於日本大学農獣医学部)
1. 農村計画研究部会の成立と事務手続
2. 会費に関する方針
3. 第2回幹事会の日程及び討議内容の予定
4. 幹事の追加任命に関する当座の取扱方針
- 4 6. 7. 1 2 第2回幹事会 (於農業土木会館)
1. 設立総会以降の経過報告
2. 「農村計画研究グループ」の研究活動の報告
3. 農村計画研究の対象と方法論に関する討論
4. 部会の今後の活動方針 (主として第1回研究集会について)
- 4 6. 1. 1. 2 5 ~ 第1回研究集会 (於, 農業土木会館・参加者92名)
2 6
- 4 6. 1. 1. 2 5 第3回幹事会 (於, 農業土木会館)
1. 部会報の発行について
2. 47年度学会全国大会の際の研究部会行事について
- 4 7. 5. 1 0 部会報(創刊号) 発刊

部 会 員 名 簿

(昭和47年3月1日現在)

総数 193名

その内訳は

農業土木学会員…………… 162名
 非農業土木学会員(○印)…………… 31名
 行政機関所属…………… 85名
 大学および研究機関所属…………… 63名
 コンサルタント等所属…………… 40名
 その他…………… 5名

氏 名	所 属	氏 名	所 属
	[北海道]	近江 隆	○東北大学工学部 建築学科
大西 英夫	北海道開発局稚内開発建設部 開墾建設課		[秋田県]
大野 義夫	"	佐藤 喬夫	○秋田県立西目農業高等学校
	"	鈴木 昂	八 "
金森 信夫	北海道開発局帯広開発建設部 開墾建設課	中沢 功	八郎潟新農村建設事業団工務部 施設課
谷口 健	専修大学美唄農工短大内	吉尾 武	秋田県立西目農業高等学校
寺内幾三郎	農林漁業金融公庫北海道支店		[福島県]
畑山 英夫	北海道開発局稚内開発建設部 開墾建設課	森 学	東北農政局雄国山麓開拓建設事 業所
古沢 哲朗	あさひ測量設計社		[茨城県]
古谷 将	帯広畜産大学	佐野 文彦	茨城大学農学部
	[青森県]	高橋 貞三	関東農政局高浜入干拓建設事業 所
田口 肇	青森県南土地改良事業所熊 原川支所		[栃木県]
	[岩手県]	井上 隆昭	○草地試験場経営研究室
石川 武男	岩手大学農学部農業土木学科	上野 武二	栃木県下都賀土地改良事務所
白井 義彦	"	小出 進	宇都宮大学農学部農業開発工学 科
瀬能 誠之	"	塩谷 哲夫	農林省草地試験場
浪瀬 信義	"	谷山 重孝	関東農政局那須野原開拓建設事 業所
吉田 良和	東北農政局北上地域総合開発 調査事務所	中島 哲生	"
	[宮城県]	中根 豊郎	"
沓岐 国男	東北農政局建設部かんがい排 水課		

[埼玉県]

大久保和夫 埼玉県春日部土地改良事務所
中川弘三郎 埼玉県農林部農業水利課

[東京都]

秋月 勲 日本技術開発KK
東 正則 ○工学院大学建築学科
穴瀬 真 東京教育大学農学部農業工学科
安部 征雄 "
荒木 甚平 農林省農地局計画部技術課
石光 研二 農村開発企画委員会
井上 義隆 日本技術開発KK水工部
今岡 浩 新農村開発センター
岩崎代志治 東京大学農学部農業工学科
大伴 寛 国際航業KK設計部
大橋 欣治 農林省農地局計画部技術課
岡本 雅美 東京大学農学部農業工学科
萩原 正三 ○工学院大学建築学科
奥原 功二 国際航業KK設計部
角谷 晃 日本技術開発KK水工部
笠井 利之 海外技術協力事業団開発調査部
実施課
金子 良 日本大学農獣医学部農業工学科
川上 二郎 東洋スプリングラーKK
岸上 定男 東京教育大学農学部農業工学科
北村 典雄 ○日本技術開発KK
久野 英昭 ○国際航業KK設計部
久保 義弘 関東農政局計画部技術課
熊沢 茂 東京教育大学農学部農業工学科
黒田 昭 東京大学農学部農業工学科
鯉淵 惣次 日本技術開発KK水工部
後藤 晃 "
佐藤 憲 "
佐藤 志郎 ○国際航業KK設計部
佐藤 徹 ○日本大学農獣医学部
佐藤 瑞夫 新農村開発センター
佐藤 洋平 東京大学農学部農業工学科
島津 義満 東日本建設業保証KK
新沢嘉芽統 東京大学農学部農業工学科
瀬戸 正雄 ○東京教育大学農学部農業工学科
田島 幸市 ○新農村開発センター

田辺 義和 日本技術開発KK水工部
田野崎 園夫 パシフィック航業KK
土屋 誠三 ○日本技術開発KK
恒村 則之 ○ " 総合計画部
手島 勝 農林省農地局開墾建設課
内藤 利貞 東京教育大学農学部農業工学科
長島 守正 日本大学農獣医学部農業工学科
中田 昌卯 東京農工大学農学部農業生産工
学科
中村 茂樹 ○早稲田大学理工学部建築科
丹羽 豊隆 内外エンジニアリングKK技術部
技術二課
華山 謙 東京工業大学工学部社会工学科
日高 基善 農林省農地局開墾建設課
藤本 信義 ○東京工業大学工学部建築学科
藤森 博美 ○日本大学
増本 新 農林省農地局建設部開墾建設課
松井 健 地域開発コンサルタント
松下 修三 ○日本技術開発KK
松村 洋夫 東京大学農学部農業工学科
丸田 頼一 ○日本大学農獣医学部造園学研
究室
武藤 一夫 新農村開発センター
森 恵 日本技術開発KK水工部
森下 讓二 関東農政局計画部技術課
山崎不二夫 農業土木学会
山本 敏 農林省大臣官房企画室
山本 裕司 日本技術開発KK水工部
横山 光雄 ○日本大学農獣医学部造園学研
究室
吉田 健 八千代エンジニアリング
和田 保 農業土木技術研究所KK

[千葉県]

小泉正太郎 ○千葉大学工学部建築学科
田中 研一 関東農政局利根川水系農水調査
事務所
宮沢 鉄蔵 ○千葉工業大学建築学科

[神奈川県]

浅岡 幸男 神奈川県農政部耕地課

佐々木泰雄 農業土木試験場水理部
 笹野 伸治 " 土地改良部
 椎名 乾治 " "
 田村 文彦 神奈川県農業公社
 出口 勝美 農業土木試験場
 中川昭一郎 " 土地改良部
 藤沢 和 明治大学農学部農学科生産土木
 コース
 吉田元三郎 農業土木試験場土地改良部

〔新潟県〕

安藤 斌 新潟県農地部農地建設課
 川内 弘 新潟市役所農地課
 小竹 秀雄 "
 高橋 文司 新潟県農地部農地計画課
 真壁 良治 " 農地整備課
 三沢 真一 新潟大学農学部
 渡辺 秀 新潟市役所農地課

〔長野県〕

木村 和弘 信州大学農学部

〔愛知県〕

伊勢野大蔵 三祐コンサルタンツインターナ
 ショナル技術部
 入矢 狷介 "
 太田 邦雄 "
 門脇 達 "
 加納 正之 "
 黒田洋一郎 "
 近藤比佐雄 "
 中川 稔 東海農政局建設部設計課
 宮崎 泰 三祐コンサルタンツインターナ
 ショナル技術部
 横井 敏雄 "
 吉田 昌弘 日本水工コンサルタンツ名古屋
 出張所

〔岐阜県〕

安藤 敏行 ○岐阜県大垣土地改良事業所
 内田日出男 "

衣斐 実 岐阜県大垣土地改良事業所
 太田 更一 岐阜大学農学部
 木村 英夫 岐阜県大垣土地改良事業所
 久保田光明 "
 栗山 誠之 "
 桑原 信男 岐阜県農務部農業企画室
 沢野 緑 岐阜県可児県事務所
 関哉 信夫 岐阜県大垣土地改良事業所
 高橋 強 岐阜大学農学部
 武市 竜生 岐阜県大垣土地改良事業所
 田中 史朗 "
 野崎 春磨 "
 深尾 勉 ○ "
 藤田 昭 "
 矢橋 輝男 "

〔三重県〕

長田 昇 三重大学農学部

〔滋賀県〕

荒堀 守雄 ○滋賀県今津県事務所
 増田 敏男 "

〔京都府〕

浅原 辰夫 近畿農政局建設部設計課
 有田 博之 京都大学農学部農業工学科
 石原日出三郎 内外エン지니어リング技術部
 井上 建一 近畿農政局計画部技術課
 今井 敏行 京都大学農学部農業工学科
 今村藤三郎 近畿農政局建設部仮場整備課
 牛野 正 京都大学農学部農業工学科
 小原 敏男 ○近畿農政局計画部資源課
 北村貞太郎 京都大学農学部農業工学科
 岸本清次郎 ○近畿農政局計画部資源課
 黒須 靖 " 技術課
 河野 芳樹 " 建設部開墾建設課
 小島 正樹 京都大学農学部農業工学科
 後藤 兵作 近畿農政局建設部かん排課
 小沼 邦彦 京都大学農学部農業工学科
 小林 豊長 近畿農政局計画部技術課
 佐藤 和美 " 建設部設計課

未吉 英夫	近畿農政局建設部開墾建設課	[愛媛県]	
鈴木嘉一郎	○ " 計画部資源課	中村 忠春	愛媛大学農学部農業工学科
谷本 寿男	京都大学農学部農業工学科		
坪倉 和雄	近畿農政局計画部技術課	[佐賀県]	
中島 英夫	" 建設部	岡 晃	農業土木試験場佐賀支場
中原 哲彦	京都府洛西湛水防除事務所		
中村 安之	京都府農林部耕地課	[長崎県]	
西口 猛	京都大学農学部農業工学科	井上 自然	九州農政局長崎南部地域総合 開発調査事務所
平子 祥明	○近畿農政局計画部計画課		
藤田 武男	" 技術課	川西 英之	○ "
美馬 孝明	○ "	志垣 厚実	"
森下 一男	京都大学農学部農業工学科	下西 秀一	"
森田 勝	○近畿農政局計画部計画課	田原 亮一	○ "
山下 圭紹	○ " 計画部	西井 武夫	"
渡部 礼一	" 建設部設計課	松尾 稔	○ "
		[宮崎県]	
[大阪府]		黒田 昭	宮崎県経済部農政企画課
坂本 宣美	農地開発機械公団西部支所事業 課		
		[鹿児島県]	
[兵庫県]		阿部 雅雄	鹿児島大学農学部
石田 陽博	神戸大学農学部農業土木学教室		
畑武 志	神戸大学農学部		
		[島根県]	
萩野 芳彦	島根大学農学部農業工学科		

加入及び会費について

1. 会費

年額1,000円(部会運営費,会報発行費などを考慮して決定)

2. 加入申し込み方法

氏名,所属,連絡先,学会員,非学会員の別を明記の上,農村計画研究部会へ文書(振替用紙に記入も可)で申し込むこと。

3. 会費納入方法

現金書留または振替口座(横浜13732)で農村計画研究部会へ送金のこと。(同一機関で数人以上部会員いる場合には,なるべくまとめてご送金のこと。)

4. 農村計画研究部会の所在地は下記の通り

254, 神奈川県平塚市中原1519, 農業土木試験場土地改良部環境整備室

TEL. 0463-31-3175 (内) 280

1972年5月 1日印刷

1972年5月10日発行

発行者 神奈川県平塚市中原1519

農業土木試験場土地改良部
環境整備研究室

農業土木学会農村計画研究部会

発行責任者 出口勝美

振替口座 横浜 13732